

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

【 第 5 期 】

(素案)

平成 24 年 3 月

栃木県真岡市

は じ め に

我が国は、急速な高齢化の進行により、平成22年には、高齢化率が23%を超え5人に1人が高齢者という超高齢社会となっております。今後、高齢者を取り巻く環境は、ますます複雑・多様化し、高齢者は、社会的、経済的、精神的に厳しい状況に置かれることが予想されます。

本市におきましては、平成23年10月1日現在（住民基本台帳人口）、高齢化率が19.7%であり、平成26年には22.4%に増加するものと見込んでおります。

このような状況の中、本市では、優しさと思いやりのある地域福祉の実現を目指し、「共に生きる」という考えを基本理念とし、総合的な高齢者保健福祉施策を推進することを目的として、第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定いたしました。

今後、この計画に基づき関係機関、団体の方々との協働により、高齢者が生きがいのある充実した生活が送れるよう、各種施策の推進に取り組んでいきたいと考えておりますので、ご支援とご協力をお願いいたします。

終わりに、本計画策定にあたって、ご尽力をいただきました関係者の方々に対し、心から感謝申し上げます。

平成24年3月

真岡市長 井 田 隆 一

目 次

第1部 計画の概要

第1章 計画の概要	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	2
第3節 計画期間	3
第4節 日常生活圏域の設定	4
第5節 策定体制	4

第2部 高齢者の現状と将来予想

第1章 高齢者の現況	5
第1節 総人口と高齢者人口の推移	5
第2節 高齢者世帯の状況	6
第3節 高齢者の住まいの状況	7
第4節 高齢者の就業状況	8
第5節 高齢者の健康状態	9
(1) 健康の保持増進	9
(2) 医療の状況	9
(3) 日常生活圏域ニーズ調査	11
第2章 高齢者及び要介護者の推計	13
第1節 将来人口と高齢者人口の推計	13
第2節 要介護者等の推計	15
第3章 高齢者保健福祉の基本的な施策目標と重点課題	17
第1節 基本的な方針	17
第2節 計画の基本目標	18
第3節 重点課題	19
第4節 重点施策	20
(1) 健康づくりとねたきり・認知症予防の推進	20
(2) 介護サービスの質的向上と利用者保護の推進	20
(3) 地域ケア体制の構築	20
(4) 高齢者の社会参加システムの構築	22
(5) 高齢者にやさしいまちづくりの推進	22

第3部 高齢者保健福祉施策の推進

第1章 高齢者保健福祉施策の推進	25
第1節 施策推進の取り組み	25
(1) 介護サービスの基盤整備	25
(2) 介護サービスの質的向上	26
(3) 介護予防施策の充実	27
(4) 認知症高齢者対策の推進	29
(5) 高齢者の社会参加	30
第2章 介護保険サービスの現状と課題	31
第1節 認定者数とサービス利用の状況	31
(1) 要介護認定者数の推移	31
(2) 介護サービス利用者の推移	33
(3) 居宅サービス利用者の推移	34
(4) 居宅サービス支給限度額に対する利用割合	36
(5) 居住系及び施設サービスの推移	37
(6) 介護サービス別の利用状況	38
(7) 介護サービス給付費の状況	41
第2節 計画年度における介護サービス利用見込み	43
(1) 居宅サービス	43
(2) 地域密着型サービス	61
(3) 施設サービス	65
第3章 地域支援事業等の推進	69
第1節 介護予防事業の推進と事業見込み量の考え方	69
(1) 介護二次予防事業	69
(2) 介護一次予防事業	72
第2節 包括的支援事業の推進と事業見込み量の考え方	72
(1) 介護予防支援事業（予防給付マネジメント事業）	72
(2) 介護予防マネジメント事業	73
(3) 総合相談支援事業	73
第3節 任意事業の推進と事業見込み量の考え方	74
(1) 介護保険給付適正化事業	74
(2) 介護サービス適正実施指導事業	74
(3) 家族介護慰労事業	75
(4) 介護サービス計画支援事業	75
(5) 認知症高齢者見守り事業	75

第4章 介護保険財政の実績とサービスの利用見込み	76
第1節 介護保険財政の3年間のまとめ	76
(1) 保険給付費決算額	76
(2) 保険給付費の財源構成及び内訳	76
(3) 公費・保険料対象給付費総額財源内訳	77
(4) 保険料の収納状況及び使途	77
(5) 介護給付費準備基金	78
第2節 計画年度における介護サービス利用見込み	78
(1) 各年度における被保険者の見込み	78
(2) 各年度における要支援・要介護認定者の見込み	78
(3) 各年度におけるサービス利用者の見込み	79
第3節 保険給付費等及び保険料の見込み額	80
(1) 計画期間における保険給付費等見込み額	80
(2) 第1号被保険者の保険料基準額の算定	82
第5章 介護保険給付対象外のサービスの整備	84
第1節 生活支援のサービス	84
(1) 生活支援のための在宅サービス	84
第2節 施設サービスの整備	84
(1) 養護老人ホーム	84
第6章 計画作成後の点検体制	85
第7章 付 録	85
1 真岡市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定懇話会設置要領	
2 策定懇話会委員名簿	
3 真岡市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会設置規程	
4 高齢者保健福祉・介護保険関係用語集	

第 1 部 計画の概要

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の趣旨

我が国においては、少子高齢化の急速な進行により、21世紀半ばには国民の2.5人に1人が65歳以上という超高齢社会になると予想されています。

また、急速な高齢化の進行に伴い、介護を必要とする高齢者も増加していくと考えられます。

こうした中、介護を必要とする高齢者を社会全体で支えることを目的に創設された介護保険制度も、平成17年度の介護保険法改正により、地域密着型サービスの創設や、介護度の低い方に連続的・効果的な介護予防サービスを提供する予防重視型システムへ転換するなど、高齢者を取り巻く状況は、大きく変化してきました。

また、平成24年度介護報酬を改定するうえで、介護従事者の給与水準や地域格差の問題、経営が苦しい小規模事業所に対する対応、介護従事者の離職を防ぐ方策、医療と介護の機能分化・連携を推進するうえの診療報酬と介護報酬との整合性の確保、介護サービスの質の確保・効率化等の問題が検討されるとともに、平成18年度に導入された予防給付、地域密着型サービスの検証や認知症高齢者の増加を踏まえたケアの充実が検討されました。

このような状況の中、高齢者が住み慣れた地域で、個々の能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、①介護、②予防、③医療、④生活支援、⑤住まいの5つのサービスを一体化して提供していくという「地域包括ケア」の考え方を念頭に置き、既存計画（第4期真岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）の施策項目、事業内容を見直し、優しさと思いやりのある地域福祉を構築していくために、「共に生きる」という考えを基本理念とし、“こころ”の豊かさ“質”の高い福祉社会の実現を目指し、誰もが住み慣れた地域で、家族と共に尊厳をもって安心して暮らせるよう、総合的な高齢者福祉施策を推進することを目的に、第5期真岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定するものです。

第2節 計画の位置づけ

- 1 第5期真岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（以下「第5期計画」という。）は、老人福祉法に基づく「真岡市高齢者福祉計画」及び介護保険法に基づく「真岡市介護保険事業計画」を一体のものとして計画するとともに、健康増進法に基づく「真岡市健康21プラン」と調和のとれた計画として策定したものです。
- 2 第3期真岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（以下「第3期計画」という。）は、平成17年度の介護保険法の改正に伴い、10年後の高齢社会を見据えて計画され、第4期真岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（以下「第4期計画」という。）は、団塊の世代が65歳を迎える平成27年を見据え、それに至る中間計画として第3期計画を見直すものとして計画されました。

第5期計画も、第3期計画、第4期計画の延長線上にあり、第3期計画策定時に定めた平成26年度までの目標を達成する仕上げの最終計画となります。
- 3 第5期計画は、介護保険事業に係わる保険給付の円滑な実施を図るために、第4期計画における実績を振り返り、第5期計画期間における介護保険対象サービス見込み量や、介護保険財政の見込みを示したものです。
- 4 平成18年度の医療制度改革関連法による療養病床の再編に伴い計画された栃木県地域ケア体制整備構想を踏まえ、介護サービスの基盤整備・環境整備を進めるとともに、高齢者を地域全体で支える観点から、保健・医療・福祉・生涯学習等さまざまな分野における地域資源を活用して、住民との協働による地域ケア体制の構築を図る指針を示したものです。
- 5 高齢者ができる限り要介護状態にならないように、健康でいきいきした生活を送れるよう、介護予防に関する施策等の指針を示したものです。

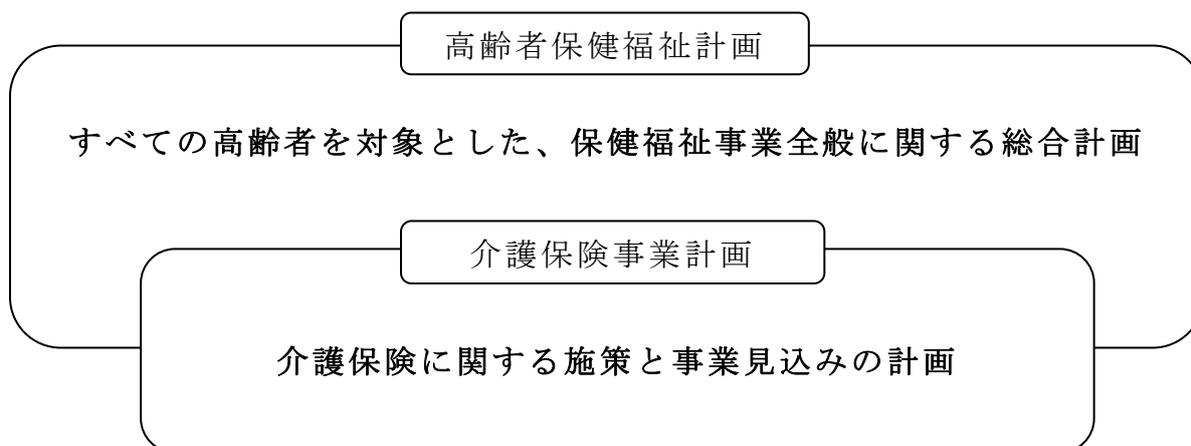
第3節 計画期間

第5期計画は、平成24年度から平成26年度とします。

計 画 ス ケ ジ ュ ー ル

年度 計画	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
	高齢者保健 福祉計画	計画策定		計画期間（第3期）						
		計画策定		計画期間（第4期）						
				見直し		計画期間（第5期）				
介護保険 事業計画	計画策定		計画期間（第3期）							
			計画策定		計画期間（第4期）					
					見直し		計画期間（第5期）			

「高齢者保健福祉計画」と「介護保険事業計画」の関係



第4節 日常生活圏域の設定

高齢者が住み慣れた地域で、安心していつまでも暮らせるよう、サービス提供体制の整備を目的に、「日常生活圏域」を設定しています。また、今後も日常生活圏域を単位とした地域密着型サービスの基盤整備を進めます。

生活圏域	真岡地区	山前地区	大内地区	中村地区	長沼地区	久下田地区	物部地区	合計
人口	38,148人	8,870人	7,321人	11,868人	3,330人	7,993人	4,940人	82,470人
高齢者人口	5,914人	2,146人	1,735人	2,476人	842人	1,874人	1,281人	16,268人
高齢化率	15.5%	24.2%	23.7%	20.9%	25.3%	23.4%	25.9%	19.7%
面積	28.24 k㎡	28.57 k㎡	31.06 k㎡	23.89 k㎡	17.56 k㎡	13.13 k㎡	24.76 k㎡	167.21 k㎡

(住民基本台帳人口 平成23年10月1日現在)

第5節 策定体制

(1) 計画の策定方法

計画は、本市の関係部課の職員で構成する「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画専門部会」において、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画の原案を作成し、関係部課長で構成する「真岡市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会」で検討を加え策定しました。

(2) 真岡市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定懇話会の設置

学識経験者、保健・医療・福祉関係者、被保険者などにより構成する「真岡市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定懇話会」を設置し、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について意見を聴取しました。

(3) 被保険者の意見反映

1) 市民参加

「真岡市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定懇話会」において、被保険者である4名の公募委員を含む、18名の懇話会委員から多くの意見・要望を伺うとともに、パブリックコメントによる意見の募集を行い、市民の意見が反映されるよう配慮し、策定しました。

第2部 高齢者の現状と将来予想

第1章 高齢者の現況

第1節 総人口と高齢者人口の推移

真岡市の総人口は、平成7年と比較すると平成22年には2.0%の微増となっていますが、高齢者人口は41.6%増加し、高齢化が進行しています。特に後期高齢者人口の伸び率が大きく、平成7年と比較すると平成22年では84.7%の伸びを示しています。

また、本市の高齢化率を栃木県や全国と比較すると、その伸び率は若干低く推移しています。

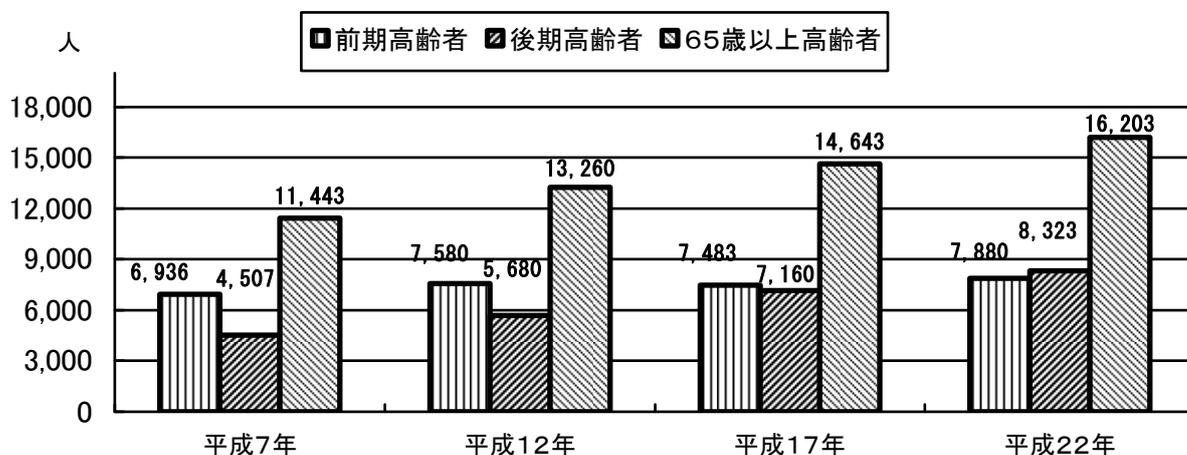
◎ 人口の推移

(単位：人)

区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	
総人口	80,643	81,530	83,002	82,289	
65歳以上人口	11,443	13,260	14,643	16,203	
高齢化率	14.2%	16.3%	17.6%	19.7%	
構成比	前期高齢者65～74歳	6,936	7,580	7,483	7,880
	総人口に対する割合	8.6%	9.3%	9.0%	9.6%
	後期高齢者75歳以上	4,507	5,680	7,160	8,323
	総人口に対する割合	5.6%	7.0%	8.6%	10.1%
40～64歳人口	26,985	28,285	28,899	28,556	

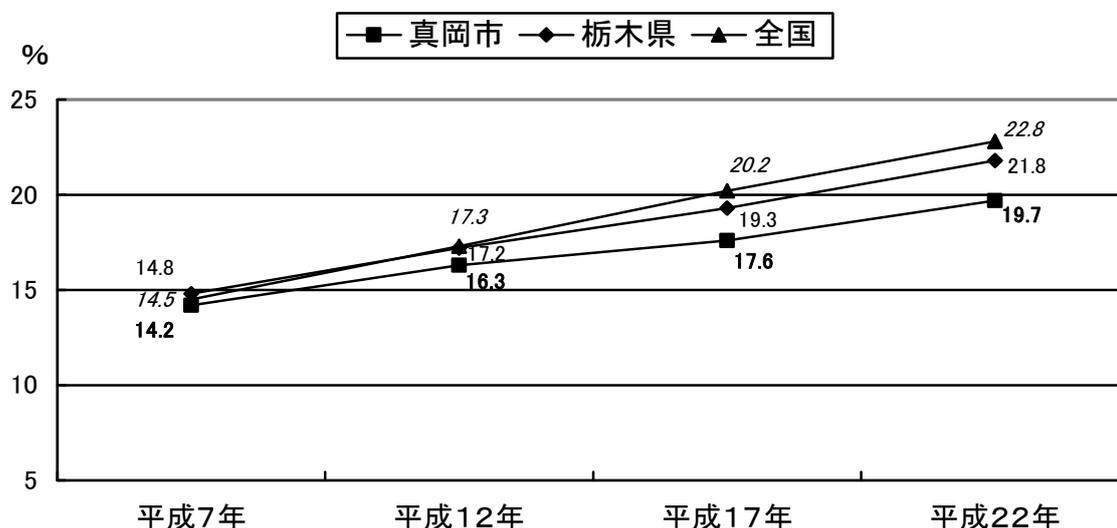
資料 国勢調査（平成7年、平成12年、平成17年、平成22年）

高齢者人口の推移



◎ 高齢化率の比較

区 分	平成 7 年	平成 1 2 年	平成 1 7 年	平成 2 2 年
真 岡 市	1 4 . 2 %	1 6 . 3 %	1 7 . 6 %	1 9 . 7 %
栃 木 県	1 4 . 8 %	1 7 . 2 %	1 9 . 3 %	2 1 . 8 %
全 国	1 4 . 5 %	1 7 . 3 %	2 0 . 2 %	2 2 . 8 %



第 2 節 高齢者世帯の状況

高齢者のいる世帯の推移を見ると、平成12年の10,394世帯から平成22年には13,577世帯となり、10年間で約1.3倍となっています。このうち、高齢者のみの世帯は約1.8倍となっています。

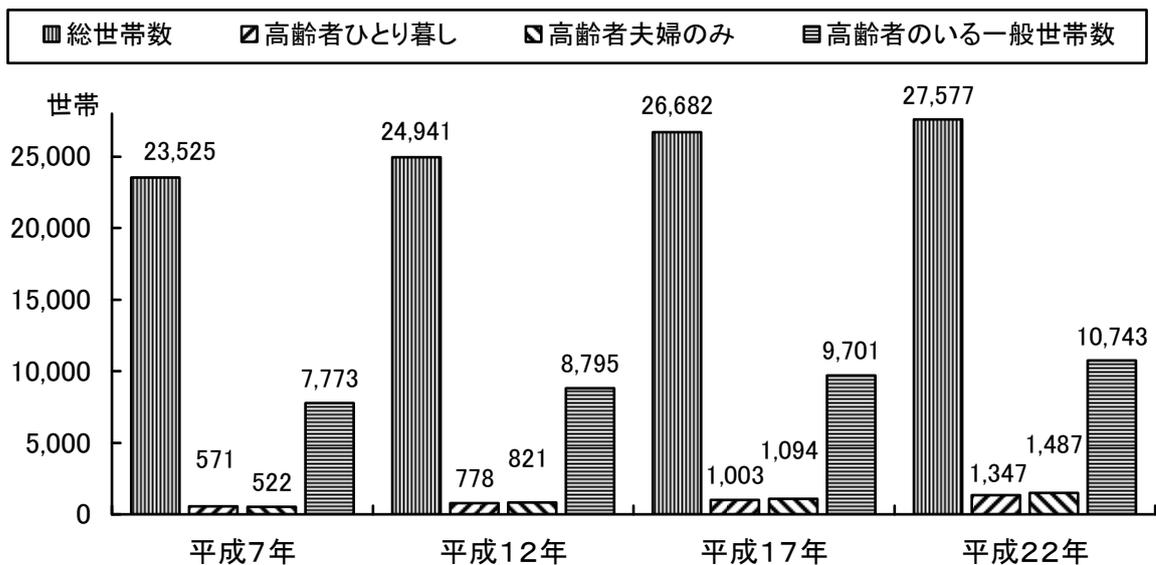
これは、総世帯数の増加、約1.1倍をはるかに上回るもので、急速な高齢化の進行を示しており、この対応が大きな課題となってきています。

◎ 高齢者のいる世帯

(単位：世帯、%)

区 分	平成 7 年		平成 1 2 年		平成 1 7 年		平成 2 2 年	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
総 世 帯 数	23,525	100.0%	24,941	100.0%	26,682	100.0%	27,577	100.0%
65歳以上高齢者世帯数	1,093	4.6%	1,599	6.4%	2,097	7.9%	2,834	10.3%
ひとり暮らし	571	2.4%	778	3.1%	1,003	3.8%	1,347	4.9%
高齢者夫婦のみ	522	2.2%	821	3.3%	1,094	4.1%	1,487	5.4%
高齢者のいる一般世帯数	7,773	33.0%	8,795	35.3%	9,701	36.4%	10,743	39.0%

資料 国勢調査



第3節 高齢者の住まいの状況

高齢者のいる一般世帯の持ち家率は92.4%です。

今後、多くの高齢者が要介護状態になっても在宅での生活を継続できるよう、段差の解消、トイレや浴室の改修など、住宅の整備が必要になってくると思われます。

(単位：世帯、%)

	平成22年	
高齢者のいる一般世帯	10,743 世帯	100.0 %
持ち家	9,926	92.4
公営・公団の賃借住宅	176	1.6
民間の借家	581	5.4
社宅・寮・官舎など	20	0.2
間借り	24	0.2
その他	16	0.2

資料 国勢調査

第4節 高齢者の就業状況

平成17年の国勢調査によると、高齢者の就業率は、65～69歳で44.1%、70～74歳で34.4%と、平成12年とほぼ同じ数値を示しています。

また、シルバー人材センターの活動状況については、景気の低迷により受注件数は減少傾向にあります。

◎ 高齢者の就業状況

区 分	人 口	労 働 力 人 口							
		総 数	就 業 者					完 全 失 業 者	
			総 数	主 に 仕 事	家 事 の 他 仕 事	通 学 の か た わ ら 仕 事	休 業 者		
実 数	65 ～ 69 歳	3,822	1,741	1,684	1,332	327	0	25	57
	70 ～ 74 歳	3,661	1,285	1,261	954	279	0	28	24
	75 ～ 79 歳	3,219	772	766	559	190	0	17	6
	80 ～ 84 歳	2,186	246	245	166	67	0	12	1
	85 歳 以 上	1,755	69	69	44	19	0	6	0
	小 計	14,643	4,113	4,025	3,055	882	0	88	88
	15歳以上総数	70,267	46,705	44,141	38,283	5,041	270	547	2,564

資料 平成17年国勢調査（平成22年の調査結果は平成24年6月公表予定）

◎ シルバー人材センターの活動状況

区 分	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
会 員（人）	580	522	535	519	562	529
就業延べ人員（人）	69,003	69,447	68,447	64,652	53,341	50,579
受注件数（件）	5,220	5,155	5,054	5,002	2,695	2,679

（各年度末現在）

平成21年度から受注件数の集計方法変更

（平成20年度までは一つの契約で毎月1回業務を行なった場合は年間12件と集計していましたが、平成21年度からは契約件数で集計）

第5節 高齢者の健康状態

(1) 健康の保持増進

心身ともに健康で、いきいきとした生活を送ることは、だれもが望む高齢期の姿です。健康は、ライフステージに応じ、好ましい生活習慣を継続していくことが基本となります。

高齢者が抱える不安要因の一つは、病気や怪我により、寝たきりや認知症等、要介護状態になることです。加齢によって身体機能が低下することは避け難く、高血圧性疾患や糖尿病など、何らかの病気を抱え、長期にわたって治療を受けている方も多くみられます。

そのため、「自分の健康は自分で守る」ことを基本として、市民一人一人の健康に対する自覚を促すとともに、疾病の予防と早期発見、早期治療のための各種健康診査や保健指導などを推進します。

(2) 医療の状況

75歳以上の方を対象とする後期高齢者医療制度は平成20年4月に導入されました。

本市の後期高齢者が受診する主な疾病の状況は、高血圧性疾患の件数が非常に多く、2番目が脳梗塞、3番目が糖尿病の順となっています。

また、医療費の状況は、平成20年度から平成22年度までを比較してみると、受診件数、受診日数、1件あたりの費用額、1日あたりの費用額の各項目で、入院、入院外ともに毎年増加しています。この傾向は、後期高齢者人口の増加に伴い、年々値は伸びていくと考えられます。

◎ 後期高齢者が受診している主な疾病

(単位：件、%)

順位	項目	件数 (件)	疾病構成割合 (%)
1	高血圧性疾患	2,647	24.18
2	脳梗塞	578	5.28
3	糖尿病	572	5.23

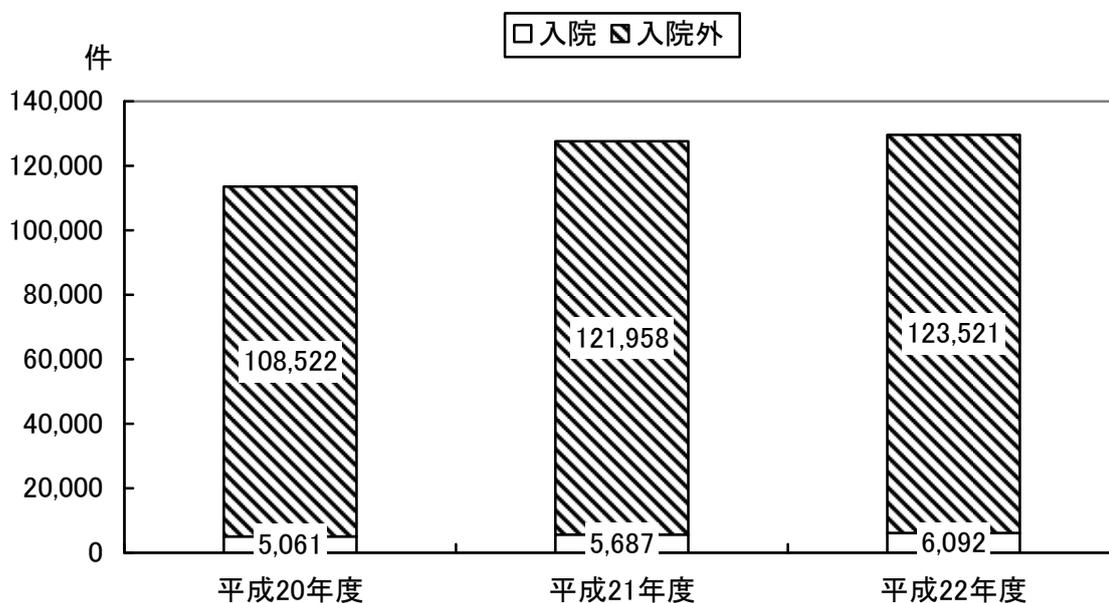
資料 平成20年6月 栃木県後期高齢者医療広域連合年報より

◎ 後期高齢者医療費の状況

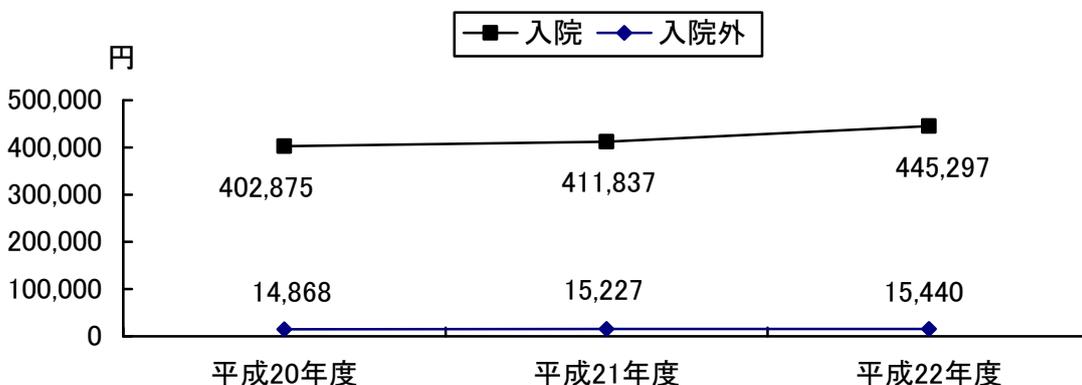
区 分		受診件数	受診率	受診日数	一件あたりの日数	一件あたり費用額	一日あたり費用額
平成20年度	入院	5,061件	62.16%	92,648日	18.31件	402,875円	22,008円
	入院外	108,522件	1332.87%	197,311日	1.82件	14,868円	8,177円
平成21年度	入院	5,687件	68.43%	103,944日	18.28件	411,837円	22,532円
	入院外	121,958件	1467.43%	217,022日	1.78件	15,227円	8,557円
平成22年度	入院	6,092件	72.43%	111,036日	18.23件	445,297円	24,431円
	入院外	123,521件	1468.56%	222,314日	1.80件	15,440円	8,578円

受診率 受診件数÷被保険者数

◎ 受診件数の推移



◎ 1件当たりの費用額の推移



(3) 日常生活圏域ニーズ調査

1) 調査の目的

このニーズ調査は、生活機能の面から地域に在住する高齢者の生活状況を把握し、高齢者の生活状態にあった介護（予防）サービスや権利擁護などの各種福祉サービスを提供することを目的とし、日常生活圏域ごとに調査結果をまとめることで、地域の高齢者の生活状態からみた課題、各サービスニーズを把握し、これを計画に反映させるものです。

2) 調査概要

- ① 調査対象者 65歳以上の市民（一般高齢者） 1,600名
- ② 調査方法 郵送配布・郵送回収
- ③ 調査時期 平成23年1、2月
- ④ 回収結果 1,354名（回収率 84.6%）
- ⑤ 調査内容
 - ア. あなたのご家族や生活状況について
 - イ. 運動・閉じこもりについて
 - ウ. 転倒予防について
 - エ. 口腔・栄養について
 - オ. 物忘れについて
 - カ. 日常生活について
 - キ. 社会参加について
 - ク. 健康について

3) 調査結果と分析

本調査を基に介護予防のための生活機能判定を行い、男女別、年齢別、日常生活圏域（地区）別に集計結果をまとめました。

全体で見ると、各項目の介護予防事業の該当者の割合は、運動器が27.9%、栄養が1.1%、口腔が22.6%、虚弱が13.5%、認知症予防が42.6%、閉じこもり予防が11.8%、うつ予防が30.4%となっています。結果として二次予防事業対象者は40.7%が対象者として判定されています。

これを男女別、年齢別、地区別に見ると、まず男女別では、運動器、栄養、口腔、虚弱、閉じこもり予防において、「女性」が「男性」を上回る該当者の割合を示しています。特に運動器については「男性」を大きく上回っています。結果として「女性」44.9%、「男性」35.6%の方が二次予防対象者となっています。

次に年齢別に見ると、各項目とも大きな差が見られます。年齢が高

くなるにしたがい各項目の該当者の割合は高く、最もその差が大きいのが運動器であり、「65歳～69歳」の該当者の割合が11.3%であるのに対し、「85歳以上」は61.2%が該当者となると判定されています。結果として、二次予防事業対象者について、「65歳～69歳」の23.7%に対し、「85歳以上」は72.8%が対象者と判定されています。

次に地区別については、年齢別のような大きな差は見られませんでした。「山前地区」、「長沼地区」、「中村地区」の該当者の割合が高い項目が見られ、結果として二次予防事業対象者の割合は「山前地区」48.1%、「長沼地区」47.0%、「中村地区」46.0%と、他の地区より若干高くなっています。

本調査の回答者は、要介護・要支援の認定を受けていない方ですが、二次予防事業対象者の割合が市全体として40%を越える高い値を示しており、特に認知症予防の対象となる方が高くなっています。このことから、認知症予防の推進を図っていくことが必要です。

◎ 各項目の該当者の割合

(単位：%)

	全体	男	女	65歳 ～ 69歳	70歳 ～ 74歳	75歳 ～ 79歳	80歳 ～ 84歳	85歳 以上
運動器	27.9	20.3	34.1	11.3	24.0	33.9	42.1	61.2
栄養	1.1	0.9	1.3	0.7	0.6	0.8	1.6	3.5
口腔	22.6	22.4	22.7	16.1	17.5	22.5	31.2	45.6
虚弱	13.5	12.5	14.3	4.2	6.0	14.6	22.5	50.9
認知症予防	42.6	43.4	42.0	34.4	39.2	41.9	49.2	71.2
閉じこもり予防	11.8	9.4	13.8	4.4	8.8	12.2	18.2	34.1
うつ予防	30.4	31.0	30.0	20.1	28.6	34.1	37.0	55.7
二次予防事業対象者	40.7	35.6	44.9	23.7	36.2	46.7	57.3	72.8

	真岡	山前	大内	中村	久下田	長沼	物部
運動器	24.2	34.4	31.8	29.8	24.7	29.0	29.4
栄養	1.5	1.9	1.5	0.0	0.0	3.0	0.0
口腔	18.9	28.0	22.6	26.4	20.5	23.9	25.0
虚弱	9.7	16.9	13.1	16.9	15.5	14.7	15.7
認知症予防	38.8	47.0	42.5	47.7	36.6	51.4	46.2
閉じこもり予防	5.8	13.7	17.9	12.2	14.0	24.6	15.7
うつ予防	27.2	35.5	30.2	32.3	28.8	37.9	31.3
二次予防事業対象者	35.9	48.1	43.5	46.0	33.3	47.0	43.7

第2章 高齢者及び要介護者の推計

第1節 将来人口と高齢者人口の推計

第5期の策定にあたり、平成17年と平成22年の住民基本台帳人口及び外国人登録人口を基に平成24年以降の人口を推計しました。

真岡市の総人口は、平成22年以降徐々に減少します。一方、65歳以上人口は年々増加し、平成26年には18,314人に達し、総人口に占める割合は22.4%と予測されます。

また、平成22年までの推移では、後期高齢者の伸び率が高いのに比べ、平成22年から平成26年の推計では、後期高齢者の伸び率が、5.0%増であるのに対し、前期高齢者の伸び率は22.4%増と、団塊の世代が65歳を迎えることにより、前期高齢者人口の急激な増加が予測されます。

高齢者の増加は、元気な高齢者が増える一方で、介護を必要とする人が増えることも意味しています。

このため、高齢者ができる限り住み慣れた地域で生活をし、自主的に社会活動に参加できる機会を支援していくことが必要となります。

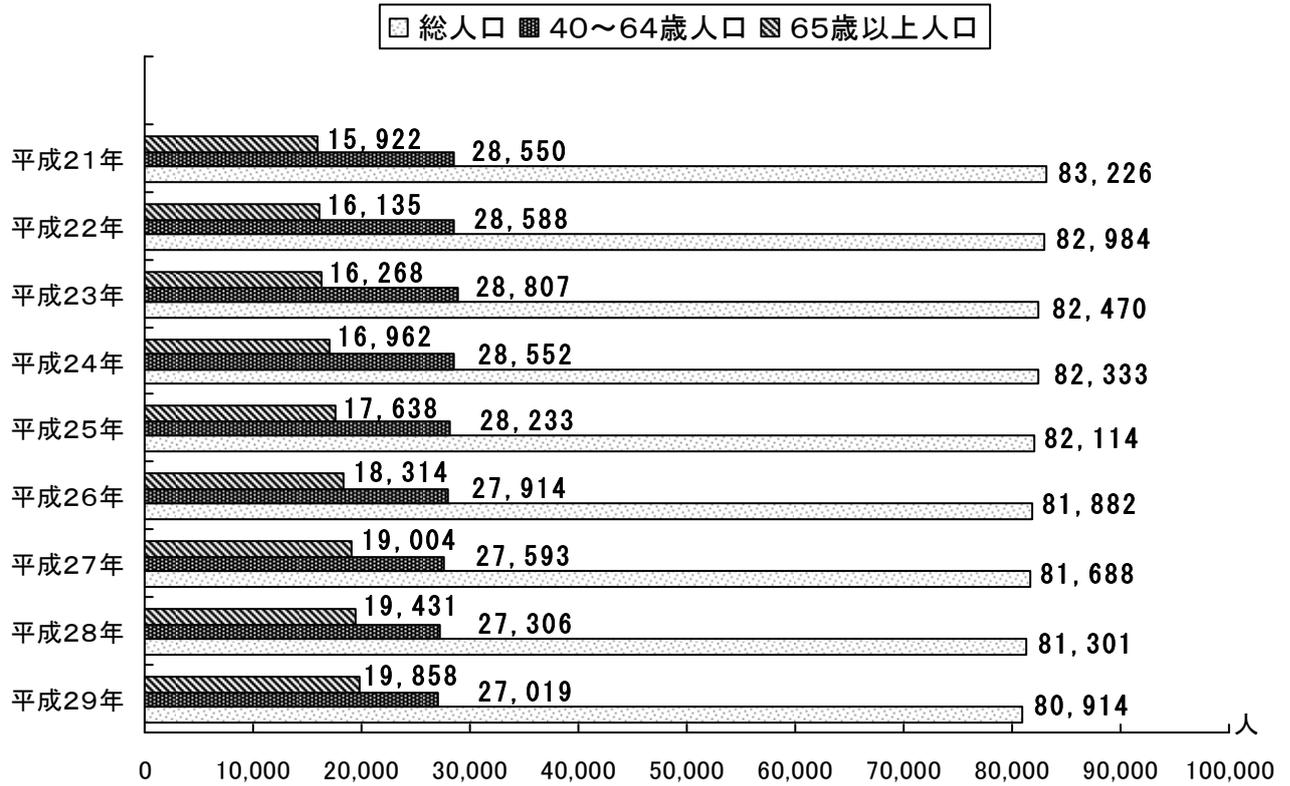
また、介護を必要とする人には、その人のニーズにあった保健福祉サービスを提供する取り組みが重要となります。

◎ 将来人口推計【栃木県の人口推計シートにより推計】 (単位：人)

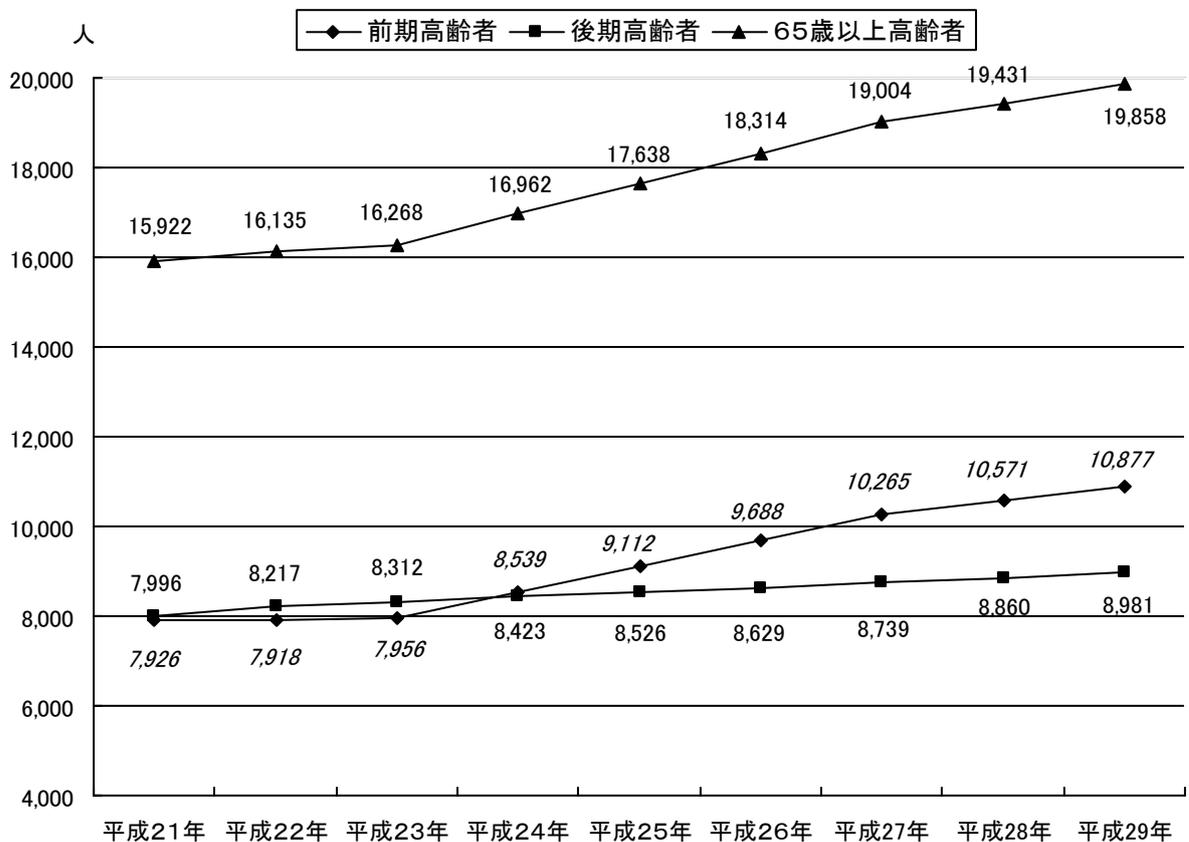
	総人口	65歳以上人口	高齢化率 (%)	前期高齢者 65～74歳	後期高齢者 75歳以上	40～64歳人口
平成21年	83,226	15,922	19.1	7,926	7,996	28,550
平成22年	82,984	16,135	19.4	7,918	8,217	28,588
平成23年	82,470	16,268	19.7	7,956	8,312	28,807
平成24年	82,333	16,962	20.6	8,539	8,423	28,552
平成25年	82,114	17,638	21.5	9,112	8,526	28,233
平成26年	81,895	18,314	22.4	9,688	8,629	27,914
平成27年	81,688	19,004	23.3	10,265	8,739	27,593
平成28年	81,301	19,431	23.9	10,571	8,860	27,306
平成29年	80,914	19,858	24.5	10,877	8,981	27,019

平成21年から平成23年については、実績値（住民基本台帳人口10月1日現在）

◎ 人口の推計

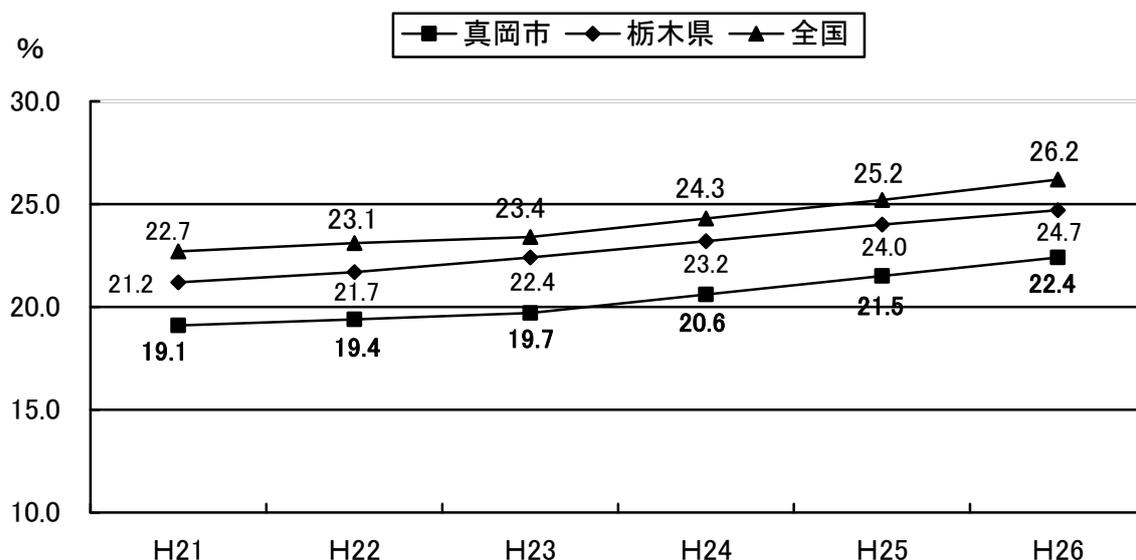


◎ 前期・後期高齢者の推計



◎ 高齢化率の推計

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
真 岡 市	19.1%	19.4%	19.7%	20.6%	21.5%	22.4%
栃 木 県	21.2%	21.7%	22.4%	23.2%	24.0%	24.7%
全 国	22.7%	23.1%	23.4%	24.3%	25.2%	26.2%

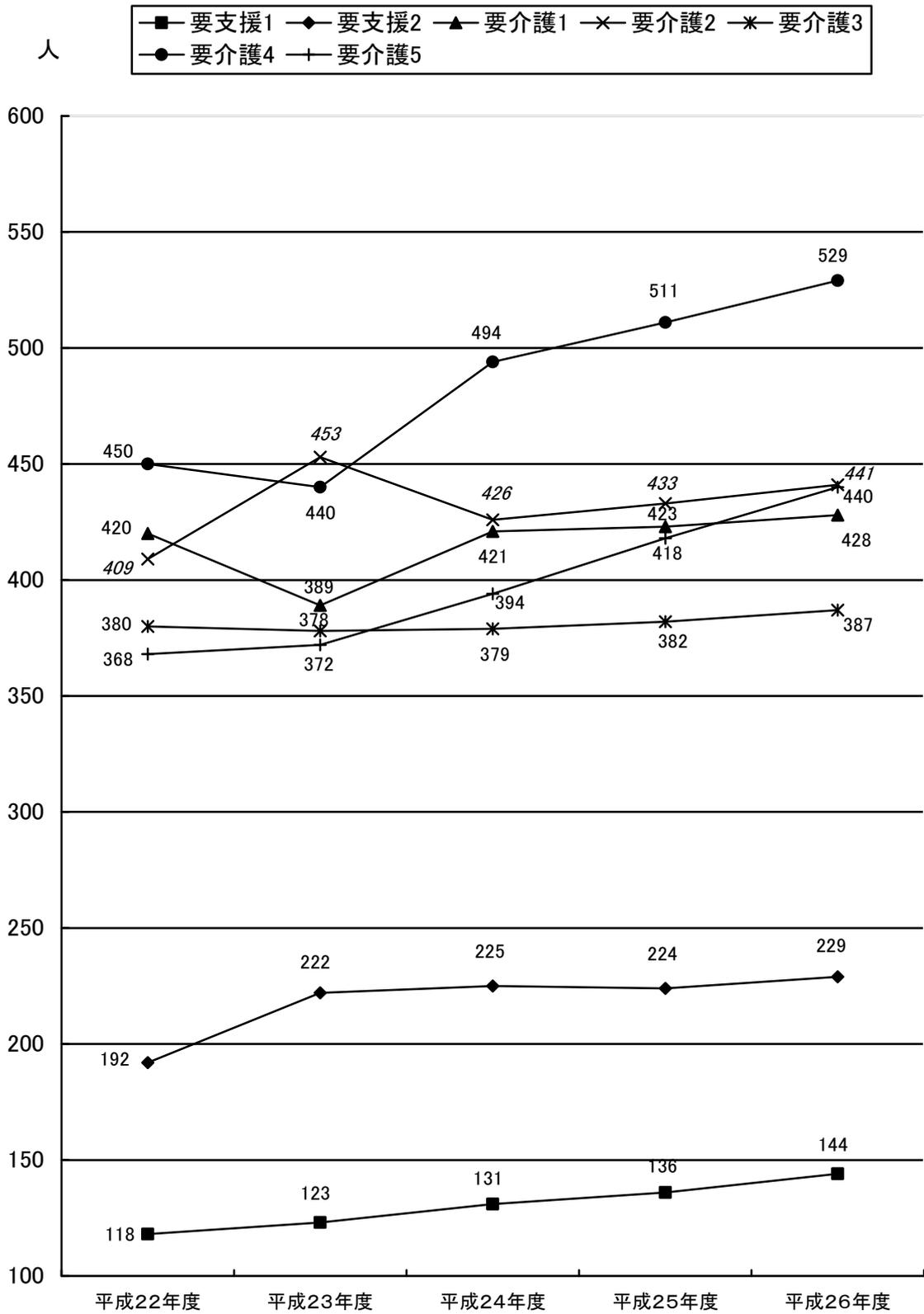


第 2 節 要介護者等（要支援者を含む）の推計

国の推計基準に基づき、平成 22 年度及び平成 23 年度の実績を基に、要介護度別の認定者数を下表のように見込んでいます。

◎ 要介護度別の認定者推計 (単位：人)

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
要 支 援 1	118	123	131	136	144
要 支 援 2	192	222	225	224	229
要 介 護 1	420	389	421	423	428
要 介 護 2	409	453	426	433	441
要 介 護 3	380	378	379	382	387
要 介 護 4	450	440	494	511	529
要 介 護 5	368	372	394	418	440
合 計	2,337	2,377	2,470	2,527	2,598

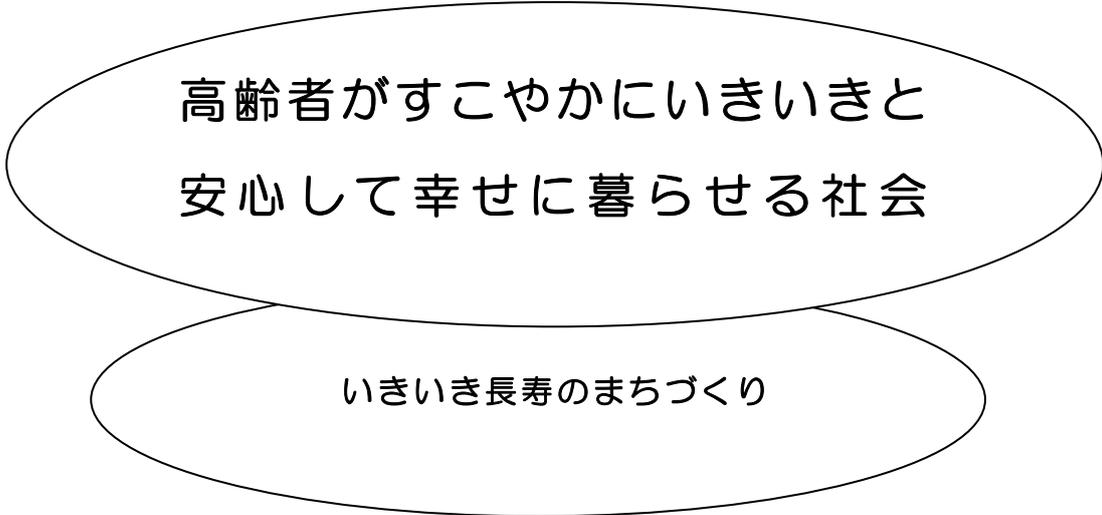


第3章 高齢者保健福祉の基本的な施策目標と重点課題

第1節 基本的な方針

急速に進行する高齢社会に向けて、誰もが長寿を喜び合い、活力ある地域社会を築いていくことは、すべての市民の願いであり、また、課題でもあります。

本計画では、「市民一人一人の生命が大切にされる社会」、「市民一人一人が豊かな生活を享受できる社会」、「市民一人一人がいきいきとした生涯を過ごせる社会」、「市民一人一人がかけがえのない担い手となれる社会」の構築を図るため、真岡市第10次市勢発展長期計画「ベリーHOT・HOTプラン」を踏まえ、本市の目指す地域に根ざした福祉社会の実現のため、次の目標を設定します。



高齢者がすこやかにいきいきと
安心して幸せに暮らせる社会

いきいき長寿のまちづくり

第2節 計画の基本目標

これからの高齢社会においては、高齢者を身体や経済面で社会的な弱者として捉えるのではなく、年齢にかかわらず、社会を支えていく存在であることを、誰もが十分に認識しなければなりません。

しかし、多くの高齢者が元気で活動的である一方、加齢とともに、虚弱になったり、介護が必要になったりする場合があります。

そのため、高齢者がすこやかにいきいきと安心して暮らせる社会を実現するため長期的な展望にたって目標を設定し、施策の方向性を明らかにします。

目標 1

健康で元気に暮らすことができる

高齢期の最大の不安要因は健康の問題であり、ねたきりや認知症等、介護が必要になることです。できる限り健康な生活が送れるよう「自分の健康は自分で守る」を基本に、心身の状態に応じて体系的・総合的に市民の健康づくりや介護予防を支援していくための施策を推進します。

目標 2

安心して暮らすことができる

介護や支援が必要になっても、できる限り住み慣れた家庭や地域で暮らし続けることが望まれており、身近な地域で高齢者の自立を支える仕組みを確立することが求められています。社会資源の充実を図り、市民のボランティア活動なども含めた多様なサービスが柔軟に提供できるように地域全体での支援体制の整備を目指します。

目標 3

いきいきと自分らしく

暮らすことができる

高齢期を自分らしいライフスタイルで活動的に暮らしたいと願う人が増えてきています。高齢者の社会参加を拡大し、長年培ってきた知識や経験を生かし、社会を支える一員として生きがいを高めると共に、その活力が発揮できる環境づくりを目指します。

第3節 重点課題

都市化の進展、価値観の多様化等により社会環境が大きく変化する中、高齢者の生きがいや生活の質の追求など、そのライフスタイルも多様化しています。

このようなことを踏まえ、本計画を具体化するにあたっては、次の7項目を基本とします。

○ 高齢者の人権と主体性の尊重

心身の機能が低下した場合においても、高齢者の人間性が尊重され、一人一人の権利が守られるよう、権利擁護制度や成年後見制度等の普及・啓発が重要となります。

○ 市民との協働

多様化する高齢者のニーズに対応し、社会全体で高齢者を支えていくためには、高齢者自身も含めた市民の参加、協力は不可欠であり、きめ細かく柔軟な対応ができるボランティアやNPO（特定非営利活動法人）によるサービス提供は、今後ますます重要になります。市民の意向を的確に把握するとともに福祉への参画を促し、市民・企業・行政が協働して、地域にふさわしい福祉社会を創造していくことが重要となります。

○ 活動的な高齢者像への転換

元気で活動的な高齢者が増えてきており、高齢者像は変化してきています。

こうした中、社会を支える一員として、「学ぶ」、「働く」、「社会参加」の3つの分野に高齢者が積極的に参画することが期待されます。

○ 施策の総合化

高齢者の自立支援を効果的に推進していくためには、保健・医療・福祉のみでなく、住宅・交通・教育など様々な生活関係分野との連携を図ることが重要となります。

○ 施策の地域化

サービスは、高齢者の身近なところで地域の実情にあわせて提供されることが望まれます。

○ 居宅サービスの重視

高齢者が、これまでの人間関係や生活様式を維持し、住み慣れた家庭や地域で暮らしていけるよう、居宅サービスを重視する必要があります。

○ バリアフリーの重視

高齢者が自立して生活し、社会参加をしていくためには、住まいや、道路をはじめとする公共施設などにおいて、利用しやすい生活環境づくりが重要となります。また、人々の意識や社会の制度なども含めた障がいのないバリアフリーのまちづくりも重要です。

第4節 重点施策

これまで本市では、7項目の重点課題について総合的な保健福祉施策の展開を図ってきましたが、さらなる高齢社会においては、諸施策を一層充実していくことが求められます。本計画では、基本目標の実現に向け、これまでの成果と問題点、さらに、新たな福祉環境の変化を踏まえ、以下の5つを重点施策として積極的に取り組みます。

(1) 健康づくりとねたきり・認知症予防の推進

高齢者にとって、健康でいきいきとした生活を送れることが何にも増して大切なことです。市民の健康に対する関心は高く、保健サービスの利用意向も高まっており、保健事業の一層の充実が求められています。

このため、保健サービス基盤の整備を推進し、壮年期からの継続性のある健康づくりや疾病の予防対策を充実するとともに、できるだけ長く健康を保てるよう高齢期における健康づくりを積極的に推進します。

また、要支援者や自立に不安のある高齢者等が、ねたきりなど要介護状態に陥ったりすることのないように、保健・医療・福祉をはじめ、住まいづくりやまちづくりなども含めた介護予防対策事業を、積極的に推進します。

認知症については、発症原因の一つとされる脳血管疾患などの生活習慣病予防対策の強化とともに、相談体制を充実させ、予防と早期発見に努めます。

(2) 介護サービスの質的向上と利用者保護の推進

介護保険制度の導入に伴い、介護サービスは、民間企業を含む多様なサービス事業者により提供されています。介護保険制度を円滑に運営していく上で、サービスの質の向上が大きな課題となっています。

また、サービスに関する不満や苦情への適切な対応が必要となります。

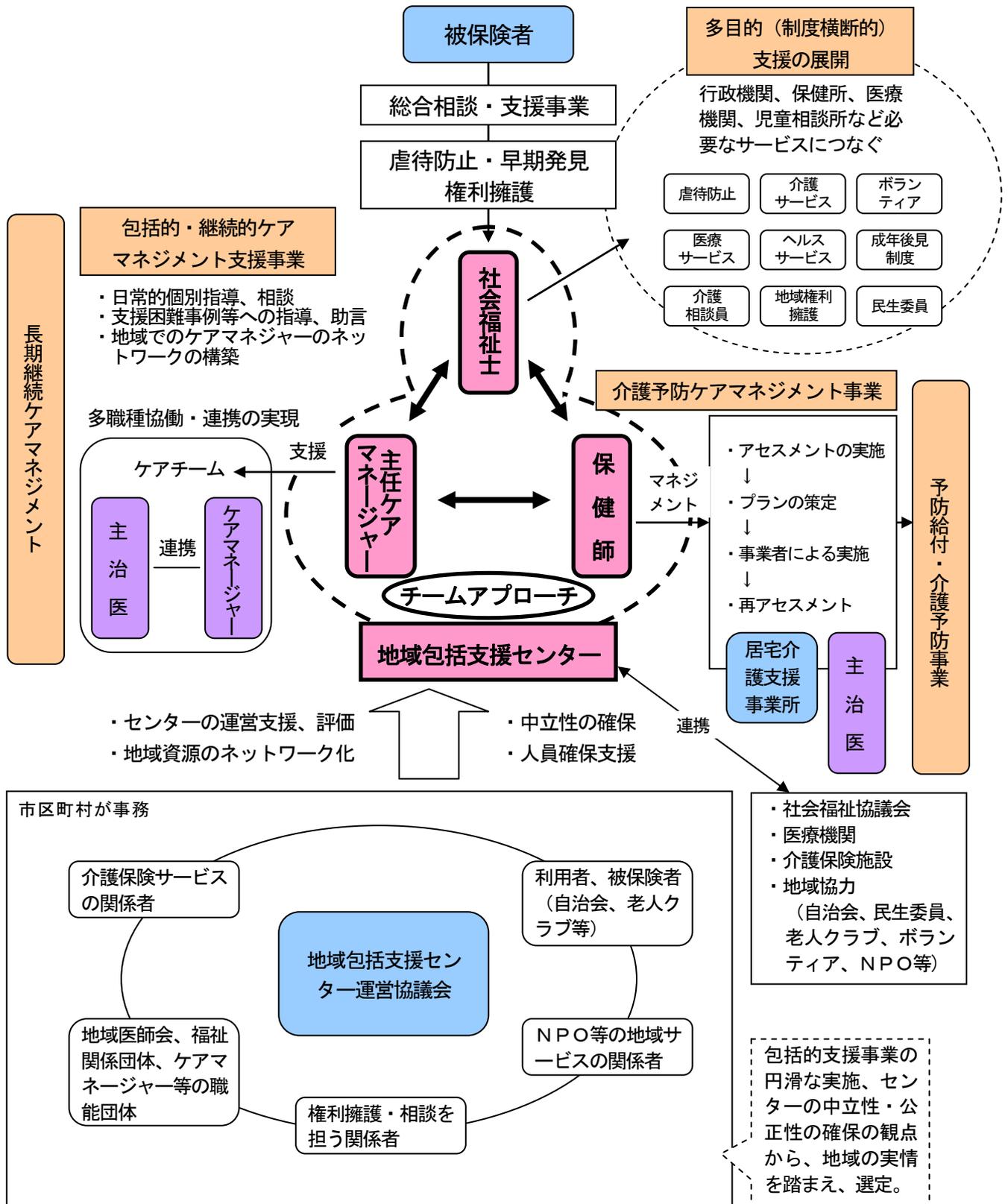
さらに、自己決定能力の低下した方が必要なサービスを適切に利用でき、不利益を被らないようにする必要があります。

このため、被保険者がより良質なサービスを安心して利用できるよう、サービス情報の提供や相談体制の充実を図るとともに、人材の育成・確保などの支援によってサービス内容の向上を促し、介護保険制度の円滑な運営に努めます。

(3) 地域ケア体制の構築

地域包括支援センターを中核として、地域福祉活動や民生委員活動と連携して、高齢者に対し、包括的・継続的なサービスが提供されるよう、地域の多様な社会資源を活用した地域ケア体制を構築します。

地域包括支援センター（地域ケアシステム）のイメージ



(4) 高齢者の社会参加システムの構築

活力ある高齢社会を築いていくためには、高齢者自身が積極的に社会参加し、社会を支える一員として、その経験や知識を生かして活躍することが期待されます。

多くの高齢者が、就労や様々な社会活動に参加し活躍しており、高齢者の趣味やスポーツなどのグループ活動も年々活発化してきています。

老人クラブについては、加入率の低下が続いていますが、高齢者の貴重な活動の場となっているため、引き続き、活性化と機能拡充の支援に努めます。

シルバー人材センターについては、受注職種の拡大や会員の職務能力の開発・向上など、時代の要請に応じることのできる体制整備のため、引き続き、運営支援に努めます。

今後とも、高齢者が地域において、多様な活動が円滑にできるよう、社会参加の仕組みづくりや活動基盤の整備を進めます。

(5) 高齢者にやさしいまちづくりの推進

高齢者の自立や生活の質の向上、社会参加を促進するうえで、住まいや道路、公共交通機関をはじめとする移動手段などのあり方は大きく影響します。

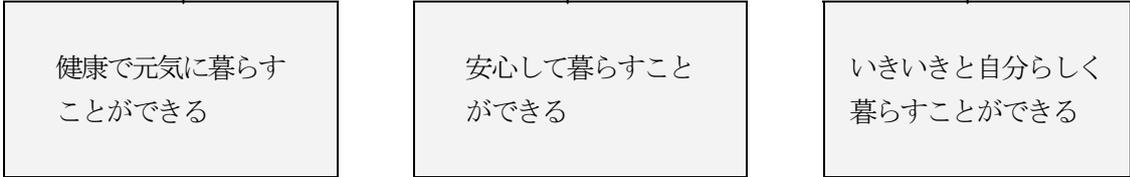
本市では、障がいのないバリアフリーのまちづくりを推進する一方、住まいについては、高齢者世帯向けの住宅等の整備など、ハード・ソフトの両面から、事業を積極的に推進します。

また、都市化の進展に伴って地域社会が大きく変化し、地域社会での人間関係の希薄化が指摘されている中、市民が協力して地域福祉を築いていくため、地域福祉づくり事業を通して、福祉のまちづくりを推進します。

高齢者保健福祉の基本方針等のフローチャート

高齢者がすこやかにいきいきと安心して幸せに暮らせる社会

基本目標



重点課題

高齢者の人権と主体性の尊重／市民との協働／活動的な高齢者像への転換／施策の総合化／施策の地域化
居宅サービスの重視／バリアフリーの重視

重点施策



- ・継続的な健康づくりの推進
- ・介護予防対策の充実
- ・認知症の予防と早期発見

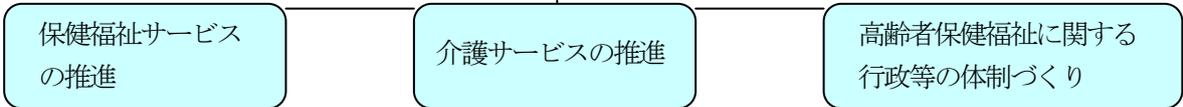
- ・サービス情報提供の充実
- ・相談体制の充実
- ・人材の育成・確保

- ・地域包括支援センターを中核とした体制づくり
- ・包括的・継続的なサービスの提供

- ・社会参加の仕組みづくり
- ・活動基盤の整備

- ・居住環境の整備
- ・地域福祉づくりの推進

事業計画



第3部 高齢者保健福祉施策の推進

第1章 高齢者保健福祉施策の推進

第1節 施策推進の取り組み

(1) 介護サービスの基盤整備

ア 基本的考え方

高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた家庭や地域社会で継続して生活ができるよう、居宅サービス及び地域密着型サービスに重点を置いた整備を推進します。また、在宅での生活を維持することが困難な要介護者に対しては、地域における既存施設の状況を十分踏まえたうえで、入所施設の整備を促進します。

イ 今後の取り組み

在宅重視の介護保険理念を踏まえ、高齢者が住み慣れた地域で継続して生活を営めるように居宅サービスの充実を図るとともに、高齢者人口の推移に基づく計画的な施設整備を図ります。

① 居宅サービスの充実

介護保険制度開始後、民間事業者の参入により居宅サービスの供給体制は整備されてきていますが、高齢化のさらなる進展を踏まえ、サービス体制の充実を図るとともに、今後増加が予想される認知症高齢者に対するサービス体制の整備に努めます。

② 施設整備の拡充

高齢化の進展に加え、核家族化や扶養意識の変化により、在宅での生活が困難な高齢者が増えていくことが予想されます。

施設整備は、それらの状況を踏まえたうえで、計画的な整備に努めます。

◎ 施設整備計画【平成24年度から平成26年度】

(単位：床)

	平成23年度 ま で	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成26年度 末整備累計
介護老人福祉施設	252				252
地域密着型介護老人福祉施設	58		29		87
介護老人保健施設	300				300
グループホーム	54		18		72
地域包括支援センター	1カ所				1カ所

(2) 介護サービスの質的向上

ア 基本的な考え方

介護保険制度では、サービスを利用する場合、利用者と事業者が契約を交わし、利用者自らがサービスを選択し利用する「契約制度」となっているため、市は「苦情対応、質の向上、情報提供、権利擁護」を内容とした利用者保護・苦情対応体制の構築を重点施策として取り組んできました。

今後も、地域包括支援センターを中心に、利用者が一層安心してサービスを選択・利用できるよう、支援体制を重要課題として取り組みます。

イ 今後の取り組み

利用者保護の強化と介護サービスの質の向上を図るため、次のような取り組みを実施します。

① 介護支援専門員の資質の向上

地域のケアマネージャーが支援困難事例等に円滑に対応できるよう、地域包括支援センターによるケアプラン作成技術の指導・研修会の開催等を推進します。

② 訪問介護員の資質の向上

居宅サービスの中心的役割を担う訪問介護員の資質向上を図るために、県・市が行う研修等への積極的な参加を促し、個々の資質向上を図ります。

③ 介護サービスの点検と評価

「介護サービス情報の公表制度」で公表される情報等により、介護サービスの質の確保に努めます。

④ 外部評価制度等による質の向上

介護相談員派遣事業を継続して実施するとともに、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）においては、県が設置する評価機関による外部評価制度により、質の向上を図ります。

(3) 介護予防施策の充実

ア 基本的な考え方

高齢者が要支援・要介護状態にならないよう、介護予防の取り組みを強力に推進します。（介護予防事業の目標総量については、第3章地域支援事業等の推進に記載）

介護予防には、生活習慣病予防などの保健事業として実施されるもの、地域住民やボランティア等の自主的な活動として実施されるものなどがありますが、これらのサービスが連続的に一貫性を持って提供されるよう、保健・医療・福祉の関係機関が連携して推進します。

イ 今後の取り組み

高齢期に要介護状態に陥ることを防ぐには、成壮年期からの健康づくりが基盤となります。特に、糖尿病や高血圧などの生活習慣病は、慢性化により生活の質に大きな影響を与えると同時に、脳血管障がいや発症など、要介護状態になる大きな要因となっており、これらの疾病そのものを予防することが重要となります。

そのためには、市民一人一人が食生活、運動、休養、禁煙等といった生活習慣の大切さを理解して、健康的な生活を送れるように、健康教育や地域での健康づくり活動を通じた普及啓発、情報提供などを行い、生活習慣病の早期発見・早期治療の促進と生活習慣の改善を進めます。

また、高齢者が自立していきいきと暮らしていくためには、健康の維持を図るとともに、生きがいを持って社会参加をしていくことが重要となります。

日常生活のほとんどを家の中で過ごす、いわゆる「閉じこもり」は、身体機能を低下させるだけでなく、精神的刺激の乏しさから活動意欲も失わせ、それによってますます外出しなくなるという悪循環に陥りやすく、ねたきりや認知症の誘因となっています。その対策として、地域住民、ボランティア、NPO（特定非営利活動法人）との協働も採り入れながら、「閉じこもり」を防止し、社会参加を促進する取り組みを進めます。

また、転倒及び転倒による骨折も高齢者が要介護状態に陥る大きな要因であるため、住宅改修などの環境整備を促進するとともに、身体機能の低下による転倒・骨折を防止するための転倒予防対策や骨粗しょう症予防対策を推進します。

さらに、介護予防施策を適切かつ効果的に推進するために、要介護認定者のうちの軽度者、要介護認定の非該当者等への相談や助言を実施します。

健康増進事業の目標総量

サービスの種類	区分	単位	実績	目標総量
			平成22年度	平成26年度
健康教育	健康づくり講演会	回	2	2
	運動講演会	回	3	3
	集団健康教育	回	40	50
	脂質異常症予防教室	人	63	90
	禁煙教室	人	20	30
	歯周病予防教室	人	20	30
健康相談	重点栄養相談	回	52	55
	総合健康相談	回	33	45
健康診査	(1) 特定健康診査	%	30.6	65.0
	(2) 後期高齢者健康診査	%	27.2	30.0
	(3) 歯周疾患検診	%	7.9	10.0
	(4) 骨粗しょう症検診	%	11.4	15.0
	(5) がん検診			
	①胃がん検診	%	28.1	50.0
	②肺がん検診	%	40.6	50.0
	③大腸がん検診	%	30.0	50.0
	④子宮がん検診	%	30.1	50.0
	⑤乳がん検診	%	30.8	50.0
訪問指導		回	185	250

(4) 認知症高齢者対策の推進

ア 基本的な考え方

急速な高齢社会の進行に伴って、認知症が大きな社会問題になっています。

高齢になれば、誰もが認知症になる可能性があります。認知症は本人の自覚と周囲の理解で、発症や進行を遅らせることができることが分かっています。

健康で幸せな人生を送るためにも、日頃から認知症予防に努めることが大切です。そのためには、早期発見・早期治療のための基礎知識の普及・啓発が重要になります。

イ 今後の取り組み

認知症高齢者が尊厳を保ちながら穏かな生活を送ることができ、家族も安心して社会生活を営むことができるようにするためには、市民すべてが認知症を理解し、地域全体で認知症高齢者を支えていく環境づくりが必要になります。

「認知症地域支援体制構築等推進事業」を通して築かれた地域資源を最大限に活用し、継続的な認知症対策を実施します。

① 予防と早期発見

高血圧、肥満などの生活習慣病を予防する保健指導等の充実を図ります。

② 見守り環境の整備

認知症サポーター養成講座や研修会を通じて、認知症に関する正しい基礎知識の普及・啓発に努め、地域において認知症高齢者を見守る環境を作ります。

③ 介護者の支援

認知症高齢者の家族のために、相談体制の充実を図るとともに、「在宅介護者家族の会」の活動を支援します。

④ 認知症関連の情報提供

真岡市公式ホームページと一体的に「認知症地域資源マップ」を掲載し、相談機関、医療機関、介護サービス事業所について紹介しています。

※ <http://moka.ninchishou.info/>

(5) 高齢者の社会参加

ア 基本的な考え方

高齢者が社会を支える大切な一員としての意欲を持ち続けるためには、住み慣れた地域社会において、自らの経験や知識を活かすことのできる多くの機会に恵まれることが望まれます。

そのためには、「学ぶ」、「働く」、「社会参加」の3つの分野に、高齢者が積極的に参画できる環境づくりが重要になります。

イ 今後の取り組み

高齢者がサービスの受け手としてだけでなく、サービスの担い手としての役割を担う存在であり得るということを、高齢者自身を含めたすべての市民に認識していただけるような啓発活動を行います。

また、社会参加の意識を持った高齢者を地域社会につなげていくため、情報収集とコーディネート機能の確保に努めます。

① 老人クラブ活動の活性化の促進

高齢者の社会参加を促進し、老後の生活を健全で豊かなものにするため、老人クラブ活動を積極的に支援し、魅力ある老人クラブづくりを促進します。

② 生涯学習への支援

高齢者の自主的な学習活動を支援するため、情報の収集・整理を行い、情報提供に努めます。

併せて、栃木県シルバー大学校とも連携し、高齢者の学ぶ意欲を支援します。

③ スポーツ・レクリエーション活動の振興

高齢者が自らの体力や能力に応じて、安心して親しめ、継続的に行うことのできるスポーツ・レクリエーションの振興を図るため、各種大会、講習会等を開催します。

④ 生きがい促進の拠点整備（シルバー人材センター）

シルバー人材センターは、高齢者が働くことを通じて生きがいを感じ、活力のある地域社会づくりに貢献することを目的として作られた自主的な就業団体です。

これからも、広報、財政等の支援を継続して行います。

第2章 介護保険サービスの現状と課題

第1節 認定者数とサービス利用の状況

(1) 要介護認定者数の推移

平成12年と比較して、平成23年には、要介護認定者等が84%増加しており、特に要支援の軽度の認定者の増加が著しく、今後も介護予防事業等に重点を置き重度化防止に努めます。

(単位：人)

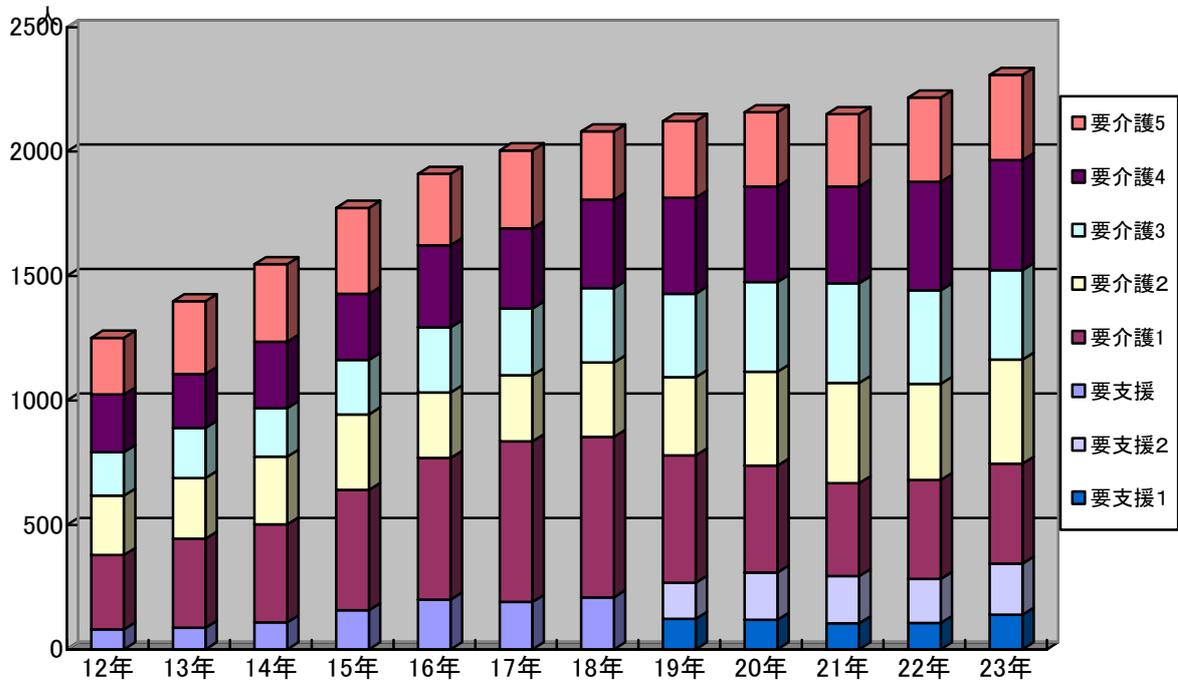
	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
平成12年	80	299	239	174	232	228	1,252
4月	6.4%	23.9%	19.1%	13.9%	18.5%	18.2%	100.0%
平成13年	86	358	244	201	217	293	1,399
4月	6.2%	25.6%	17.4%	14.4%	15.5%	20.9%	100.0%
平成14年	108	394	272	195	267	312	1,548
4月	7.0%	25.4%	17.6%	12.6%	17.2%	20.2%	100.0%
平成15年	157	484	303	219	265	346	1,774
4月	8.9%	27.3%	17.1%	12.3%	14.9%	19.5%	100.0%
平成16年	200	569	263	262	330	287	1,911
4月	10.5%	29.8%	13.7%	13.7%	17.3%	15.0%	100.0%
平成17年	191	645	265	268	323	313	2,005
4月	9.5%	32.2%	13.2%	13.4%	16.1%	15.6%	100.0%
平成18年	209	645	299	298	356	274	2,081
4月	10.0%	31.0%	14.4%	14.3%	17.1%	13.2%	100.0%

平成12年は4月末の人数、それ以外は4月1日の人数

(次ページに続く)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
平成19年	122	145	512	315	335	385	309	2,123
4月	5.8%	6.8%	24.1%	14.8%	15.8%	18.1%	14.6%	100.0%
平成20年	119	189	430	377	361	384	298	2,158
4月	5.5%	8.8%	19.9%	17.5%	16.7%	17.8%	13.8%	100.0%
平成21年	105	189	374	403	400	389	291	2,151
4月	4.9%	8.8%	17.4%	18.7%	18.6%	18.1%	13.5%	100.0%
平成22年	106	177	398	386	375	437	338	2,217
4月	4.8%	8.0%	17.9%	17.4%	16.9%	19.7%	15.3%	100.0%
平成23年	139	205	402	418	359	443	342	2,308
4月	6.0%	8.9%	17.4%	18.1%	15.6%	19.2%	14.8%	100.0%

平成12年は4月末の人数、それ以外は4月1日の人数



平成12年は4月末の人数、それ以外は4月1日の人数

(2) 介護サービス利用者の推移

サービス利用者の推移を見ると、要介護認定者等の増加に伴い、サービス利用者は増加傾向にあります。今後もサービス供給量の確保に向け、供給基盤の整備を推進します。

なお、要介護認定者のサービス受給率は、約86%です。

(単位：人)

	認定者 総数	居宅サービ ス利用者数	地域密着型サ ービス利用者数	施設サービ ス利用者数	サービス利 用者総数	サービ ス受給率	未利用 者数
平成12年4月	1,252	667	-	324	991	79.2%	261
平成13年4月	1,399	756	-	344	1,100	78.6%	299
平成14年4月	1,548	866	-	351	1,217	78.6%	331
平成15年4月	1,774	967	-	394	1,361	76.7%	413
平成16年4月	1,911	1,113	-	413	1,526	79.9%	385
平成17年4月	2,005	1,175	-	425	1,600	79.8%	405
平成18年4月	2,081	1,210	24	437	1,671	80.3%	410
平成19年4月	2,123	1,238	23	460	1,721	81.1%	402
平成20年4月	2,158	1,270	27	461	1,758	81.5%	400
平成21年4月	2,151	1,330	44	446	1,820	84.6%	331
平成22年4月	2,217	1,314	84	478	1,876	84.6%	341
平成23年4月	2,308	1,412	97	474	1,983	85.9%	325

(3) 居宅サービス利用者の推移

利用者の多い居宅サービスは、通所介護、訪問介護、福祉用具貸与です。

一方、利用者の少ない居宅サービスは、訪問入浴介護、居宅療養管理指導、短期入所療養介護等です。

また、介護予防居宅サービスの利用者については、全体的に少なく推移しています。

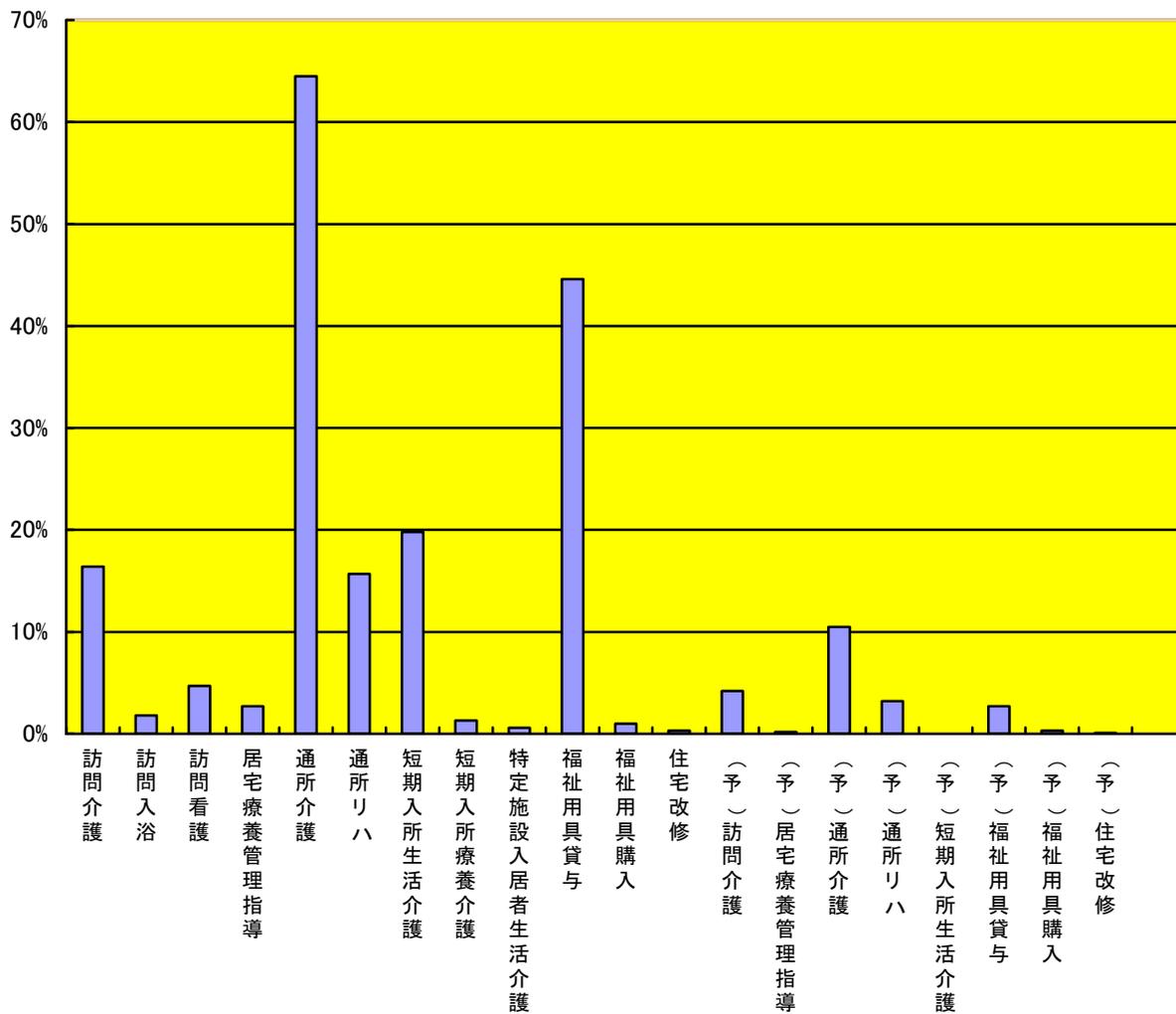
(単位：人／月、％)

区 分		利 用 者 数			増 減 率 (b)÷(a)	標準的利用者における利用割合		
		平成21年度 (a)	平成22年度 (b)	平成23年度 見込 (C)		平成21年度	平成22年度	平成23年度
標準的居宅サービス等受給者数		1,314	1,362	1,403	1.04	—	—	—
居 宅 サ ー ビ ス	訪 問 介 護	241.3	232.5	229.6	0.96	18.4%	17.1%	16.4%
	訪 問 入 浴 介 護	25.9	27.5	25.6	1.06	2.0%	2.0%	1.8%
	訪 問 看 護	66.4	62.0	66.4	0.93	5.1%	4.6%	4.7%
	居 宅 療 養 管 理 指 導	81.1	26.8	37.4	0.33	6.2%	2.0%	2.7%
	通 所 介 護	888.5	907.4	905.2	1.02	67.6%	66.6%	64.5%
	通所リハビリテーション	216.0	216.2	220.0	1.00	16.4%	15.9%	15.7%
	短期入所生活介護	255.5	275.0	277.2	1.08	19.4%	20.2%	19.8%
	短期入所療養介護	19.3	18.3	18.0	0.95	1.5%	1.3%	1.3%
	特定施設入居者生活介護	6.5	6.0	8.2	0.92	0.5%	0.4%	0.6%
	福 祉 用 具 貸 与	559.6	597.4	625.4	1.07	42.6%	43.9%	44.6%
	福 祉 用 具 購 入 費	12.2	13.8	13.4	1.13	0.9%	0.9%	1.0%
	住 宅 改 修 費	6.3	6.1	3.6	0.97	0.5%	0.4%	0.3%
	居 宅 介 護 支 援	1,108.5	1,148.2	1,161.6	1.04	84.4%	84.3%	82.8%
	介 護 予 防 居 宅 サ ー ビ ス	訪 問 介 護	54.6	60.8	58.6	1.11	4.2%	4.5%
訪 問 入 浴 介 護		—	—	—	—	—	—	—
訪 問 看 護		—	1.5	2.2	—	—	0.1%	0.2%
居 宅 療 養 管 理 指 導		4.6	5.4	1.8	1.17	0.4%	0.4%	0.1%
通 所 介 護		120.6	130.6	147.4	1.08	9.2%	9.6%	10.5%
通所リハビリテーション		25.3	34.6	44.2	1.37	1.9%	2.5%	3.2%
短期入所生活介護		0.2	0.3	0.2	1.50	0.0%	0.0%	0.0%
短期入所療養介護		—	—	—	—	—	—	—
特定施設入居者生活介護		0.7	1.0	—	—	0.1%	0.1%	—
福 祉 用 具 貸 与		20.4	29.0	37.2	1.42	1.6%	2.1%	2.7%
福 祉 用 具 購 入 費		1.8	1.8	3.6	1.00	0.1%	0.1%	0.3%
住 宅 改 修 費		1.9	2.0	1.4	1.05	0.1%	0.1%	0.1%
介 護 予 防 支 援	191.8	217.4	241.2	1.13	14.6%	16.0%	17.2%	

標準的居宅サービス等受給者数は、在宅で介護を利用している実人数の年度平均

平成21年度、平成22年度はサービスごとの利用人数年度平均、平成23年度は実績見込み

◎ 平成 23 年度標準的居宅サービス利用者におけるサービス利用割合

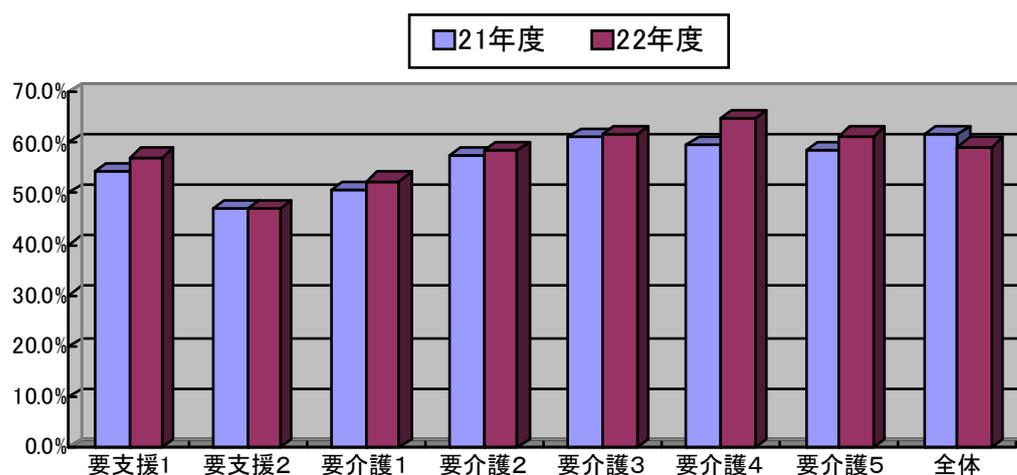


(4) 居宅サービス支給限度額に対する利用割合

居宅サービスの利用者の支給限度額に対するサービス利用率は、ほぼ横ばい状態ですが、利用実績額は増加傾向にあります。

区 分		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	全 体
支給限度額 (円)		49,700	104,000	165,800	194,800	267,500	306,000	358,300	—
平成 21 年 度	受給者数 (人)	62	130	279	303	244	190	106	1,315
	支給限度総額 (千円)	3,081	13,520	46,258	59,024	65,270	58,140	37,980	263,209
	利用実績額 (千円)	1,674	6,388	23,363	33,972	39,856	34,508	22,308	162,069
	限度額に対する 利用率 (%)	54.3%	47.2%	50.5%	57.6%	61.1%	59.4%	58.7%	61.6%
平成 22 年 度	受給者数 (人)	75	143	300	301	239	202	102	1,363
	支給限度総額 (千円)	3,728	14,872	49,740	58,635	63,933	61,812	36,547	289,267
	利用実績額 (千円)	2,131	7,000	26,160	34,401	39,510	39,976	22,439	171,617
	限度額に対する 利用率 (%)	57.2%	47.1%	52.6%	58.7%	61.8%	64.7%	61.4%	59.3%

受給者数は、サービス実利用者の年度平均です(年度累計を12月で除した人数)



(5) 居住系及び施設サービスの推移

① 居住系サービス

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の利用者は増加傾向にあり、今後もサービス需要量が増加すると考えられます。

現在、市内の認知症対応型共同生活介護のサービスを提供する施設は、平成23年度に2施設が開所し54床になりましたが、今後の需要を考慮し、第5期計画期間中にもグループホームの整備に努めます。

区 分		平成12年度	平成15年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
認知症対応型 共同生活介護	施設数	0	1	1	1	2	3	3	4	6
	利用人数	0	10	19	19	23	30	40	40	56
特定施設入所 者生活介護	施設数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	利用人数	1	3	6	3	5	6	7	7	8
合 計	施設数	0	1	1	1	2	3	3	4	6
	利用人数	1	13	25	22	28	36	47	47	67

利用人数は年度平均（年累計を12月で除した人数）、平成23年度は年度平均見込み人数

② 施設サービス

施設サービス需要量は増加傾向にありますが、施設サービスの供給は、要介護状態、世帯状況、住宅状況、認知症の状況等の生活環境を踏まえ、真に入所が必要な人数を把握し、必要な数に見合った計画的な施設整備が求められます。

第5期計画においては、入所待機者の状況等の把握に努め、適切な施設整備に努めます。

◎ 施設サービス利用人数

区 分		平成12年度	平成15年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
介護老人 福祉施設	施設数	2	3	5	5	5	5	5	5	5
	利用人数	65	113	185	207	217	221	234	238	231
介護老人 保健施設	施設数	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	利用人数	155	182	234	232	241	250	234	236	230
介護療養型 医療施設	施設数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	利用人数	5	3	13	11	12	10	10	10	10
地域密着型介護 老人福祉施設	施設数	—	—	—	0	0	0	1	1	2
	利用人数	—	—	—	0	0	0	25	29	58
合 計	施設数	5	6	8	8	8	8	9	9	10
	利用人数	225	298	432	450	470	481	503	513	529

利用人数は年度平均（年累計を12月で除した人数）、平成23年度は年度平均見込み人数

(6) 介護サービス別の利用状況

第4期計画の計画値と、平成21年度、平成22年度の利用実績を比較すると次の表のとおりです。

居宅サービスについては、訪問看護、短期入所生活介護、福祉用具貸与のサービスは利用実績が計画値を上回っています。

第5期計画における居宅サービス量の見込みについては、第4期計画の実績を踏まえ、適切なサービス供給量を設定します。

地域密着型サービスについては、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護が計画値を上回っています。また、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護は計画値を下回っていますが、利用実績は伸びを示しており、第5期計画期間中においても基盤整備に努める必要があります。

施設サービスについては利用者が増加傾向にあります。概ね計画どおり推移しています。

第5期計画でも、入所待機者の状況等を把握し、適切な施設整備に努めます。

また、介護予防居宅サービスについては、計画値と比較すると、通所介護、福祉用具貸与のサービス利用が計画値を上回っており、訪問看護、特定施設入居者生活介護のように利用を見込んでいなかったサービスの利用実績も出てきています。

地域密着型介護予防サービスについては、計画では利用を見込んでいなかった小規模多機能型居宅介護のサービス利用の実績が出てきています。

第5期計画では、適切に需要を見込むとともに、サービスの利用促進に努めます。

◎ 介護サービス別利用状況

		平成 21 年度			平成 22 年度			
		実績 (a)	計画値 (b)	計画比 (a)÷(b)	実績 (a)	計画値 (b)	計画比 (a)÷(b)	
介護サービス	居宅サービス	訪問介護（回）	52,103	73,740	70.7%	55,431	79,270	69.9%
		訪問入浴介護(回)	1,390	2,136	65.1%	1,398	2,310	60.5%
		訪問看護(回)	3,161	4,148	76.2%	2,987	4,379	68.2%
		居宅療養管理指導(人)	821	612	134.2%	477	624	76.4%
		通所介護(回)	99,588	102,916	96.8%	103,750	111,869	92.7%
		通所リハビリテーション(回)	21,468	27,145	79.1%	21,447	29,370	73.0%
		短期入所生活介護(日)	25,260	21,989	114.9%	28,935	24,184	119.6%
		短期入所療養介護(日)	1,507	3,392	44.4%	1,594	3,684	43.3%
		特定施設入居者生活介護(人)	120	84	142.9%	73	96	76.0%
		福祉用具貸与(人)	6,919	6,340	109.1%	7,239	6,801	106.4%
		福祉用具購入(人)	149	145	102.8%	150	145	103.4%
	地域密着型サービス	認知症対応型通所介護(人)	0	1,165	0.0%	0	1,252	0.0%
		小規模多機能型居宅介護(人)	138	156	88.5%	163	259	62.9%
		認知症対応型共同生活介護(人)	460	492	93.5%	473	516	91.7%
		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(人)	328	300	109.3%	357	336	106.3%
	施設サービス	介護老人福祉施設(人)	2,966	2,724	108.9%	2,877	2,772	103.8%
		介護老人保健施設(人)	2,396	3,036	78.9%	2,859	3,072	93.1%
		介護療養型医療施設(人)	126	120	105.0%	143	120	119.2%
		施設サービス合計	5,488	5,880	93.3%	5,879	5,964	98.6%
		住宅改修(人)	77	70	110.0%	68	70	97.1%
	居宅介護支援(人)	13,407	14,355	93.4%	13,783	15,432	89.3%	

利用実績及び計画の値は、年度延べ利用回数・日数・人数です

(次ページに続く)

		平成 21 年度			平成 22 年度			
		実績 (a)	計画値 (b)	計画比 (a)÷(b)	実績 (a)	計画値 (b)	計画比 (a)÷(b)	
介護 予 防 サ ー ビ ス	介 護 予 防 居 宅 サ ー ビ ス	介護予防訪問介護(人)	704	911	77.3%	764	978	78.1%
		介護予防訪問入浴介護(回)	—	—	—	—	—	—
		介護予防訪問看護(回)	0	0	—	58	0	—
		介護予防居宅療養管理指導(人)	13	16	81.3%	14	16	87.5%
		介護予防通所介護(人)	1,491	1,423	104.8%	1,621	1,535	105.6%
		介護予防通所リハビリテーション(人)	344	411	83.7%	445	450	98.9%
		介護予防短期入所生活介護(日)	8	136	5.9%	14	201	7.0%
		介護予防短期入所療養介護(日)	—	—	—	—	—	—
		介護予防特定施設入居者生活介護(人)	9	0	—	11	0	—
		介護予防福祉用具貸与(人)	262	196	133.7%	369	210	175.7%
	介護予防福祉用具購入(人)	18	16	112.5%	27	16	168.8%	
	地域密着型 介護予防サ ービス	介護予防認知症対応型通所介護(人)	0	108	0.0%	0	115	0.0%
		介護予防小規模多機能型居宅介護(人)	—	—	—	15	0	—
		介護予防認知症対応型共同生活介護(人)	—	—	—	—	—	—
	介護予防住宅改修(人)	24	5	480.0%	22	5	440.0%	
	介護予防支援(人)	2,317	2,387	97.1%	2,654	2,558	103.8%	

利用実績及び計画の値は、年度延べ利用回数・日数・人数です

(7) 介護サービス給付費の状況

(単位:千円)

		平成 21 年度			平成 22 年度			
		実績 (a)	計画値 (b)	計画比 (a)÷(b)	実績 (a)	計画値 (b)	計画比 (a)÷(b)	
介 護	居 宅 サ ー ビ ス	訪問介護	145,046	200,603	72.3%	152,322	215,293	70.8%
		訪問入浴介護	15,078	24,502	61.5%	15,616	26,505	58.9%
		訪問看護	24,161	32,536	74.3%	23,239	34,328	67.7%
		居宅療養管理指導	6,167	3,668	168.1%	2,106	3,750	56.2%
		通所介護	810,263	854,589	94.8%	835,996	927,379	90.2%
		通所リハビリテーション	164,991	207,892	79.4%	163,792	224,689	72.9%
		短期入所生活介護	212,115	192,229	110.3%	249,711	211,016	118.3%
		短期入所療養介護	13,313	32,046	41.5%	14,201	34,766	40.9%
		特定施設入居者生活介護	14,415	16,395	87.9%	13,761	18,447	74.6%
		福祉用具貸与	103,277	104,582	98.8%	107,527	111,817	96.2%
		福祉用具購入	4,425	4,593	96.3%	3,738	4,626	80.8%
		合 計	1,513,251	1,673,635	90.4%	1,582,008	1,812,616	87.3%
給 付	地 域 密 着 型 サ ー ビ ス	認知症対応型通所介護	0	8,027	0.0%	0	8,621	0.0%
		小規模多機能型居宅介護	21,143	33,609	62.9%	27,471	55,843	49.2%
		認知症対応型共同生活介護	113,756	124,479	91.4%	110,628	130,613	84.7%
		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	70,869	0	—	80,674	80,460	100.3%
		合 計	205,768	166,115	123.9%	218,773	275,537	79.4%
	住 宅 改 修	7,064	9,686	72.9%	8,206	9,766	84.0%	
	居 宅 介 護 支 援	166,795	157,515	105.9%	175,098	183,325	95.5%	
施 設 サ ー ビ ス	施 設 サ ー ビ ス	介護老人福祉施設	672,857	659,433	102.0%	704,513	672,519	104.8%
		介護老人保健施設	738,336	780,572	94.6%	748,978	790,353	94.8%
		介護療養型医療施設	42,394	40,720	104.1%	42,037	40,720	103.2%
		合 計	1,453,587	1,480,725	98.2%	1,495,528	1,503,592	99.5%
介護給付合計(A)		3,346,466	3,487,675	96.0%	3,479,613	3,784,835	91.9%	

項目ごとに四捨五入による千円単位表記のため、合計額と一致しません(次ページに続く)

		平成 21 年度			平成 22 年度			
		実績 (a)	計画値 (b)	計画比 (a)÷(b)	実績 (a)	計画値 (b)	計画比 (a)÷(b)	
介護 予 防 給 付	介 護 予 防 サ ー ビ ス	介護予防訪問介護	10,759	15,510	69.4%	12,572	16,689	75.3%
		介護予防訪問入浴介護	0	0	—	0	0	—
		介護予防訪問看護	0	0	—	421	0	—
		介護予防居宅療養管理指導	406	86	472.1%	389	86	452.3%
		介護予防通所介護	49,865	48,672	102.5%	53,352	52,651	101.3%
		介護予防通所リハビリテーション	13,093	15,982	81.9%	16,969	17,552	96.7%
		介護予防短期入所生活介護	52	744	7.0%	88	1,094	8.0%
		介護予防短期入所療養介護	0	0	—	0	0	—
		介護予防特定施設入居者生活介護	1,111	0	—	1,510	0	—
		介護予防福祉用具貸与	840	589	142.6%	1,578	631	250.1%
		介護予防福祉用具購入	435	656	66.3%	500	656	76.2%
	合 計	76,562	82,238	93.1%	87,379	89,358	97.8%	
	地域 密着型 介護 予 防 サ ー ビ ス	介護予防認知症対応型通所介護	0	599	0.0%	0	638	0.0%
		介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	—	968	0	—
介護予防認知症対応型共同生活介護		0	0	—	0	0	—	
合 計		0	599	0.0%	968	638	151.7%	
住 宅 改 修	住 宅 改 修	2,615	740	353.4%	2,172	740	293.5%	
	介 護 予 防 支 援	9,811	10,133	96.8%	11,343	10,859	104.5%	
	介護予防給付合計 (B)	88,987	93,710	95.0%	101,862	101,596	100.3%	
そ の 他	高額介護サービス費	50,457	49,028	102.9%	56,438	50,879	110.9%	
	特定入所者サービス費	139,627	130,570	106.9%	149,471	136,896	109.2%	
	審査支払手数料	4,464	4,374	102.1%	4,595	4,474	102.7%	
	高額医療合算介護サービス費	0	0	—	11,567	0	—	
	その他合計 (C)	194,548	183,972	105.8%	222,073	192,249	115.5%	
総合計 [(A) + (B) + (C)]		3,630,001	3,765,358	96.4%	3,803,548	4,078,680	93.3%	

項目ごとに四捨五入による千円単位表記のため、合計額と一致しません

第2節 計画年度における介護サービス利用見込み

(1) 居宅サービス

介護が必要な状態になっても、住み慣れた自宅や地域で暮らしていくことは、多くの高齢者の願いであり、在宅での生活を継続していくためには、利用者・家族を支える良質な在宅サービスの充実が不可欠となります。これを支援するために、要介護者等に居宅サービスを提供する指定居宅サービス事業者等のサービス必要量、供給量を次のとおり見込みます。

1) 訪問介護・介護予防訪問介護

訪問介護は、介護福祉士等の訪問介護員が要介護者の居宅等を訪問して、入浴・排泄・食事等の介護（身体介護）、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言等、必要な日常生活の世話（生活援助）を行うサービスであり、介護保険制度における中心的な介護サービスです。

① 利用見込みの考え方

過去の利用実績を考慮し、今後も高齢者人口の増加に伴い、利用量が増加すると考えられます。

また、供給量の確保については、市内及び周辺地域の事業者によって需要に対応できる見通しです。

◎ 真岡市に事業所を設置する訪問介護事業者

事業所の名称	所在地
ニチイケアセンター真岡	真岡市東光寺一丁目16-5
はが野農業協同組合	真岡市飯貝559-2
訪問介護センターたんぼぼ	真岡市上高間木二丁目24-3
ホームヘルプサービスきたはら	真岡市若旅656
メディカルソフト（株）	真岡市田町1065-7
（有）ケアワーカー出野	真岡市荒町四丁目22-4
（有）真岡介護センター	真岡市並木町一丁目8-1
地域たすけあいの会ふれあいセンター	真岡市西郷2585-226
二宮中央クリニック介護センター	真岡市久下田712-2
高齢者介護施設たいよう	真岡市鷺巣517

順不同

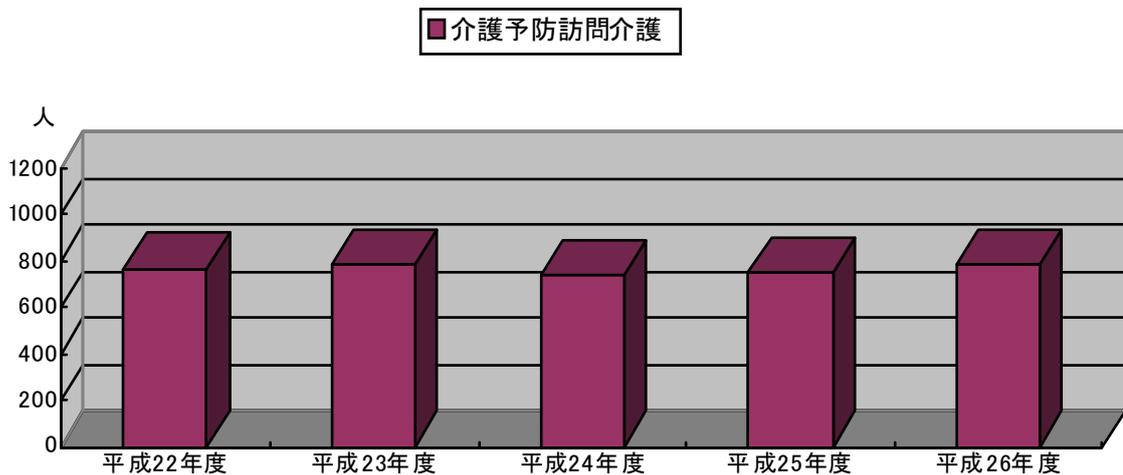
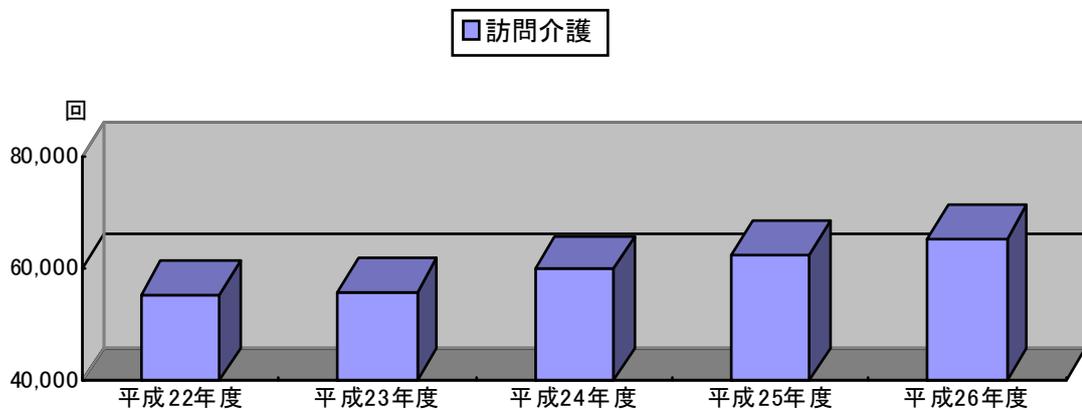
② 利用見込み量の推移

(単位：回)

事業名	項目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
訪問介護	利用見込み量	55,431	55,986	59,932	62,547	65,271
	供給率	100%	100%	100%	100%	100%
	伸び率	1.00	1.01	1.07	1.04	1.04

(単位：人)

事業名	項目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護予防 訪問介護	利用見込み量	764	780	733	744	784
	供給率	100%	100%	100%	100%	100%
	伸び率	1.00	1.02	0.94	1.02	1.05



2) 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

訪問入浴介護は、要介護者等の家庭を訪問し、浴槽を提供して行われる入浴介護サービスです。重度の寝たきりや伝染性疾患のため、通所介護、通所リハビリテーションなどの通所サービスを利用できない方が利用しています。

① 利用見込みの考え方

訪問入浴介護の過去の利用実績は、ほぼ横ばいで推移していますが、今後は高齢者人口の増加に伴い、要介護度の高い高齢者が増加することにより需要量は微増ながら増加すると考えられます。

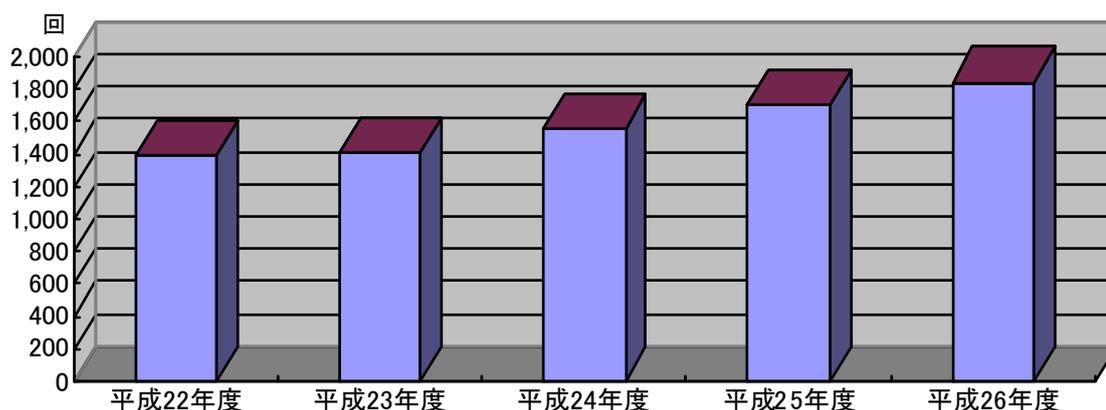
また、介護予防訪問入浴介護は過去の実績を見ると利用がないことから、今後も需要がないと考えられます。

② 利用見込み量の推移

(単位:回)

事業名	項目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
訪問入浴介護	利用見込み量	1,398	1,411	1,561	1,702	1,843
	供給率	100%	100%	100%	100%	100%
介護予防訪問入浴介護	利用見込み量	0	0	0	0	0
	供給率	-	-	-	-	-
合計	利用見込み量	1,398	1,411	1,561	1,702	1,843
	伸び率	1.00	1.01	1.11	1.09	1.08

■訪問入浴介護 ■介護予防訪問入浴介護



3) 訪問看護・介護予防訪問看護

訪問看護は、主治医の指示に基づいて、看護師等が家庭を訪問し、療養上の世話や必要な診療の補助を行い、能力に応じた自立した日常生活を自宅で営めるように療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すサービスです。

① 利用見込みの考え方

居宅介護における療養生活の支援として重要なサービスであり、微増ながら増加すると考えられます。

◎ 真岡市に事業所を設置する訪問看護事業者

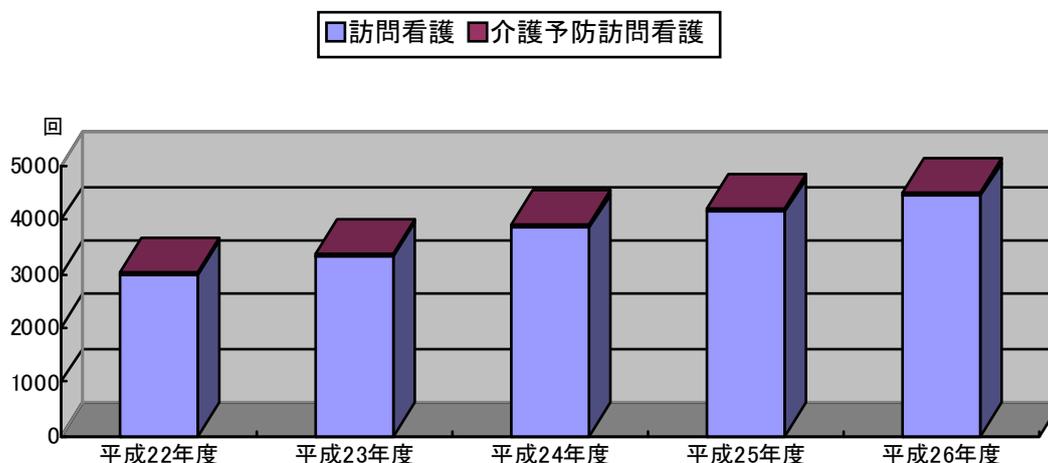
事業所の名称	所在地
芳賀赤十字訪問看護ステーション	真岡市台町2461
訪問看護ステーションこすもす	真岡市上高間木二丁目24-5

順不同

② 利用見込み量の推移

(単位:回)

事業名	項目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
訪問看護	利用見込み量	2,987	3,316	3,842	4,139	4,436
	供給率	100%	100%	100%	100%	100%
介護予防訪問看護	利用見込み量	58	72	75	78	82
	供給率	100%	100%	100%	100%	100%
合計	利用見込み量	3,045	3,388	3,917	4,217	4,518
	伸び率	1.00	1.11	1.16	1.08	1.07



4) 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーション（以下「訪問リハビリ」という。）は、病院等の理学療法士（PT）または作業療法士（OT）等が要介護者等の家庭を訪問し、心身機能の維持回復を図るとともに、日常生活の自立を支援するための理学療法、作業療法を行うサービスです。

真岡市では過去の実績が極めて少ない状況です。今後も同様と考えられます。

5) 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

居宅療養管理指導は、要介護者等の自宅に病院等の医師及び歯科医師、薬剤師または管理栄養士等が訪問し、家庭における療養上の健康管理または指導を行うサービスです。

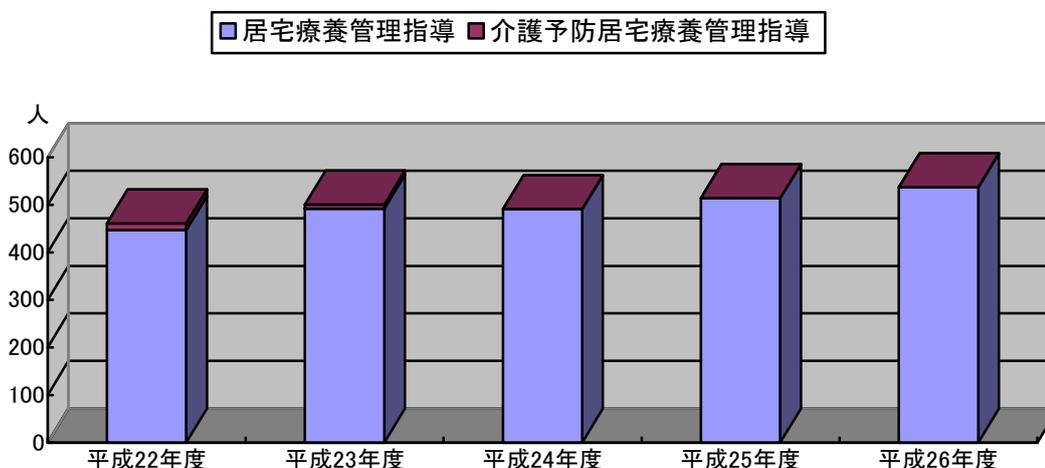
① 利用見込みの考え方

過去の利用実績を見ると増加傾向にあり、今後も需要が増加すると考えられます。

② 利用見込み量の推移

（単位：人）

事業名	項目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅療養管理指導	利用見込み量	477	492	491	514	537
	供給率	100%	100%	100%	100%	100%
介護予防居宅療養管理指導	利用見込み量	14	9	0	0	0
	供給率	100%	100%	100%	100%	100%
合計	利用見込み量	491	501	491	514	537
	伸び率	1.00	1.02	0.98	1.05	1.04



6) 通所介護・介護予防通所介護

通所介護は、要介護者等が老人デイサービスセンターに通い、入浴、排泄、食事等の介護やその他の日常生活等の世話及び機能訓練を受けるサービスで、訪問介護とともに居宅介護の中心的な位置を占めるサービスです。

① 利用見込みの考え方

居宅サービス利用者の通所介護に対する利用意識は極めて高く、過去の利用実績を見ても需要は増加しており、今後もますます需要は増加するものと考えられます。

◎ 真岡市に事業所を設置する通所介護事業者

事業所の名称	所在地
介護処すのはらさんの家	真岡市長田3021
さわやかデイホーム悠々	真岡市荒町二丁目17-1
三起デイサービスセンター	真岡市西郷118-1
J Aはが野デイサービスセンターすこやか大内	真岡市飯貝559-1
J Aはが野デイサービスセンターすこやか二宮	真岡市物井1259
J Aはが野デイサービスセンターすこやか山前	真岡市小林920-8
通所介護センターデイホーム並木	真岡市並木町二丁目13-8
デイサービスセンターきたはら	真岡市若旅656
デイサービスセンター自由館	真岡市石島463
デイサービスセンターすずらん	真岡市上高間木二丁目24-3
ふれんど台町デイサービスセンター	真岡市台町4158-2
デイサービスセンターやまさわの里	真岡市熊倉町3435-1
デイサービスぽかぽからんど	真岡市さくら二丁目4-4
デイホームやわらぎ	真岡市上大沼205-1
特別養護老人ホーム桜の華デイサービス	真岡市久下田712-8
にこにこデイホーム	真岡市南高岡710-11
ニチイケアセンター真岡	真岡市東光寺一丁目16-5
花の里にりん草	真岡市並木町四丁目17-4
マストクデイサービス	真岡市田町1556-1
(有) ケアワーカー出野	真岡市荒町四丁目22-4
老人デイサービスセンター椿寿園	真岡市亀山350-20
よしむら整骨院のデイサービス	真岡市小林550-1
デイサービスにのみや	真岡市久下田956-1
デイサービス報徳	真岡市久下田956-3
高齢者介護施設たいよう	真岡市鷺巣517
デイサービスひだまり	真岡市小林59-39

順不同

② 利用見込み量の推移

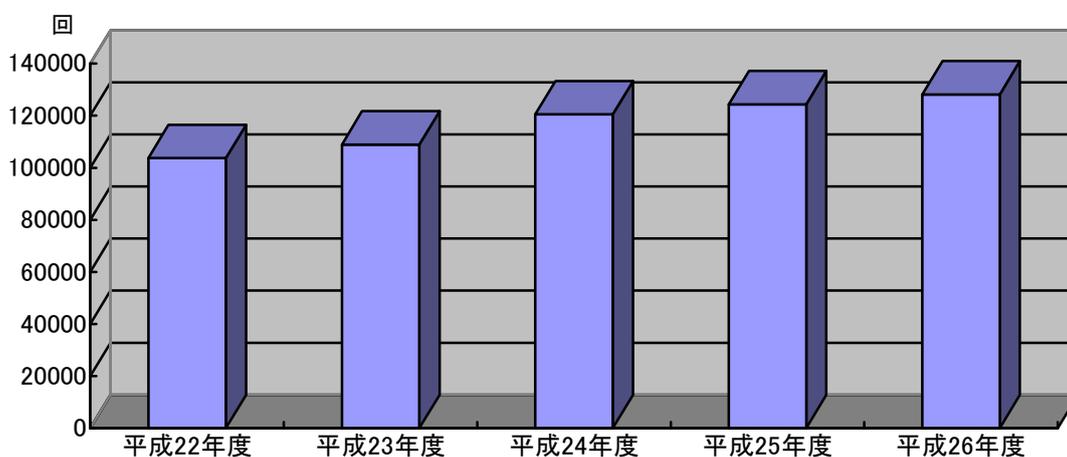
(単位:回)

事業名	項目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
通所介護	利用見込み量	103,750	108,938	120,541	124,298	128,054
	供給率	100%	100%	100%	100%	100%
	伸び率	1.00	1.05	1.11	1.03	1.03

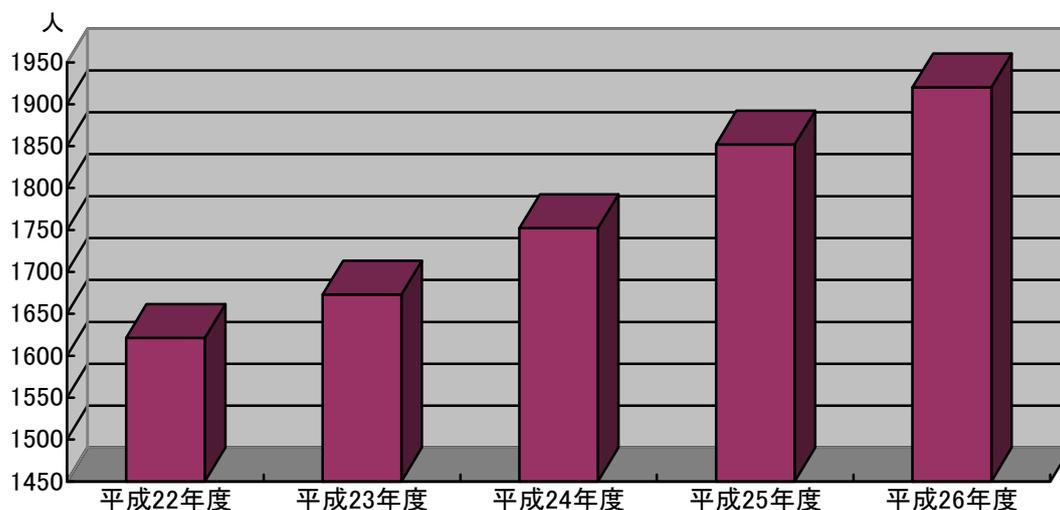
(単位:人)

事業名	項目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護予防 通所介護	利用見込み量	1,621	1,673	1,752	1,852	1,920
	供給率	100%	100%	100%	100%	100%
	伸び率	1.00	1.03	1.05	1.06	1.04

■ 通所介護



■ 介護予防通所介護



7) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

通所リハビリテーション（以下「通所リハビリ」という。）は、要介護者等が介護老人保健施設、病院または診療所に設置された通所リハビリ施設に通い、施設において日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法等必要なリハビリテーション受け、心身の機能の維持回復を図るサービスです。

① 利用見込みの考え方

過去の利用実績は横ばい状態ですが、要支援者の利用量は増加しており、今後は需要が増加すると考えられます。

◎ 真岡市に事業所を設置する通所リハビリテーション事業者

事業所の名称	所在地
(医) 創生会真岡西部クリニック	真岡市長田602-2
(医) 創生会真岡中央クリニック	真岡市上高間木二丁目24-5
老人保健施設春祺荘	真岡市亀山350-1
老人保健施設ナーシングホーム青葉	真岡市高勢町一丁目209-1
老人保健施設わたのみ荘	真岡市荒町三丁目46-9
デイケアセンターしあわせの	真岡市田町1362

順不同

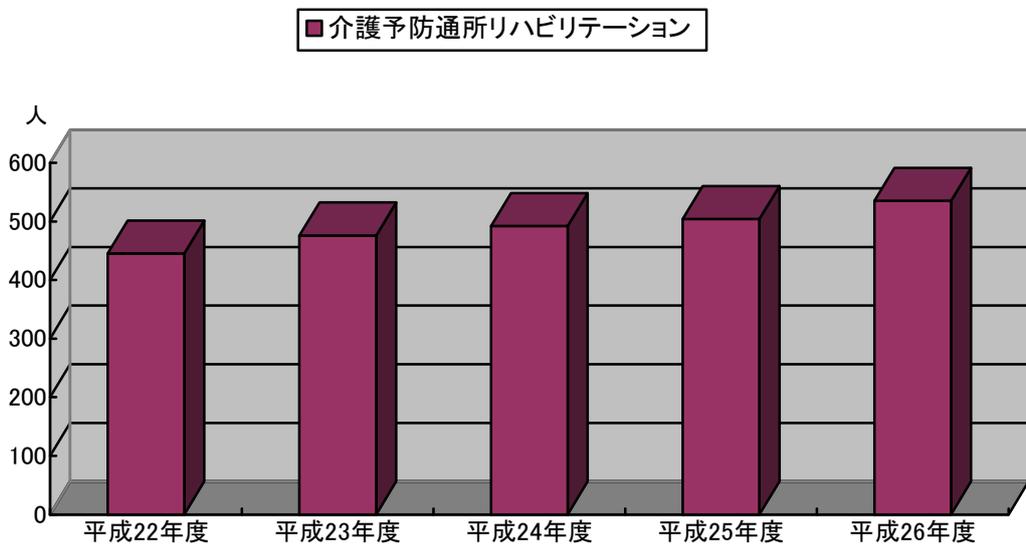
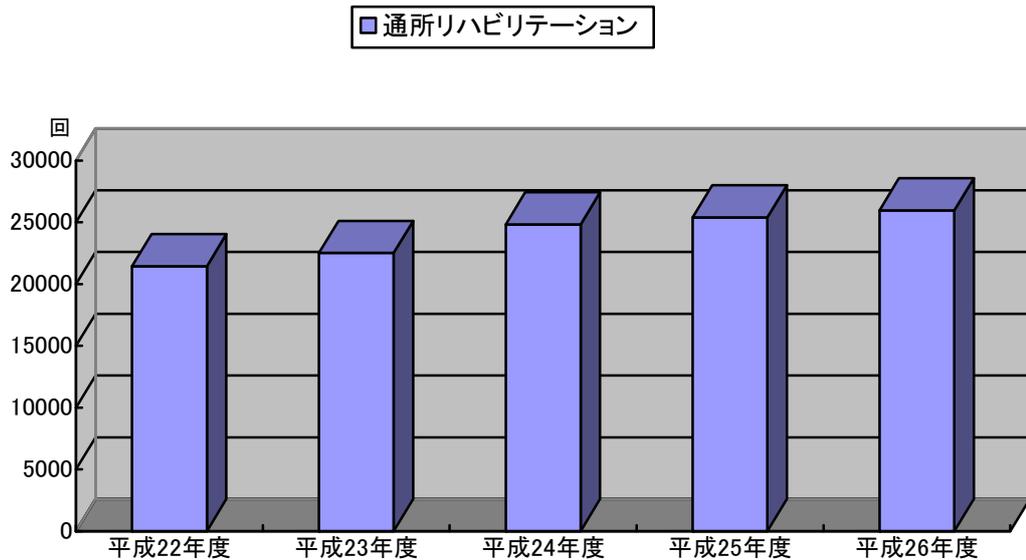
② 利用見込み量の推移

(単位:回)

事業名	項目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
通所リハビリ テーション	利用見込み量	21,447	22,519	24,832	25,403	25,974
	供給率	100%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	伸び率	1.00	1.05	1.10	1.02	1.02

(単位:人)

事業名	項目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護予防 通所リハビリ テーション	利用見込み量	445	476	492	504	535
	供給率	100%	100%	100%	100%	100%
	伸び率	1.00	1.07	1.03	1.02	1.06



8) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

短期入所生活介護は、要介護者等が特別養護老人ホーム等に短期間入所し、入浴、排泄、食事の介護やその他の日常生活の世話及び機能訓練を行い、利用者の心身の機能維持と家族の身体的・精神的負担の軽減を図るサービスです。

① 利用見込みの考え方

短期入所生活介護は、在宅での生活を支えるとともに、家族介護の負担を大きく軽減するものであり、利用実績を見ると増加傾向にあり、今後も増加するものと考えられます。

◎ 真岡市に事業所を設置する短期入所生活介護事業者

事業所の名称	所在地
特別養護老人ホームきたはら	真岡市若旅656
特別養護老人ホーム喜望荘	真岡市石島463
特別養護老人ホーム桜の華ショートステイ	真岡市久下田712-8
特別養護老人ホーム椿寿園	真岡市亀山350-20
特別養護老人ホームやまさわの里	真岡市熊倉町3435-1
ショートステイにのみや	真岡市久下田712-2
三起の森ショートステイ	真岡市上大田和1313

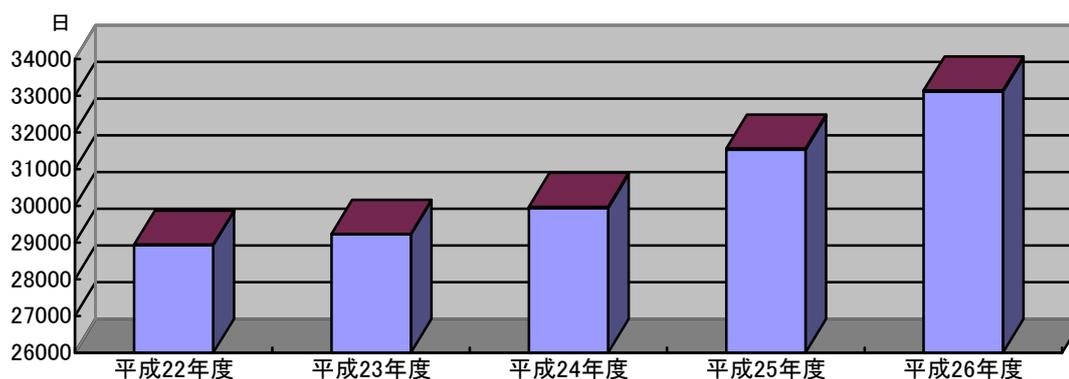
順不同

② 利用見込み量の推

(単位:日)

事業名	項目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
短期入所生活介護	利用見込み量	28,935	29,224	29,944	31,529	33,114
	供給率	100%	100%	100%	100%	100%
介護予防短期入所生活介護	利用見込み量	14	14	36	36	36
	供給率	100%	100%	100%	100%	100%
合計	利用見込み量	28,949	29,238	29,980	31,565	33,150
	伸び率	1.00	1.01	1.03	1.05	1.05

■ 短期入所生活介護 ■ 介護予防短期入所生活介護



9) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

短期入所療養介護は、要介護者等が介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期間入所し、看護及び医学的管理のもとに、介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を受けるサービスです。

① 利用見込みの考え方

短期入所療養介護は、在宅での生活を支えるとともに機能訓練等の自立支援を目的とするものであり、過去の利用実績を考慮し、今後も、微増ながら増加するものと考えられます。

介護予防短期入所療養介護は、過去の実績を見ると利用がないことから、今後も需要がないと考えられます。

◎ 真岡市に事業所を設置する短期入所療養介護事業者

事業所の名称	所在地
老人保健施設春祺荘	真岡市亀山350-1
老人保健施設ナーシングホーム青葉	真岡市高勢町一丁目209-1
老人保健施設わたのみ荘	真岡市荒町三丁目46-9

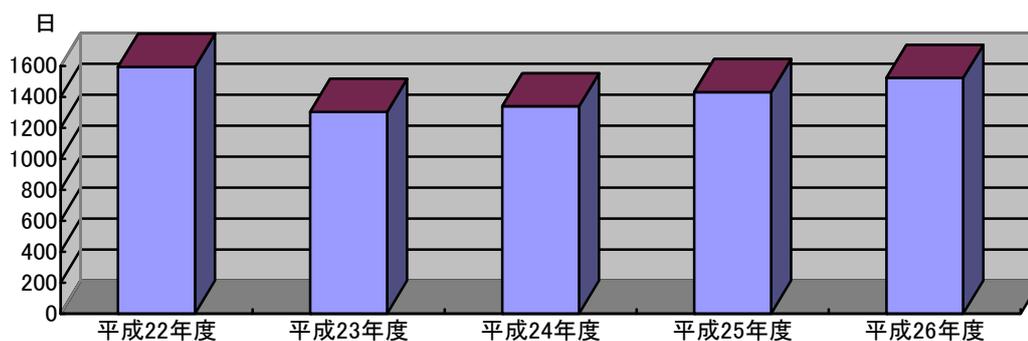
順不同

② 利用見込み量の推移

(単位:日)

事業名	項目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
短期入所療養介護	利用見込み量	1,594	1,303	1,340	1,431	1,523
	供給率	100%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
介護予防短期入所療養介護	利用見込み量	0	0	0	0	0
	供給率	-	-	-	-	-
合計	利用見込み量	1,594	1,303	1,340	1,431	1,523
	伸び率	1.00	0.82	1.03	1.07	1.06

■短期入所療養介護 ■介護予防短期入所療養介護



10) 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

特定施設入所者生活介護は、有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者住宅に入所している要介護者等に、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護やその他の日常生活上の世話及び機能訓練等を提供するサービスです。

① 利用見込みの考え方

現在、真岡市内には、特定施設入居者生活介護サービスを提供する事業所がないため、利用者は市外の施設においてサービスを受けているのが現状です。

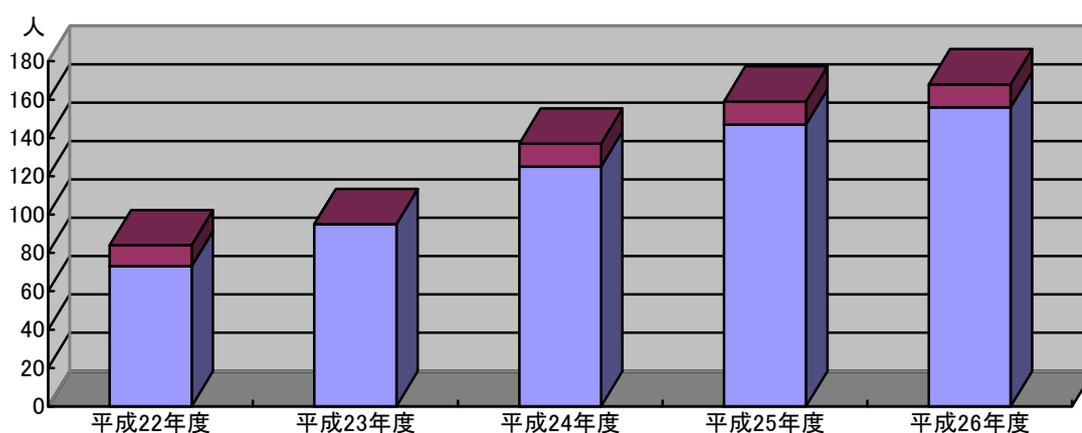
過去の利用実績は、少人数の利用ですが、今後有料老人ホーム等が特定施設入所者生活介護の指定を受けることが想定されますので、平成24年度以降サービス需要の増加が考えられます。

② 利用見込み量の推移

(単位:人)

事業名	項目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
特定施設入居者生活介護	利用見込み量	73	95	125	147	156
	供給率	100%	100%	100%	100%	100%
介護予防特定施設入居者生活介護	利用見込み量	11	0	12	12	12
	供給率	100%	100%	100%	100%	100%
合計	利用見込み量	84	95	137	159	168
	伸び率	1.00	1.30	1.44	1.16	1.06

■ 特定施設入居者生活介護 ■ 介護予防特定施設入居者生活介護



1 1) 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

福祉用具貸与は、心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者等に対して、日常生活上の便宜を図るための用具及び機能訓練のための福祉用具を貸与するサービスです。

◎ 貸与される福祉用具の品目

種 類	機 能 及 び 構 造
車 い す	自走用標準型車いす、普通型電動車いす、介助用標準型車いす
車 い す 付 属 品	クッション、電動補助装置等
特 殊 寝 台	① 背部又は脚部の傾斜角度が調節できるもの ② 床板の高さが無段階に調整できる機能を有するもの
特 殊 寝 台 付 属 品	マットレス、サイドレール等
床 ず れ 防 止 用 具	送風装置又は空気圧調整装置を備えた空気マット、水等によって減圧する体圧分散効果をもつ全身用マット
体 位 変 換 器	空気パット等を身体の下に挿入することにより体位を容易に変換できる機能を有するもの
手 す り	取付けに際し工事を伴わないもの
ス ロ ー プ	段差解消を目的とするもので、取付け工事を伴わないもの
歩 行 器	① 車輪を有するものは、体の前及び左右を囲む把手等を有するもの。 ② 四脚を有するものにあつては、上肢で保持して移動させることが可能なもの
歩 行 補 助 つ え	松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホーム・クラッチ及び多点杖に限る
認知症老人徘徊感知器	認知症老人が屋外へ出ようとした時等、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報するもの
移 動 用 リ フ ト (つり具の部分を除く)	床走行式、固定式又は据置式であり、かつ、身体をつり上げ又は体重を支える構造を有するものであつて、構造により自力での移動が困難な者の移動を補助する機能を有するものであつて、取付けに住宅の改修を伴うものを除く

① 利用見込みの考え方

福祉用具貸与については、要介護者等の増加に伴い今後も需要量が増加するものと考えられます。

◎ 真岡市に事業所を設置する福祉用具貸与事業者

事業所の名称	所在地
JAはが野福祉レンタル	真岡市飯貝559-2
(有) 大瀧ホームメディカル	真岡市白布ヶ丘7-21
(有) えびはら	真岡市久下田847

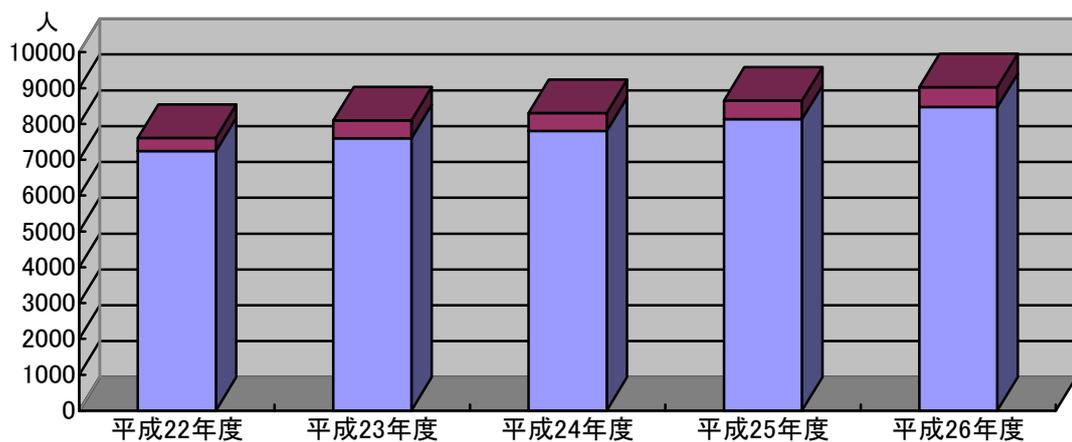
順不同

② 利用見込み量の推移

(単位:人)

事業名	項目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
福祉用具貸与	利用見込み量	7,239	7,601	7,799	8,133	8,468
	供給率	100%	100%	100%	100%	100%
介護予防福祉用具貸与	利用見込み量	369	494	504	516	552
	供給率	100%	100%	100%	100%	100%
合計	利用見込み量	7,608	8,095	8,303	8,649	9,020
	伸び率	1.00	1.06	1.03	1.04	1.04

■ 福祉用具貸与 ■ 介護予防福祉用具貸与



1 2) 福祉用具購入費・介護予防福祉用具購入費

福祉用具購入費は、在宅の要介護者等が入浴または排泄の用に供する福祉用具を購入した場合に、購入費の一部を支給するサービスです。サービス利用者が一時立替払いを行い、後日保険者から利用者に給付する償還払いとなっています。

◎ 福祉用具購入費の対象品目

種 類	機 能 及 び 構 造
腰 掛 便 座	① 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの ② 洋式便器の上に置いて高さを補うもの ③ 電動式、スプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの ④ ポータブルトイレ
特 殊 尿 器	尿が自動的に吸引されるもので要介護者または介護者が容易に使用できるもの
入 浴 補 助 用 具	① 入浴用いす ② 浴槽用手すり ③ 浴槽内いす ④ 入浴台 ⑤ 浴室内すのこ ⑥ 浴槽内すのこ
簡 易 浴 槽	空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のための工事を伴わないもの
移 動 用 リ フ ト の 具	身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なもの

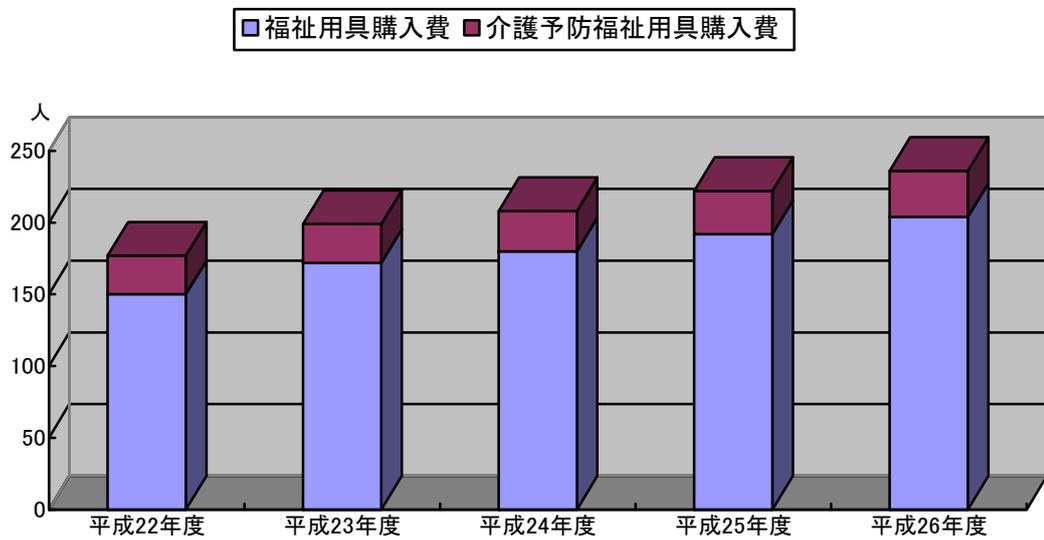
① 利用見込みの考え方

過去の実績から、要介護者等の増加に伴い、今後も需要量が増加するものと考えられます。

② 利用見込み量の推移

(単位:人)

事業名	項目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
福祉用具購入費	利用見込み量	150	172	180	192	204
	供給率	100%	100%	100%	100%	100%
介護予防福祉用具購入費	利用見込み量	27	27	28	30	32
	供給率	100%	100%	100%	100%	100%
合計	利用見込み量	177	199	208	222	236
	伸び率	1.00	1.12	1.05	1.07	1.06



1 3) 住宅改修費・介護予防住宅改修費

住宅改修は、在宅の要介護者等が手すりや段差の解消など特定の住宅改修を行った場合に居宅介護住宅改修費を支給するサービスであり、福祉用具購入費と同様償還払いとなります。

◎ 住宅改修の種類

- ① 手すりの取り付け
- ② 段差の解消
- ③ すべり防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- ④ 引き戸等への扉の取替え
- ⑤ 洋式便器等への便器の取替え
- ⑥ その他上記の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

① 利用見込みの考え方

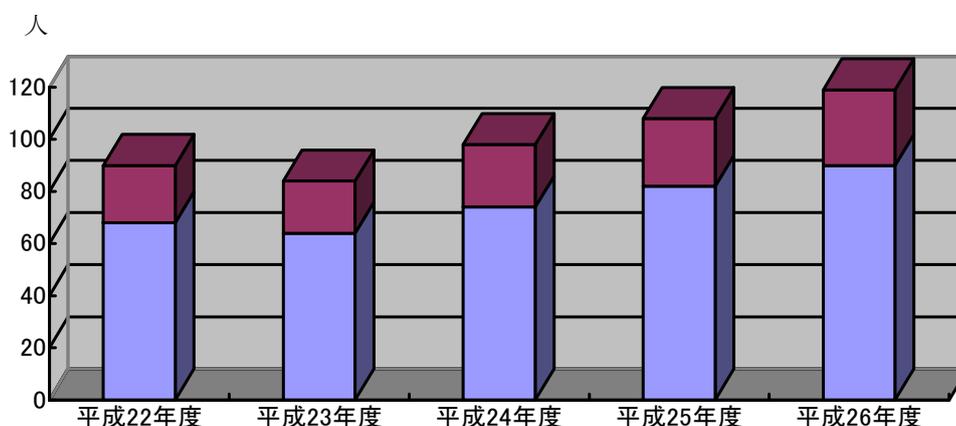
福祉用具購入費と同様に、要介護者等の増加に伴い、今後も需要量が増加するものと考えられます。

② 利用見込み量の推移

(単位:人)

事業名	項目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
住宅改修費	利用見込み量	68	64	74	82	90
	供給率	100%	100%	100%	100%	100%
介護予防住宅改修費	利用見込み量	22	20	24	26	29
	供給率	100%	100%	100%	100%	100%
合計	利用見込み量	90	84	98	108	119
	伸び率	1.00	0.93	1.17	1.10	1.10

■住宅改修費 ■介護予防住宅改修費



1 4) 居宅介護支援・介護予防支援

居宅介護支援・介護予防支援は、認定を受けた要介護者・要支援者等の同意をもとに、居宅介護支援事業者が、利用者の心身の状況・希望等を踏まえ、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、計画に基づくサービス提供が確保されるよう、介護サービス提供事業所等との連絡調整などを行うサービスです。

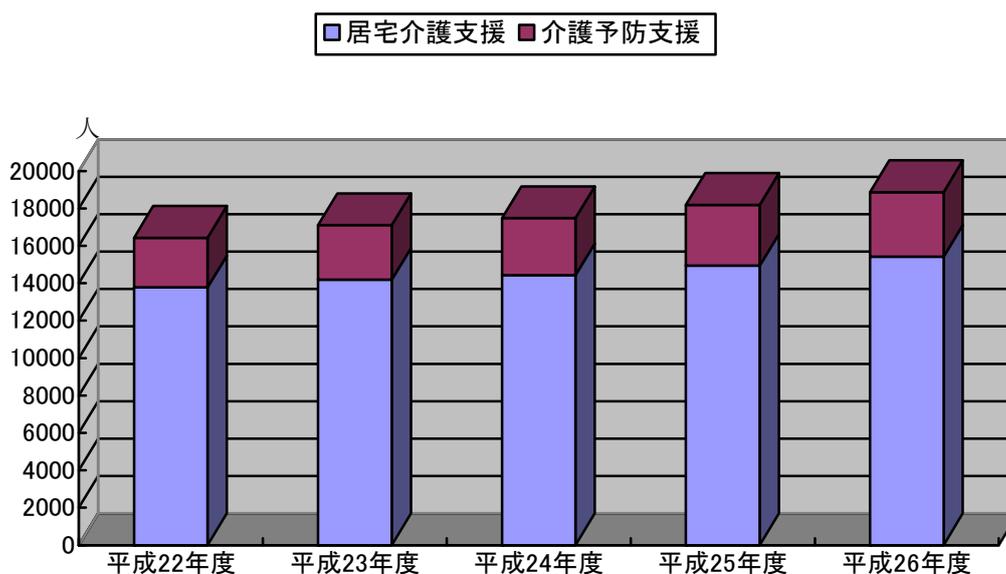
① 利用見込みの考え方

居宅サービス計画（ケアプラン）は、利用者本人が作成することもできますが、平成22年度の実績によると、ほぼ100%が居宅介護支援・介護予防支援サービスを利用しており、介護認定者の増加とともに、今後の需要の増加が見込まれます。

② 利用見込み量の推移

(単位:人)

事業名	項目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅介護支援	利用見込み量	13,783	14,196	14,436	14,940	15,420
	供給率	100%	100%	100%	100%	100%
介護予防支援	利用見込み量	2,654	2,919	3,048	3,252	3,456
	供給率	100%	100%	100%	100%	100%
合計	利用見込み量	16,437	17,115	17,484	18,192	18,876
	伸び率	1.00	1.04	1.02	1.04	1.04



(2) 地域密着型サービス

高齢者が中重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅または地域で生活を継続できるようにするため、身近な地域で提供されるサービスです。

地域密着型サービスは、その地域での生活を24時間体制で支えるためのものであり、地域密着型サービス事業者は、要介護者等の日常生活圏内にサービス提供の拠点を置きます。

1) 夜間対応型訪問介護

要介護者が、夜間の定期的な巡回訪問または通報により、居宅で介護福祉士等から、入浴、排泄、食事等の介護やその他の日常生活上の世話を受けるサービスです。

① 利用見込みの考え方

現在、真岡市内に夜間対応型訪問介護サービスを実施する事業所がありませんので、サービスの供給が得られません。今後は、要介護者のサービス需要等の把握に努め、需要量に見合うサービスを提供できるよう推進します。

2) 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症の在宅要介護者等が、特別養護老人ホーム等や老人デイサービスセンターに通い、その施設で受ける、入浴、排泄、食事等の介護やその他の日常生活上の世話及び機能訓練を受けるサービスです。

① 利用見込みの考え方

第4期計画において、利用を見込んでいましたが、真岡市内に認知症対応型通所介護サービスを実施する事業所は開設されませんでした。

このサービスは、認知症要介護者に特化した在宅サービスとして、認知症における家族介護の負担を軽減するものであり、日常生活圏域ニーズ調査からも、今後認知症要介護者の増加が予想されますので、需要を把握しサービスを提供できるよう推進します。

3) 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

要介護者等が、居宅またはサービスの拠点への通所または短期間の宿泊により、入浴、排泄、食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受けるサービスであり、登録された利用者を対象に、利用者の態様や希望に応じて、訪問や宿泊を組み合わせるサービスを提供します。

① 利用見込みの考え方

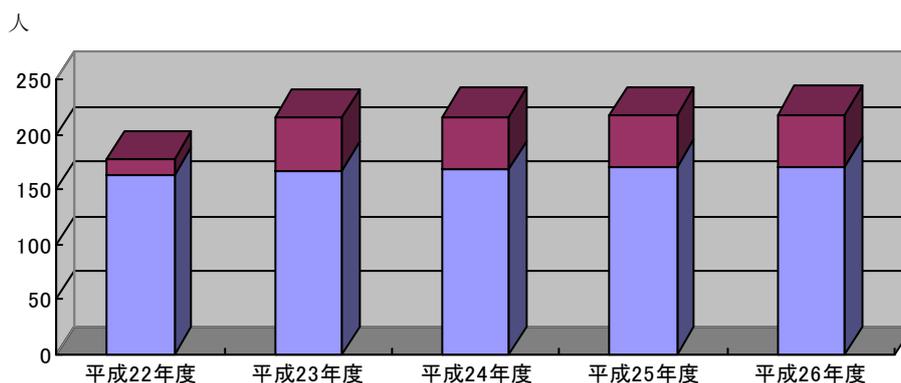
現在、中村地区に1事業所があり、サービスを提供しています。引き続き要介護者等の需要を把握し、要介護者等のニーズにあったサービスを身近で受けられるよう、サービスの提供に努めます。

② 利用見込み量の推移

(単位:人)

事業名	項目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
小規模多機能型居宅介護	利用見込み量	163	168	169	170	171
	供給率	100%	100%	100%	100%	100%
介護予防小規模多機能型居宅介護	利用見込み量	15	48	48	48	48
	供給率	100%	100%	100%	100%	100%
合計	利用見込み量	178	216	217	218	219
	伸び率	1.00	1.21	1.00	1.00	1.00

■ 小規模多機能型居宅介護 ■ 介護予防小規模多機能型居宅介護



4) 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の要介護者等が、共同生活を営む住居で、入浴、排泄、食事等の介護やその他の日常生活上の世話及び機能訓練を受けるサービスです。

◎ 真岡市に事業所を設置する認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

事業所の名称	所在地	定員
医療法人弘真会グループホーム尊徳	真岡市久下田956-4	9人
グループホームきぬの里	真岡市中313-3	9人
グループホームさくら	真岡市石島463	9人
グループホームふれんど真岡	真岡市東大島801-4	9人
グループホームふれんど八木岡	真岡市八木岡377-7	9人
グループホーム五行の杜	真岡市大和田288	9人

順不同

① 利用見込みの考え方

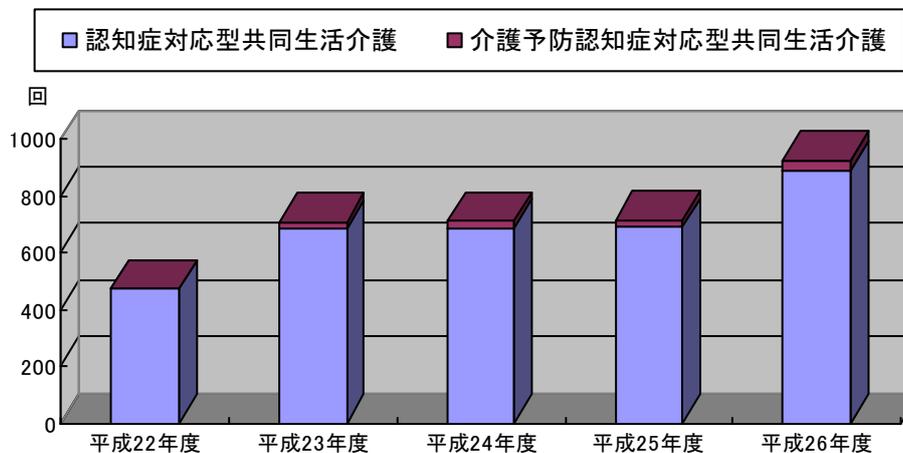
現在、真岡市内には、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）サービスを提供する事業所が6カ所整備されておりますが、認知症高齢者は増加傾向にあります。

これに対応するため、第5期計画でも2ユニット（18床）の整備を計画し、サービス需要に見合った供給量を確保できるよう推進します。

② 利用見込み量の推移

(単位:人)

事業名	項目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
認知症対応型共同生活介護	利用見込み量	473	684	687	689	888
	供給率	100%	100%	100%	100%	100%
介護予防認知症対応型共同生活介護	利用見込み量	0	24	24	25	36
	供給率	—	100%	100%	100%	100%
合計	利用見込み量	473	708	711	714	924
	伸び率	1.00	1.50	1.00	1.00	1.30



5) 地域密着型特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホーム・適合高齢者専用賃貸住宅のうち、入居定員29名以下の施設に入居している要介護者がうける、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を受けるサービスです。

① 利用見込みの考え方

現在、真岡市内には、地域密着型特定施設入居者生活介護サービスを提供する事業所はありませんので、サービスの提供は受けられませんが、今後要介護者の需要を把握し、施設整備を検討します。

6) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

入所定員が29名以下の特別養護老人ホームに入所している要介護者がうける、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を受けるサービスです。

◎ 真岡市に事業所を設置する地域密着型介護老人福祉施設

施設の名 称	所 在 地	定 員
特別養護老人ホーム三起の森	真岡市上大田和1313	29人
特別養護老人ホームかめやまの郷	真岡市亀山350-25	29人

順不同

① 利用見込みの考え方

真岡市内には、老人福祉施設（広域型）が5カ所（252床）整備されていますが、入所希望者が多くサービス需要を満たせない状況にあるため、真岡市民のみが入所できる3ユニット（29床）の地域密着型介護老人福祉施設を平成20年度と平成22年度に整備しました。5期計画でも3ユニット（29床）を計画し、今後の需要に見合った供給量を確保できるよう施設整備を推進します。

7) 新設の地域密着型サービス

平成24年度から導入される新サービスとして、重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行う「24時間対応の定期巡回・随時対応サービス」と、小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせ提供する「複合型サービス」が創設されました。

① 利用見込みの考え方

現状では、本市でのサービス提供事業者の参入が見込めませんが、今後、要介護者の需要の把握に努め、需要量に見合うサービスを提供できるよう推進します。

(3) 施設サービス

介護保険施設については、サービス利用のニーズを的確に把握し、施設サービス・介護専用型居住系サービスに関わる平成26年度までの利用者数の目標値を設定し、整備計画を進めます。

◎ 施設・居住系サービスにおける利用者数目標 (単位:人)

	第5期計画期間の利用者数		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
施設サービス	539	545	580
介護老人福祉施設	237	240	243
介護老人保健施設	232	235	238
介護療養型医療施設	12	12	12
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	58	58	87
介護専用型 居住系サービス	70	72	91
認知症対応型 共同生活介護	59	59	77
特定施設入居者 生活介護	11	13	14
地域密着型特定施設入所者生活介護	0	0	0

各年度とも利用者数の見込み

1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

介護老人福祉施設は、老人福祉法第20条の5に規定する入所定員30名以上の特別養護老人ホームであって、施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活等の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う施設です。

① 利用見込みの考え方

介護老人福祉施設の入所状況は、平成23年8月現在、31施設に227名が入所しています。また、現在多数の入所待機者がいますが、真岡市の被保険者のみが利用できる地域密着型介護老人福祉施設を整備し需要に対応していく計画です。

◎ 介護老人福祉施設入所状況

(平成23年8月現在)

施設名	所在地	定員	入所者	入所比率
きたはら	真岡市	50人	41人	82.0%
やまさわの里	真岡市	50人	38人	76.0%
喜望荘	真岡市	52人	37人	71.2%
桜の華	真岡市	50人	36人	72.0%
椿寿園	真岡市	50人	35人	70.0%
和順荘	益子町	50人	10人	20.0%
友愛苑	上三川町	50人	4人	8.0%
みどり	宇都宮市	50人	2人	4.0%
さつき荘	茨城県桜川市	80人	2人	2.5%
ひょうたん村	宇都宮市	50人	1人	2.0%
元気の里	宇都宮市	60人	1人	1.7%
高砂荘	宇都宮市	100人	1人	1.0%
瑞寿苑	宇都宮市	50人	1人	2.0%
宮の里かわだ	宇都宮市	50人	1人	2.0%
ケアプラザ而今	宇都宮市	56人	1人	1.8%
栗林荘	小山市	85人	1人	1.2%
きぬの里	小山市	70人	1人	1.4%
にらがわの郷	下野市	50人	1人	2.0%
天寿荘	下野市	50人	1人	2.0%
いしばし	下野市	54人	1人	1.9%
おおたわら風花苑	大田原市	40人	1人	2.5%
トータスホーム	上三川町	54人	1人	1.9%
ふじやまの里	上三川町	50人	1人	2.0%
杉の樹園	市貝町	50人	1人	2.0%
而今荘	芳賀町	50人	1人	2.0%
フローラりんくる	高根沢町	50人	1人	2.0%
かがやき	岩舟町	80人	1人	1.3%
県西せいかん荘	茨城県筑西市	56人	1人	1.8%
玉樹	茨城県八千代町	50人	1人	2.0%
西山苑	茨城県常陸太田市	110人	1人	0.9%
よつば苑	神奈川県横浜市	104人	1人	1.0%
合計			227人	

2) 介護老人保健施設（老人保健施設）

介護老人保健施設は、要介護者に対し施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理のもとにおける介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設です。

① 利用見込の考え方

介護老人保健施設の入所状況は、平成23年8月現在、25施設に224人が入所しています。真岡市内のサービス供給量は300床ですが、近隣市町村の施設を考慮し、需要量は満たせるものと考えています。

◎ 老人保健施設入所状況

(平成23年8月現在)

施設名	所在地	定員	入所者	入所比率
ナーシングホーム青葉	真岡市	100人	62人	62.0%
わたのみ荘	真岡市	100人	58人	58.0%
春 祺 荘	真岡市	100人	45人	45.0%
シルバーケアホームのぞみ	益子町	100人	16人	16.0%
思川ケアステージ	小山市	100人	4人	4.0%
ごぎょうの里	茨城県筑西市	100人	4人	4.0%
カーサ・ビアンしろさと	茨城県城里町	80人	4人	5.0%
看 清 坊	益子町	60人	3人	5.0%
もてぎの森うごうだ城	茂木町	100人	3人	3.0%
協和ヘルシーセンター	茨城県筑西市	96人	3人	3.1%
宇都宮アルトピア	宇都宮市	109人	2人	1.8%
サンビュー宇都宮	宇都宮市	100人	2人	2.0%
お達者倶楽部	下野市	90人	2人	2.2%
つむぎの郷	小山市	100人	2人	2.0%
さくらがわ	茨城県桜川市	100人	2人	2.0%
健 田	茨城県結城市	42人	2人	4.8%
まくらがの郷	茨城県古河市	100人	2人	2.0%
ホスピア宇都宮	宇都宮市	100人	1人	1.0%
野 沢 の 里	宇都宮市	100人	1人	1.0%
陽 南	宇都宮市	100人	1人	1.0%
苧部太陽の家	小山市	100人	1人	1.0%
祇 園 荘	小山市	72人	1人	1.4%
南 那 須	那須烏山市	50人	1人	2.0%
い ず み	さくら市	80人	1人	1.3%
さざんか荘	茨城県桜川市	40人	1人	2.5%
合 計			224人	

3) 介護療養型医療施設

介護療養型医療施設は、医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床等を有する病院等であって、入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理のもとに、介護やその他の世話及び機能訓練等の必要なサービスを行うことを目的とする施設です。

① 利用見込みの考え方

介護療養型医療施設は、医療費適正化に関する施策として平成23年度末までに廃止または介護老人保健施設に転換することとされていましたが、既存の施設は平成29年度まで延長されました。

介護療養型医療施設の入院状況は、6施設に9名が入院しており、真岡市内に施設がないことから需要も少ないと考えられます。今後の利用見込みも数名程度の変動と推測されます。

◎ 介護療養型医療施設入院状況

(平成23年8月現在)

施設名	所在地	定員	入院者	入所比率
小松崎病院	茨城県筑西市	50人	3人	6.0%
上の原病院	茨城県桜川市	50人	2人	4.0%
宇都宮東病院	宇都宮市	103人	1人	1.0%
比企病院	宇都宮市	50人	1人	2.0%
協和南病院	茨城県筑西市	60人	1人	1.7%
大圃病院	茨城県筑西市	60人	1人	1.7%
計			9人	

第3章 地域支援事業等の推進

地域支援事業は、要介護状態の予防のための介護予防事業、介護予防マネジメント等の包括的支援事業、介護保険給付適正化事業及び家族支援事業等の任意事業で構成されます。

このうち、介護予防事業は、「要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者のうち、要支援・要介護状態になる人を、概ね20%減らす」ことを目標としています。

第1節 介護予防事業の推進と事業見込み量の考え方

(1) 介護二次予防事業

要介護状態になるおそれのある高齢者を把握し、通所または訪問により、要介護状態になることの予防または状態の悪化の防止を目的に、次の事業を実施します。

1) 二次予防事業の対象者把握事業

要介護者及び要支援者を除く第1号被保険者を対象として、要介護状態に陥るリスクを早期に発見するため、基本チェックリストの配布・回収により、二次予防事業の対象者を把握し、介護予防事業を実施します。

2) 通所型介護予防事業

二次予防事業の対象者把握事業により把握された高齢者を対象に、市内事業所への通所により、介護予防に効果があると認められる「運動機能向上事業」、「栄養改善事業」、「口腔機能向上事業」、「認知症予防・支援事業」を実施し、事業参加者が要支援・要介護状態になることを予防します。

① 運動機能向上事業

◎ 室内運動プログラム

介護サービス事業所において、無理のない体や頭の体操を行い、全身機能を高めることで、要支援・要介護状態になることを予防します。

◎ 水中運動プログラム

井頭温泉バーデプールにおいて、水の効力（浮力、水圧等）を利用し、膝、腰の痛みなどを改善することで、要支援・要介護状態になることを予防します。

◎ 運動機能向上事業量の見込み

項 目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
年 間 開 催 回 数	2 2 8 回	2 4 0 回	2 5 2 回
1 回あたりの参加人数	1 0 人	1 0 人	1 0 人
年 間 実 参 加 人 数	2 4 0 人	2 6 0 人	2 8 0 人
1 人あたりの参加回数	1 2 回	1 2 回	1 2 回

② 栄養改善事業

低栄養状態を早期に発見するとともに「食えること」を通じて低栄養状態を改善することを目的に、栄養相談及び指導を行い低栄養状態の改善を図ることにより自立生活を支援します。

◎ 栄養改善事業量の見込み

項 目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
年 間 開 催 回 数	1 0 回	1 0 回	1 0 回
1 回あたりの参加人数	2 0 人	2 0 人	2 0 人
年 間 実 参 加 人 数	4 0 人	4 0 人	4 0 人
1 人あたりの参加回数	5 回	5 回	5 回

③ 口腔機能向上事業

摂食・嚥下機能の低下を早期に発見し、その悪化を予防する観点から口腔機能向上のための教育や口腔清掃の指導、摂食・嚥下機能に関する指導等を実施します。

◎ 口腔機能向上事業量の見込み

項 目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
年 間 開 催 回 数	1 0 回	1 0 回	1 0 回
1 回あたりの参加人数	2 0 人	2 0 人	2 0 人
年 間 実 参 加 人 数	4 0 人	4 0 人	4 0 人
1 人あたりの参加回数	5 回	5 回	5 回

④ 認知症予防・支援事業

脳にも、骨や筋肉と同じく、一度機能が低下しても、また使えば使うほど強くなる回復力（余力）が備わっています。脳を活性化するプログラムを通し、認知症を予防したり、進行を遅らせる指導を実施します。

項 目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
年 間 開 催 回 数	10回	10回	10回
1回あたりの参加人数	20人	20人	20人
年 間 実 参 加 人 数	40人	40人	40人
1人あたりの参加回数	8回	8回	8回

3) 訪問型介護予防事業

二次予防事業の対象者把握事業により把握された、閉じこもり、認知症、うつ等の恐れ、またはその状態にある高齢者を対象に、保健師等が居宅を訪問して、生活機能に関する問題を総合的に把握・評価し、認知症、うつ予防などの指導を実施します。

◎ 訪問指導事業

項 目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
対 象 者	60人	60人	60人
年 間 延 べ 訪 問 回 数	216回	216回	216回
1人あたりの訪問回数	3.6回	3.6回	3.6回

4) 介護二次予防事業の施策評価事業

介護保険事業計画において定める「介護予防事業の効果による要介護認定者数の目標値」に照らした達成状況の検証を通じ、介護二次予防施策の事業評価を実施します。

この評価を実施するため、介護予防事業対象者数、介護予防事業参加者数、事業前の参加者に係るデータを整理し、年度ごとにアウトカム評価、アウトプット評価、プロセス評価を実施します。

- アウトカム評価 : 要支援・要介護への移行防止等の事業成果に係る指標により、行われる評価（新たな要支援・要介護者数の減少、参加者の満足度、QOLの改善等について評価する。）
- アウトプット評価 : 投入された事業量に係る指標により行われる評価（事業の実施回数、参加者、虚弱高齢者把握について評価する。）
- プロセス評価 : 事業の企画立案・実施過程等に係る指標により行われる評価（事業が適切な手順・過程を経て実施できているか否かを評価する。）

(2) 介護一次予防事業

すべての第1号被保険者を対象に、介護保険の知識の普及・啓発や、介護予防に役立つ地域活動の育成・支援のため、次の事業を実施します。

1) 介護予防普及啓発事業

介護予防に役立つ基本的な知識の普及・啓発のため、パンフレットの作成・配布を実施します。

2) 地域介護予防活動支援事業

真岡市老人研修センター及び真岡市老人憩の家に、必要に応じて保健師及び歯科衛生士並びに理学療法士等を派遣して、健康相談・栄養改善及び口腔ケア並びに運動機能向上事業を実施します。

また、各区（自治会）で実施している地域福祉づくり推進事業を支援し、介護予防体操等の普及と介護予防に役立つ基本的な知識の普及啓発に努めます。

3) 介護一次予防施策評価事業

年度ごとに、事業内容に応じた指標を設定し、アウトカム評価及びアウトプット評価を実施します。

第2節 包括的支援事業の推進と事業見込み量の考え方

地域住民の心身の健康保持と生活安定のため、保健医療の向上と高齢者福祉の増進を包括的に支援することを目的として、次の事業を実施します。

(1) 介護予防支援事業（予防給付マネジメント事業）

居宅要支援者の依頼を受けて、心身の状況、置かれた環境、本人・家族の希望等を勘案し、利用する指定介護予防サービス等の種類・内容、担当者等を定めた介護予防サービス計画を作成するとともに、その計画に基づくサービス提供が確保されるよう事業者等との連絡調整を行います。

◎ 介護予防支援事業見込み量の推移

項 目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護予防支援事業見込み量	320人	340人	360人

(2) 介護予防マネジメント事業

介護予防事業の対象者に対して、一次アセスメントと介護予防ケアプランの作成を行います。

基本的チェックリストを基に、個々における介護予防ニーズを特定し、課題分析を行い、必要に応じ、本人と一緒にどのような目標を基にどのような生活が望ましいかを計画し、運動機能向上や栄養改善、口腔機能向上事業等に参加できるように、事業者との連絡調整を行います。

◎ 介護予防マネジメント事業見込み量の推移

項 目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護予防マネジメント事業見込み量	380人	400人	420人

(3) 総合相談支援事業

サービス提供機関や専門相談機関等のネットワークを構築し、高齢者の情報収集等により心身の状況や家族の状況等について実態調査を行い、初期段階での相談業務や継続的・専門的な相談支援を実施します。

1) 総合相談事業

地域包括支援センターでは、地域の高齢者やその家族からの各種相談に対して、専門職種が幅広く支援します。

高齢者人口の増加と在宅生活の多様なニーズにより、相談件数の増加が予想されます。

- 介護保険認定申請相談
- 介護保険外の生活支援相談
- 介護予防に関する相談・受付・調整
- 在宅生活に関する相談

2) 高齢者実態把握事業

高齢者の生活実態やニーズ等を把握し、必要なサービスを提供し在宅生活を支援します。

介護予防マネジメントを充実していくうえで、在宅生活の把握は必須であり、高齢者人口の増加に伴い実態把握件数は増加すると思われます。

- 要介護等認定者でサービス未利用者からの把握
- 高齢者実態調査からの把握
- 民生委員・地域関係者の情報からの把握

3) 権利擁護事業

実態把握や総合相談の過程で特に権利擁護の支援が必要と判断した場合、成年後見制度の活用、老人福祉施設への措置、虐待防止の対応並びに消費者被害対策等を必要に応じて講じます。

また、地域包括支援センター、真岡警察署、民生委員、居宅介護支援事業所並びに介護サービス事業所等の関係機関ネットワークを構築します。

- 高齢者やその家族から権利擁護の相談受付
- 早期発見・見守りのための地域ネットワークづくり
- 成年後見制度の利用方法の説明、申し立て手続き支援
- 成年後見制度の利用困難者について、市長申し立てに向けた支援

4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

地域包括支援センターの主任ケアマネージャーが中心となって、地域のケアマネージャーの相談窓口を設置し、ケアプランの作成指導、サービス担当者会議の開催など、専門的見地から指導相談を実施します。

- 業務プロセス相談
- サービス担当者会議開催への助言
- 困難ケースの対応についての指導、助言
- その他情報提供

第3節 任意事業の推進と事業見込み量の考え方

介護保険制度の適正な運用と、高齢者並びに家族介護支援のために、次の事業を実施します。

(1) 介護保険給付適正化事業

介護サービスを利用している被保険者に介護給付費通知を送付することにより、給付内容の理解と、給付が適正に行われているかを確認していただき、今後のケアプラン作成に役立てていただきます。

(2) 介護サービス適正実施指導事業

介護サービスの質的向上を図ることを目的とし、介護相談員がサービス事業者等を訪問し、サービス利用者の不満や不安等の相談に応じます。また、サービスの状況把握や事業所の管理者及び従事者と意見を交換し、苦情等の問題解決の方途を探ります。

◎ 介護サービス適正実施指導事業見込み量の推移

項 目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護相談員訪問見込み量	96回	96回	96回

(3) 家族介護慰労事業

介護保険の被保険者で、低所得世帯の重度な要介護者を現に在宅で介護し、過去1年間、介護サービスを利用しなかった家族に対して、家族介護慰労金を支給することにより、在宅生活の継続と向上を図ります。

◎ 家族介護慰労事業見込み量の推移

項 目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
家族介護慰労金支給見込み量	4人	5人	6人

(4) 介護サービス計画支援事業

住宅改修費の支給申請に関わる理由書を、住環境コーディネーター等に依頼した場合、理由書作成補助を支給し、要介護者等の住環境整備を図ります。

◎ 介護サービス計画支援事業見込み量の推移

項 目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
理由書作成補助支給見込み量	6件	6件	6件

(5) 認知症高齢者見守り事業

認知症地域支援体制構築等推進事業で築いてきた地域資源を活用して、引き続き、認知症サポーター養成講座の開催や認知症地域資源マップの掲載で、情報を発信するなど、認知症高齢者及びその家族の支援を行います。

また、徘徊高齢者位置探知サービスの利用者に対し、初期登録料の2分の1（限度額6,000円）を助成します。

◎ 徘徊高齢者位置探知サービス

項 目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者助成見込み量	10件	10件	10件

第4章 介護保険財政の実績とサービスの利用見込み

第1節 介護保険財政の3年間のまとめ

(1) 保険給付費決算額

(単位:千円)

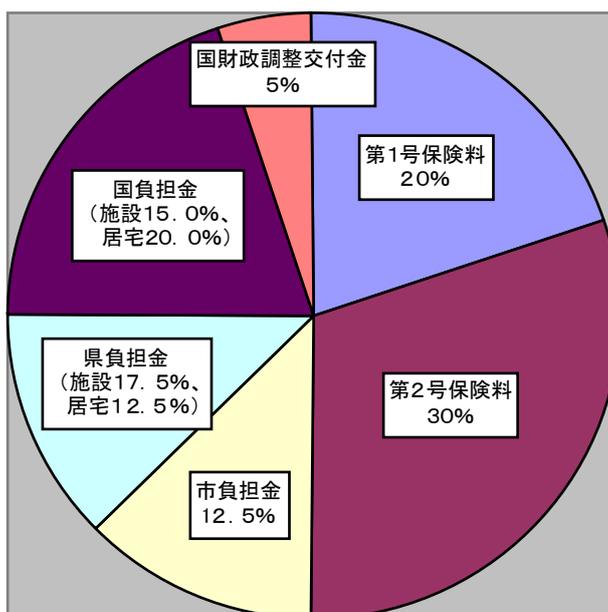
項 目	平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	
	給付費	構成比	給付費	構成比	給付費	構成比
居宅サービス給付費	1,767,828	49.2%	1,872,834	49.2%	1,956,897	48.8%
施設サービス給付費	1,444,432	40.2%	1,494,350	39.2%	1,479,385	36.9%
地域密着型 サービス給付費	191,354	5.3%	220,787	5.8%	342,171	8.5%
高額介護 サービス給付費	49,629	1.4%	67,753	1.8%	69,410	1.7%
特定入所者介護 サービス給付費	137,681	3.8%	148,921	3.9%	161,371	4.0%
審査支払手数料	4,451	0.1%	4,585	0.1%	4,811	0.1%
合 計	3,595,375	100.0%	3,809,230	100.0%	4,014,045	100.0%

平成 23 年度は決算見込み額

居宅サービス給付費には、居宅介護支援費・福祉用具購入費・住宅改修費を含みます。

(2) 保険給付費の財源構成及び内訳

◎ 第4期計画の財源構成及び内訳



(3) 公費・保険料対象給付費総額財源内訳

(単位:千円)

項 目	平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度		
	負担額	構成比	負担額	構成比	負担額	構成比	
公費・保険料対象給付費	3,595,375	100.0%	3,809,209	100.0%	4,014,045	100.0%	
公費	国庫負担金	639,995	17.8%	680,121	17.9%	721,797	18.0%
	調整交付金	192,847	5.4%	201,091	5.3%	216,758	5.4%
	県負担金	528,460	14.7%	557,725	14.6%	582,767	14.5%
	市負担金	449,406	12.5%	476,096	12.5%	501,755	12.5%
	公費計	1,810,708	50.4%	1,915,033	50.3%	2,023,077	50.4%
保険料等	第2号保険料	1,078,573	30.0%	1,142,627	30.0%	1,204,213	30.0%
	第1号保険料	685,201	19.0%	740,526	19.4%	763,790	19.0%
	基金取崩額	20,763	0.6%	10,572	0.3%	22,965	0.6%
	県基金交付金	—	—	—	—	—	—
	県基金借入金	—	—	—	—	—	—
	返還金等	130	—	451	—	—	—
	保険料等計	1,784,537	49.6%	1,894,176	49.7%	1,990,968	49.6%

平成 23 年度は決算見込み額

公費・保険料等は次年度で精算するため、該当年度の介護保険特別会計決算額とは一致しません

(4) 保険料の収納状況及び使途

(単位:千円)

項 目	平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度			
	収納額	収納率	収納額	収納率	収納額	収納率		
保険料収納額	750,473	95.5%	766,686	95.7%	781,948	95.9%		
内訳	現年分	特別徴収	686,159	100.0%	708,443	100.0%	720,738	100.0%
		普通徴収	62,057	81.4%	54,957	82.0%	57,521	83.0%
	滞納繰越	2,257	9.2%	3,286	12.3%	3,689	14.4%	
保険料の使途内訳		支出額	構成比	支出額	構成比	支出額	構成比	
保険給付費		685,201	91.3%	740,526	96.6%	763,790	97.7%	
地域支援事業		14,544	1.9%	16,152	2.1%	16,958	2.1%	
財政安定化基金償還金		—	—	—	—	—	—	
介護給付費準備基金積立金		49,524	6.6%	9,025	1.2%	—	—	
その他(還付金等)		1,204	0.2%	983	0.1%	1,200	0.2%	

平成 23 年度は決算見込み額

積立金は、翌年度積立額を計上

(5) 介護給付費準備基金

介護給付費準備基金は、第5期計画の保険料の上昇を抑制するため、平成26年度までに、1カ月分の給付費相当額を残し、取り崩す予定です。

第2節 計画年度における介護サービス利用見込み

(1) 各年度における被保険者の見込み

平成21年度に15,922人だった、第1号被保険者は、平成26年度には18,314人に達する見込みです。

(単位:人)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
40～64歳(第2号被保険者)	28,552	28,233	27,914
65歳以上(第1号被保険者)	16,962	17,638	18,314
前期高齢者 (65～74歳)	8,539	9,112	9,685
後期高齢者 (75歳以上)	8,423	8,526	8,629
被 保 険 者 合 計	45,514	45,871	46,228

(2) 各年度における要支援・要介護認定者の見込み

予防給付及び地域支援事業の実施により要介護認定者の出現率抑制を図りますが、高齢者人口の増加に伴い、認定者数は次のように推移すると考えられます。

(単位:人)

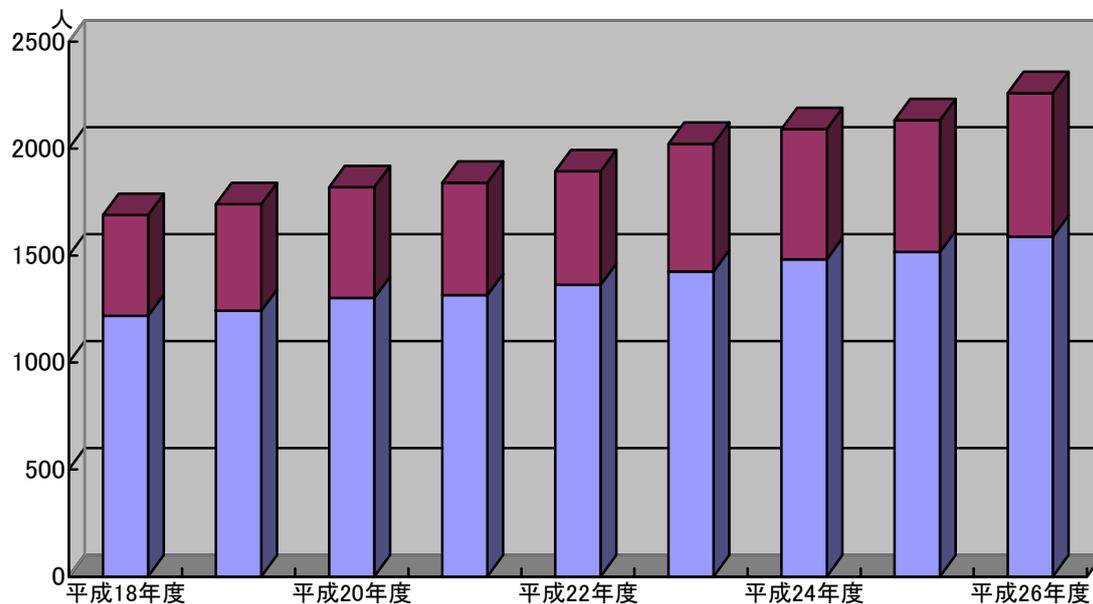
区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
65歳以上(第1号被保険者)	16,962	17,638	18,314
要介護(要支援)認定者	2,470	2,527	2,598
要 支 援 1	131	136	144
要 支 援 2	225	224	229
要 介 護 1	421	423	428
要 介 護 2	426	433	441
要 介 護 3	379	382	387
要 介 護 4	494	511	529
要 介 護 5	394	418	440
出 現 率	14.6%	14.3%	14.2%

(3) 各年度におけるサービス利用者の見込み

(単位:人)

区 分	平成24年度	平成 25年度	平成 26年度
サービス利用者数	2,091	2,133	2,229
居宅サービス利用者数	1,482	1,516	1,558
施設・居住系サービス利用者数	609	617	671
介護老人福祉施設	237	240	243
介護老人保健施設	232	235	238
介護療養型医療施設	12	12	12
地域密着型老人福祉施設	58	58	87
認知症対応型共同生活介護	59	59	77
特定施設入居者生活介護 (介護専用型以外)	11	13	14

■居宅サービス ■施設サービス



第3節 保険給付費等及び保険料の見込み額

(1) 計画期間における保険給付費等見込み額

(単位：千円)

項 目		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
介 護 給 付	居 宅 サ ー ビ ス	訪 問 介 護	177,882	186,171	194,767
		訪 問 入 浴 介 護	18,396	20,060	21,724
		訪 問 看 護	29,801	32,168	34,535
		居 宅 療 養 管 理 指 導	2,794	2,940	3,086
		通 所 介 護	1,064,120	1,102,780	1,141,441
		通所リハビリテーション	203,857	209,500	215,143
		短期入所生活介護	275,055	290,437	305,818
		短期入所療養介護	14,137	15,132	16,127
		特定施設入居者生活介護	24,614	29,789	31,321
		福祉用具貸与	125,835	132,669	139,503
		福祉用具購入	4,409	4,663	4,966
	合 計	1,940,900	2,026,309	2,108,431	
	地 域 密 着 型 サ ー ビ ス	認知症対応型通所介護	0	0	0
小規模多機能型居宅介護		31,652	31,750	31,790	
認知症対応型共同生活介護		167,292	168,071	216,309	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		175,748	175,748	264,603	
合 計		374,692	375,569	512,702	
	住 宅 改 修	9,173	9,882	10,800	
	居 宅 介 護 支 援	195,417	203,075	210,451	
施 設 サ ー ビ ス	介護老人福祉施設	723,012	732,149	741,286	
	介護老人保健施設	750,965	760,857	770,749	
	介護療養型医療施設	53,297	53,297	53,297	
	療養病床(医療適用)転換分	0	0	0	
	合 計	1,527,274	1,546,303	1,565,332	
介 護 給 付 費 合 計		4,047,455	4,161,137	4,407,714	

項目ごとに四捨五入による千円単位表記のため、合計額と一致しません(次ページに続く)

介 護 予 防 給 付	居 宅 サ ー ビ ス	介 護 予 防 訪 問 介 護	13,446	13,544	14,248
		介 護 予 防 訪 問 入 浴 介 護	0	0	0
		介 護 予 防 訪 問 看 護	563	588	613
		介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	0	0	0
		介 護 予 防 通 所 介 護	61,066	63,473	65,676
		介 護 予 防 通 所 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	20,012	20,314	21,354
		介 護 予 防 短 期 入 所 生 活 介 護	192	192	192
		介 護 予 防 短 期 入 所 療 養 介 護	0	0	0
		介 護 予 防 特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護	1,650	1,650	1,650
		介 護 予 防 福 祉 用 具 貸 与	2,228	2,261	2,401
		介 護 予 防 福 祉 用 具 購 入	815	892	970
	合 計	99,972	102,914	107,104	
	地 域 密 着 型 介 護 予 防 サ ー ビ ス	介 護 予 防 認 知 症 対 応 型 通 所 介 護	0	0	0
		介 護 予 防 小 規 模 多 機 能 型 居 宅 介 護	2,723	2,723	2,723
介 護 予 防 認 知 症 対 応 型 共 同 生 活 介 護		5,770	5,858	8,486	
合 計		8,493	8,581	11,209	
住 宅 改 修		2,808	3,089	3,370	
介 護 予 防 支 援		13,642	14,559	15,476	
介 護 予 防 給 付 費 合 計		124,915	129,143	137,158	
そ の 他	特 定 入 所 者 介 護 サ ー ビ ス	167,919	176,634	185,801	
	高 額 介 護 サ ー ビ ス	64,417	67,760	71,276	
	高 額 医 療 合 算 介 護 サ ー ビ ス	13,144	13,827	14,545	
	審 査 支 払 手 数 料	4,330	5,251	5,523	
	合 計	249,810	263,472	277,145	
給 付 費 合 計		4,422,181	4,553,752	4,822,017	
地 域 支 援 事 業		73,689	73,072	73,802	
総 合 計		4,495,870	4,626,824	4,895,819	

項目ごとに四捨五入による千円単位表記のため、合計額と一致しません

(2) 第1号被保険者の保険料基準額の算定

- 要介護認定者やサービス見込み量の推計結果、介護報酬改定（改定率2%の上昇（予定））、地域区分改定（改定率3%の上昇（予定））などを考慮し、平成24～26年度の3年間に必要な保険給付額は、**13,797,950千円**と見込み、これに地域支援事業を加えた総合計は、**14,018,513千円**と推計しました。
- 第5期介護保険事業計画における保険料の段階は、低所得者対策として、現在実施している弾力化の保険料負担段階第4段階の「公的年金収入金額及び合計所得金額の合計額が80万円以下の方」を設けた細分化に加え、さらに、第3段階に「公的年金収入金額及び合計所得金額の合計額が120万円以下の方」を新たに設けて細分化することとし、保険料負担段階を7段階8区分から7段階9区分にすることとしました。また、介護保険法施行規則の改正により、基準所得額が200万円から190万円に変更となります。
- 上記の条件及び介護給付費等を基礎に、保険料収納率等を踏まえて算定した、第1号被保険者の保険料基準月額は、次のとおりです。

現行（第4期計画） 【平成21年度～平成23年度】	改定（第5期計画） 【平成24年度～平成26年度】
平成21年度 4,036円	4,615円
平成22年度 4,093円	
平成23年度 4,150円	

※ 上記の保険料は、今後国が示すと想定されている介護報酬の改定率等を基に試算した参考の数値です。確定した保険料ではありません。

- 保険料上昇の要因としては、
 - (1) 高齢化の進展に伴う介護需要の増加
 - (2) 制度の普及に伴う要介護認定者等及び介護サービス利用者の増加
 - (3) 介護保険に係る政令による第1号被保険者の負担割合の変更（保険給付費の財源構成割合が20%から21%となる。）
 - (4) 介護報酬（改定率2%の上昇（予定））・地域区分（改定率3%の上昇（予定））の改定などがあげられます。

◎ 第5期における所得段階別保険料

(単位:円)

所得段階	対 象 者	基準額に 対する乗率	保 険 料 (年 額)		
			平成24年度	平成25年度	平成26年度
第1段階	生活保護を受給している方、世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受給している方	基準額 × 0.50	27,600	27,600	27,600
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、公的年金等収入額と合計所得金額を合わせて80万円以下の方	基準額 × 0.50	27,600	27,600	27,600
世帯全員が住民税非課税の方					
第3段階	本人が公的年金等収入額と合計所得金額を合わせて120万円以下の方	基準額 × 0.65	35,900	35,900	35,900
	上記以外の方	基準額 × 0.75	41,400	41,400	41,400
本人以外に住民税課税の方がいる世帯で、本人が住民税非課税の方 基準額 : 55,300円					
第4段階	本人が公的年金等収入額と合計所得金額を合わせて80万円以下の方	基準額 × 0.90	49,700	49,700	49,700
	上記以外の方	基準額 × 1.00	55,300	55,300	55,300
第5段階	本人が住民税課税で、合計所得金額125万円未満の方	基準額 × 1.15	63,500	63,500	63,500
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額125万円以上190万円未満の方	基準額 × 1.25	69,100	69,100	69,100
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額190万円以上の方	基準額 × 1.50	82,900	82,900	82,900
保険料基準月額			4,615	4,615	4,615

※ 上記の保険料は、今後国が示すと想定されている介護報酬の改定率等を基に試算した参考の数値です。確定した保険料ではありません。

第5章 介護保険給付対象外のサービスの整備

第1節 生活支援のサービス

地域の実情に応じて、要援護高齢者やひとり暮らし高齢者等に対し、各種のサービスを提供することにより、高齢者が住み慣れた地域の中で引き続き生活していくことを支援し、高齢者の保健福祉の向上を図ります。

(1) 生活支援のための在宅サービス

- ◎ 生きがい活動支援通所事業の支援
- ◎ 緊急通報システムの整備充実
- ◎ ねたきり高齢者等紙おむつ給付の助成
- ◎ はり・きゅう・マッサージ施術料助成
- ◎ 老人福祉タクシー助成
- ◎ 高齢者等外出支援
- ◎ 老人性白内障特殊眼鏡等助成
- ◎ 老人福祉車購入助成
- ◎ 健康増進施設利用助成
- ◎ 介護手当支給

第2節 施設サービスの整備

(1) 養護老人ホーム

養護老人ホームは、65歳以上の高齢者であって環境等の理由及び経済的な理由により、居宅において養護を受けることが困難な方を入所させて、養護することを目的とする入所施設です。

1) 現 状

本市内には施設がないため、近隣市町の施設に入所措置している状況です。

◎ 養護老人ホーム入所施設先 平成23年4月1日現在

施設名	所在地	運営主体	定員	本市入所者
七井老人ホーム	益子町	(福)明照協会	50人	7人
アオーラ而今	宇都宮市	(福)蓬愛会	110人	1人
サンフラワーガーデン	小山市	(福)洗心会	50人	1人

2) 今後の方針

対象者の状況把握に努め、適正な入所措置を講じる。

第6章 計画作成後の点検体制

基本的な方針に基づく目標を達成し、高齢者の生活を総合的に支えるためには、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の円滑な推進を図ることが必要です。そのために、計画年度ごとの達成状況を点検し、その結果に基づいて必要な対策を講じます。

また、計画を着実に推進するためには、保健・医療・福祉それぞれの分野の連携が必要です。そのためには、それぞれの持つ情報やサービスの総合化に向け連携の再構築を図るとともに、必要に応じてサービスと組織の統合を検討します。

さらに、対象者に即したサービスの総合性を確立するためには、保健福祉以外の分野におけるサービスや施策が重要であり福祉と保健の連携だけでなく、様々な部署が一層協力・連携し、市としての総合的な取り組みを進めます。

第7章 付 録

- 1 真岡市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定懇話会設置要領
- 2 策定懇話会委員名簿
- 3 真岡市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会設置規程
- 4 高齢者保健福祉・介護保険関係用語集

真岡市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定懇話会設置要領

(設置)

第1条 真岡市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定に当り、市民参加のもと、幅広く意見を聴くため、真岡市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 懇話会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のあるもの
- (2) 社会福祉関係団体等の代表者
- (3) 医療、保険及び福祉に関係ある者
- (4) 公募委員（市内に1年以上居住する40歳以上の者）

(座長)

第3条 懇話会に座長を置き、委員の互選により定める。

(会議)

第4条 懇話会は、必要な都度市長が招集し、座長がその議長となる。

(庶務)

第5条 懇話会の庶務は、健康福祉部福祉課が行う。

附 則

- 1 この要領は、平成23年4月1日から適用する。
- 2 この要領は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。

策定懇話会委員名簿

(敬称略)

氏 名	当 号	備 考
星 野 守	1 号	真岡市議会民生産業常任委員長
布 施 實	〃	真岡市国民健康保険運営協議会職務代理者
小 堀 守	2 号	真岡市自治会連合会長（座長）
伊 藤 芳 夫	〃	真岡市社会福祉協議会会長
佐々木 實	〃	真岡東部地区民生委員児童委員協議会会長
増 山 英 子	〃	真岡市女性団体連絡協議会理事
石 塚 美 恵 子	〃	特定非営利活動法人代表
村 上 八 郎	〃	真岡市ボランティア団体連絡協議会会長
高 橋 仁 志	3 号	芳賀郡市医師会真岡支部
林 浩 司	〃	真岡市歯科医師会会長
趙 達 来	〃	真岡市介護認定審査会職務代理者
岸 真 知 子	〃	介護保険施設代表
古 谷 久 美 子	〃	介護支援専門員代表
久 保 智 子	〃	看護師・保健師代表
岸 勇 次	4 号	被保険者代表(一般公募)
内 田 豊	〃	被保険者代表(一般公募)
牧 幸 子	〃	被保険者代表(一般公募)
佐 藤 敏 江	〃	被保険者代表(一般公募)

真岡市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会設置規程

(設置)

第1条 真岡市における高齢者保健福祉計画(以下「保健福祉計画」という。)及び介護保険事業計画(以下「介護保険事業計画」という。)の策定にあたり、基本となるべき事項について協議する機関として、真岡市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会(以下「計画策定委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 計画策定委員会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定作業にあたっての基本的な方針に関すること。
- (2) 介護サービスの必要量の見込み、確保策、事業者間の連携策等市が講じる措置その他保健福祉計画及び介護保険事業計画に盛り込むべき事項に関すること。
- (3) その他計画の策定にあたって必要な事項に関すること。

(組織並びに委員長及び副委員長の職務)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長には副市長、副委員長には健康福祉部長をもって充て、委員は別表第1に掲げる者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会の事務を総理する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会は、必要に応じ、議事に関する者を臨時に出席させることができる。

(専門部会)

第5条 委員会に、所掌事務に関する調査研究に係る事務を処理するため、専門部会を置く。

- 2 専門部会は、部会長と部会員をもって組織する。
- 3 部会長には福祉課長、部会員には別表第2に掲げる課にあつて協議事項に特に関係する所属の職員をもって充てる。
- 4 部会長は、専門部会の事務を総理し、調査研究した事項の結果を委員会に報告する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

附 則

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

総務部長、市民生活部長、産業環境部長、建設部長、教育次長、 企画課長、収税課長、国保年金課長、健康増進課長、介護保険課長、 福祉課長
--

別表第2 (第5条関係)

企画課、収税課、国保年金課、健康増進課、介護保険課、福祉課

高齢者保健福祉・介護保険関係用語集

五十音順

【あ行】

アセスメント（課題分析）

要介護者の生活全般にわたってその状態を十分に把握すること。個々の利用者が直面している問題や状況の本質、原因、経過、予測を理解するために介護サービス計画をたてていく過程で行われるアセスメント手法は、評価方法のこと。 → 健康度評価（ヘルスアセスメント）

生きがい対応型デイサービス

介護保険の要支援または要介護と認定されなかった方で、独居その他の理由で介護予防上、必要と認められる方（閉じこもりを含む）に実施する介護保険対象外の通所の福祉サービス。内容はほぼデイサービスと同様であるが、入浴は行われないなどやや異なる。

NPO（Non Profit Organization）

ボランティア団体や市民団体等、民間の営利を目的としない団体の総称として使われている。従来、これらの団体は、法人格を持たない任意団体として活動していたが、特定非営利活動促進法の制定により、「特定非営利法人」という法人格を得ることができるようになった。

【か行】

介護給付等

要介護認定を受けた被保険者に対する介護給付及び要支援認定を受けた被保険者に対する予防給付を意味する。

介護サービス計画（ケアプラン）

要介護者等や家族の意見を取りいれて作成される具体的なサービス計画。在宅では「居宅サービス計画」を、施設では「施設サービス計画」を作成し、それに基づいてサービスが提供される。居宅介護支援事業者に依頼した介護サービス計画の作成費用は10割給付される。

介護支援専門員（ケアマネージャー）

要介護者等やその家族に対して介護サービスの調整等を行う人。実務経験を有する保健・福祉・医療の専門知識を有する者が都道府県の行う試験に合格し、かつ実務研修を修了するとその資格が得られる。主な役割は、介護サービス計画（ケアプラン）の作成と継続的な管理・再評価、サービス提供事業者との連絡調整や要介護者及びその家族に対する情報提供・介護相談。

介護保険施設

介護保険法による施設サービスを行う施設。介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の3種類がある。

介護予防ケアマネジメント

予防給付のマネジメントと、地域支援事業の介護予防事業のマネジメントを指す。市町村が責任主体となり、地域包括支援センターの保健師、主任ケアマネージャーが主に対応する。要支援状態となることの防止と、要支援者の介護状態への悪化防止の一体的対応が行われる。

介護療養型医療施設

療養病床等をもつ病院・診療所の介護保険適用部分に入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて療養上の、管理、看護、医学的管理のもとにおける介護等の世話、機能訓練、その他の必要な医療を行うことを目的とした施設。

介護老人福祉施設

老人福祉法に規定する特別養護老人ホームであって、入所者に対して施設サービス計画に基づいて、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理および療養上の世話を行うことを目的とする施設。

介護老人保健施設

要介護者等に対し施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理のもとにおける介護、機能訓練、その他必要な医療、日常生活上の世話をを行う施設として、都道府県知事の許可を受けたもの。病状が安定しているが、リハビリ、看護、介護が必要な方が入所する施設。

居宅介護支援

在宅の要介護者が、居宅サービスや地域密着型サービス及び居宅で日常生活を営むために必要な保健医療・福祉サービスの適切な利用ができるように、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、計画に基づくサービス提供が確保されるように介護サービス事業者との連絡調整を行う。また、介護保険施設や地域密着型介護老人福祉施設への入所が必要な場合は紹介等を行う。原則として居宅介護支援事業者が行う。

居宅介護支援事業者

居宅介護支援を業とする事業者。都道府県知事の指定を受けることが必要。

居宅サービス

介護保険法により定められた居宅サービスを意味し、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入所者生活介護、福祉用具貸与、特定福用具販売の12種類のサービスをいう。

緊急通報システム

高齢者のひとり暮らしのような場合で、急病等のとき、押しボタン1つで、消防署などに緊急事態を知らせて救助できるようにした電話。通常、枕元やその他へ持ち歩けるペンダント型の無線式通報ボタンが付く。

QOL（quality of life）

「生活の質」、「人生の質」、「生命の質」などと約されている。一般的な考えは、生活者の満足感・安定感・幸福感を規定している諸要因の質。諸要因の一方に生活者自身の意識構造、もう一方に生活の場の諸環境があると考えられる。この両空間のバランスや調和のある状態を質的に高めて充足した生活を求めようということ。

ケアハウス（介護利用型軽費老人ホーム）

老人福祉法に規定する軽費老人ホームの一形態。自炊ができない程度の身体機能の低下等が認められ、または、高齢等のため独立して生活するには不安があり、家族による援助を受けることが困難な60歳以上の方が対象。日常生活上の援助及び介護が必要になった場合、外部の訪問介護（ホームヘルプサービス）等の保健福祉サービスを受けることを原則としている。介護保険法では特定施設入所者生活介護の対象となる特定施設とされており、入所者が要介護者等に該当すれば訪問介護等の居宅サービスが受けられる。

軽費老人ホーム

家庭環境、住宅事情などの理由で自宅において生活することが困難な低所得の60歳以上の方が入所する施設。設置は地方公共団体又は社会福祉法人となっている。内容によって食事の提供や日常生活上必要な便宜を供与する軽費老人ホームA型、自炊が原則の軽費老人ホームB型、高齢者が車椅子生活になるなど身体機能が低下しても自立した生活が送れるよう配慮したケアハウスの三形態がある。

ケースワーカー

個別の相談業務をする人との意味だが、ソーシャルワーカーと同じ意味で使う場合が多い。特に、福祉事務所で生活相談や経済的な援助機関の紹介をする人を指すこともある。

健康度評価(ヘルスアセスメント)

生活習慣病予防対策及び要介護状態となることの予防（介護予防）対策としての保健サービスを、対象者個人個人の必要性に応じて計画的かつ総合的に提供するため、サービスの実施に先立って行う個人の生活習慣行動、社会・生活環境等の把握と評価のこと。

後期高齢者

後期高齢者は75歳以上の高齢者のことをいう。これに対して65歳から75歳未満の高齢者を前期高齢者という。

高齢化率

通常、総人口に占める65歳以上の人口の割合をいう。

【さ行】

財政安定化基金（拠出金）

予想以上に保険料収納率が低下したり給付費が増大したりすることによって財源不足が生じたときのために、財政の安定化を目的として都道府県に設置される基金。この基金への拠出金は国、都道府県、市町村が1／3ずつ負担する。市町村の拠出金は第1号被保険者保険料を財源とする。市町村が努力しても保険料収納に不足が生じたときには不足額の1／2が交付されるほか、給付費の増大により財政に不足が生じたときには資金貸付が行われる。

在宅サービス

「施設サービス」に対応する言葉であり、居宅において利用する各種の福祉サービスを意味する。訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、短期入所、配食サービス、緊急通報などの在宅福祉サービスのほか保健師による訪問指導、訪問看護、訪問リハビリテーションなどの在宅保健サービスのことをいう。

支給限度額

介護保険で設定されている要介護度ごとに1カ月に利用できるサービス費用の上限額をいう。この金額を超えるサービスを利用した場合は、その超えた分は全額自己負担となる。

施設サービス

介護保険施設において提供されるサービス。 → 介護保険施設

指定事業者

都道府県知事、市町村の指定（介護老人保健施設については都道府県知事の許可）をうけた介護保険制度上のサービス提供事業者のこと。指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設などがある。

社会福祉協議会（略称＝社協）

市民が主体となって社会福祉問題と取り組み、その改善向上、関係団体などの自主福祉活動を組織的に推進していく民間組織。真岡市では社会福祉事業法に基づいて、社会福祉法人として昭和47年に発足した。事業の内容としては、地域での福祉活動の推進、福祉の啓発活動、ボランティア活動の促進、在宅福祉サービス事業、生活困窮世帯やハンディキャップのある世帯への援護や資金の貸付、募金とその配分、福祉施設の管理運営などの市の委託事業等があり、事業の範囲は非常に広い。

シルバー人材センター

高齢者の生きがい、実益、社会参加のために就業の機会を作るため、企業、個人からの短期的仕事の依頼に応じて組織的に労働を提供する団体。シルバー人材センターは依頼者からの仕事を引き受け、会員を依頼者に派遣し、仕事の実績に応じて配分金を会員に支払う。シルバー人材センターは、法人格をもち、国から認可される団体。また、短期的な職業の紹介の機能も持っている。

成年後見制度

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等の判断能力が不十分な方の契約等を本人に代わって家庭裁判所が選任した成年後見人が、財産管理、身上監護などを行う制度。介護保険の実施にあわせ、民法を一部改正し、従来の禁治産を改め、また比較的軽度の方の利用（補助の創設）や、判断能力のあるうちから利用できる任意後見制度、複数の成年後見人の選任など、利用しやすい制度に改められた。

前期高齢者

前期高齢者は65歳から75歳未満の高齢者のことをいう。これに対して75歳以上の高齢者のことを後期高齢者という。

【た行】

第1号被保険者

市町村の区域内に住所を有する65歳以上の方。

第2号被保険者

市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者。

短期入所生活介護

在宅で介護している場合、介護する人が用事、疲労回復等の理由で介護できない期間に、寝たきり高齢者等が特別養護老人ホームに短期間入所し日常生活の上の世話を受けるサービス。ショートステイともいう。

短期入所療養介護

在宅で介護を受けている場合、介護する方が冠婚葬祭などの用事、疲労回復等の理由で介護できない期間に、寝たきり高齢者等が介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期間入所して医学的管理のもとに必要な介護、看護、機能訓練、日常生活上の世話を受けるサービス。

地域支援事業

被保険者が要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するために市町村が行う事業であり、平成17年度までの老人保健事業の一部、介護予防・地域支え合い事業等の財源を再編し創設された介護保険制度上の事業のこと。①介護予防事業、②包括的支援事業、③任意事業がある。

地域密着型サービス

原則として当該市町村内の被保険者に限られる。サービス事業者の指定権限は、保険者が有し、一定の範囲内で指定基準及び報酬の変更を行うこともできる。①夜間対応型訪問介護、②認知症対応型通所介護、③小規模多機能型居宅介護、④認知症対応型共同生活介護、⑤地域密着型特定施設入居者生活介護、⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の6種類がある。平成24年度より24時間対応の定期巡回・随時対応サービスと複合型サービスが新設される。

地域ケア会議

市町村内の介護サービスを含む高齢者保健福祉サービス全般の調整・指導を担う総合的な調整機関で、この地域ケア会議においては、

- (1) 介護保険施設・在宅サービス機関・介護支援専門員の指導支援
- (2) 高齢者保健サービスや介護予防・生活支援サービスの総合調整
- (3) 住民に対する総合相談・情報提供等

の機能を担うことが期待されている。

地域包括支援センター

地域において、介護予防マネジメント事業、総合相談支援事業、包括的・継続的マネジメント事業、高齢者の虐待の防止・早期発見及び権利擁護事業の4つの基本的な機能をもつ総合的マネジメントを担う中核機関。

地域リハビリテーション

障がいを持つ方々が住み慣れたところでそこに住む人々とともに、一生安全にいきいきした生活が送れるよう、医療や保健・福祉及び生活に関わるあらゆる人々が行う全ての活動をいう。

通所介護（デイサービス）

介護施設（デイサービスセンター）に通所し、健康チェック、日常生活訓練、レクリエーション、入浴、食事等を行う施設。

通所リハビリテーション（デイケア）

主治医の指示により介護老人保健施設、病院等に通って機能訓練等のリハビリテーションを中心に行うサービス。

特定施設入所者生活介護

有料老人ホーム、介護利用型軽費老人ホーム（ケアハウス）等に入居して行われる介護サービス。 → 有料老人ホーム

特定疾病

40歳以上65歳未満の方で特定される16種類の病気が原因で介護が必要になった方が認定を受けることができる。16の特定疾病とは、①がん（医師が一般に認められている知見にもとづき回復の見込みがない状態に至ったと判断した者に限る）、②関節リウマチ、③筋萎縮性側索硬化症、④後縦靭帯骨化症、⑤骨折を伴う骨粗鬆症、⑥初老期における認知症、⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病、⑧脊髄小脳変性症、⑨脊柱管狭窄症、⑩早老症、⑪多系統萎縮症⑫糖尿病性神経障がい、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症、⑬脳血管疾患、⑭閉塞性動脈硬化症、⑮慢性閉塞性肺疾患、⑯両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症をいう。

特別養護老人ホーム

老人福祉法に基づき設置される老人福祉施設の一つ。地方公共団体または社会福祉法人等が設置できる。寝たきりや認知症で居宅において適切な介護を受けることが困難な65歳以上の高齢者のための入所施設。介護保険では介護老人福祉施設と位置づけ、施設に入所する要介護の方が利用できる。

【な行】

認知症

認知症とは、脳や身体の疾患を原因として、記憶・判断力などの障害がおこり、普通の社会生活が送れなくなった状態と定義されている。

(※ 認知症を知る WWW.e-65.net)

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症（急性を除く）の高齢者が、9人以下の少人数の共同生活住居で、家庭的な環境と地域住民との交流のもと、入浴、排せつ、食事等の介護などの日常生活上の世話と機能訓練を行い、能力に応じ自立した日常生活を営めるようにするもの。

【は行】

バリアフリー

障がい者を含む高齢者等の社会生活弱者が、社会生活に参加するうえで生活の支障となる物理的な障がいや精神的な障壁を取り除くための施策、もしくは具体的に障がいを取り除いた状態をいう。

訪問介護

高齢者の家を訪問して身体介護、家事援助などを行うこと。ホームヘルプサービスともいう。ホームヘルパー（訪問介護員）はこれをする人。

訪問看護

主治医の指示書により訪問看護師が家庭に派遣され、点滴、じょくそうの処置、介護指導その他看護師のできる処置をする。

訪問看護ステーション

訪問看護事業を行う事業所。訪問看護事業を行う事業所は、ほかに病院、診療所等がある。設立には看護師がいればよく、医師は所属していなくてもよい。

訪問入浴介護

家庭で移動式の浴槽によって入浴するサービス。家庭に移動式の浴槽を持ち込む方式と入浴車の中で入浴する方式がある。通所介護の中で入浴介護のできない場合や自宅で訪問介護等の介助でも入浴が困難な場合に利用される。

訪問リハビリテーション

主治医の指示により家庭で理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うサービス。

【ま行】

民間事業者

介護保険制度下においてサービス提供を予定する主体。社会福祉協議会、社会福祉法人、財団法人、社団法人、医療法人、農業協同組合、生活協同組合、特定非営利活動法人、各種の会社、宗教法人、学校法人等。さらに市町村から基準該当サービスとして認定された業者、団体等を含め、様々な主体がサービスを提供することになる。

民生委員

民生委員法に基づいて、厚生労働大臣より委嘱される民間の篤志奉仕者。福祉事務所等の行政機関の生活保護事務等に対する協力活動、ひとり暮らし高齢者の援護活動や相談活動などの自主的な民間福祉活動等を行う。

【や行】

有料老人ホーム

原則として60歳以上の方が入所する民営の老人ホーム。入所要件は個々に施設で定めている。なお、一定の要件で介護保険の給付対象となる施設もある。

ユニット型施設

ユニット型は、4人部屋主体の居住環境を抜本的に改善し、集団処遇型ケアを個人の自立的生活を支援するケアに転換していくものです。その特徴として、個室をはじめとした在宅に近い居住環境と、ユニットケア（施設の居室等をいくつかのグループに分けて、それぞれをひとつの生活単位であるユニットとし、少人数による日常生活を通じてケアを行うもの）があげられる。

要介護者

介護保険法では「要介護者」を次のいずれかに該当する者と規定している。

(1)要介護状態にある65歳以上の者、(2)要介護状態にある40歳以上65歳未満の者であって、その要介護状態の原因である身体上、精神上的の障がいがあるが、特定疾病によって生じた者。 → 特定疾病

要介護状態

介護保険法では「要介護状態」を「身体上又は精神上の障がいがあるために、入浴、排泄、食事等の日常生活における基本的な動作の一部又は全部について、厚生労働省令で定める期間にわたり継続して、常時介護を要すると見込まれる状態であって、その介護の必要の程度に応じて厚生労働省令で定める区分（要介護状態区分）のいずれかに該当するもの」と定義している。

要介護度

介護の必要度に応じて定めた区分。要支援を除いた、要介護1～要介護5までの5つの区分をいうが、一般的には要支援1・2も含んだ7つの区分をいうこともある。要介護5が最も重い区分。「要介護状態区分」とも同じ意味。

養護老人ホーム

原則として65歳以上で、心身機能低下や住宅に困窮しているなど家庭での世話が困難な方が入所できる施設。入所には所得制限がある。

要支援

要介護状態区分の要介護1～要介護5に対して要支援1～要支援2の認定区分をさす。

要支援者

介護保険法では「要支援者」を次のいずれかに該当する者と規定している。

(1)要介護状態となるおそれがある65歳以上の方、(2)要介護状態となるおそれがある40歳以上65歳未満の方であって、その原因が特定疾病による者をいう。

予防給付

要支援1、要支援2に対するサービス給付。対象者の特徴は、廃用症候群（骨関節疾患等を原因とし、徐々に生活機能が低下するタイプ）の方が多く、早い時期に予防とリハビリテーションを行うことで生活機能を改善できる可能性がある。従って、本人の意欲を高めながら予防のサービスを提供することが必要とされる。

【ら行】

リハビリテーション

身体に障がいのある人などが、再び社会生活に復帰するための、総合的な治療的訓練。身体的な機能回復訓練のみにとどまらず、精神的、職業的な復帰訓練も含まれる。本来は社会的権利・資格・名誉の回復を意味し、社会復帰・更生・療育の語があてられる。

療養病床等

病院または診療所の病床のうち、精神病床、感染症病床、結核病床の三病床を除いた長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるためのもの。

老人クラブ

高齢者自ら老後の人生を健全で豊かなものにする自主的な組織。概ね60歳以上の方で構成される。レクリエーション、教養を高める活動、社会奉仕活動など広汎に活動している。市レベル、県レベル、国レベルに連合組織がある。

老老介護

一般的に高齢者が高齢者を介護する状態をいう。例えば、高齢者のみの夫婦世帯で一方が寝たきりになったような場合で、ほかに介護する方がいない場合、こういったことが起こる。介護をめぐる問題の一つである。

第5期 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

平成24年3月

編集・発行 真岡市健康福祉部 福祉課・介護保険課